

解題 紀州小山家文書

久木小山家文書を中心に

坂本亮太
SAKAMOTO Ryota

はじめに

「熊野地域」の中世史は、主に熊野三山や熊野参詣の歴史として描かれてきた。そういったなかにあつて、熊野水軍（紀南・熊野の武士たち）の動向やその歴史を明らかにすることは、熊野三山中心の歴史像を捉え直すことにもつながるだろう。さらに、紀伊半島を中心（境）としたの東西流通・交流上の関係性、すなわち太平洋海運（潮岬を越えるルート）の様相（接続と断絶）を知るうえで、熊野で活動した水軍領主の姿を追究する必要がある。

熊野水軍については、高橋修氏らの研究に詳しい¹⁾。平安時代後期から鎌倉時代前期、熊野水軍は熊野別当を中心に組織・構成されていた（「熊野衆」「熊野海賊」「熊野悪党」とも史料上にあらわれる）。承久の乱以降、熊野三山・別当の力が衰えていくなかで、それまでは紀伊半島沿岸部（熊野の海域）で活動していた武士たちが歴史の表舞台に登場してくるようになる。鎌倉時代後期以降になると、安宅氏・小山氏・周参見氏・太地（泰地）氏・潮崎氏・色川氏・鵜殿氏・有馬（榎本）氏な

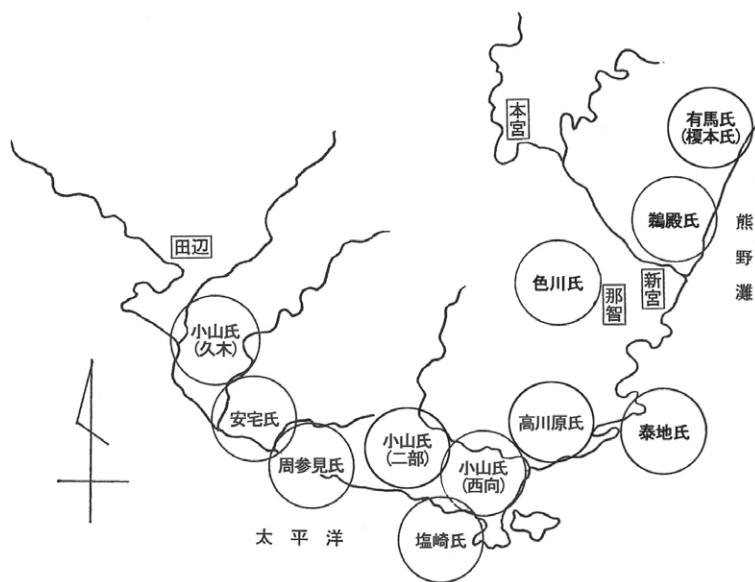


図1 熊野武士勢力図

ど、紀伊半島沿岸部の地名を冠した武士の存在が確認できるようになる(図1)。熊野水軍の各氏は、熊野三山の社家・御師や平家の落人、鎌倉幕府御家人など出自は様々で、山間部を拠点にするもの、沿岸部で交易活動に従事するものなど、性格も多様で、非常に個性的で独自の展開を遂げた。熊野水軍の各氏は、それぞれに自立的な姿を示しつつも、時には協力・連携するなどして活動をしていた。そのなかでも最大の勢力を保持していたと目されるのが、小山氏である。

近年、紀州小山氏に関わる文書原本(久木小山家文書・神宮寺小山家文書・二部小山家文書・西向小山家文書・善妙寺文書をあわせて「紀州小山家文書」と呼称する)の再発見が相次いでいる。なかには学界未紹介の中世文書(写・偽文書等も含めて約六〇点)が含まれていることも明らかになった。そこで本共同研究においては、久木小山家文書の原本調査(寸法計測や釈文作成)を中心に実施した。その成果を広く公開し、今後の活用に供すべく、久木小山家文書を含む「紀州小山家文書」について、資料編として掲載するものである。あわせて、安宅文書・色川文書・鶴殿文書等、熊野の武士に関わる中世文書についても調査のうえ、可能な範囲内で掲載した。

本稿では、「紀州小山家文書」を理解するうえで必要となるであろう基本情報を解題として触れておきたい。

一 熊野の中世文書

熊野地域に関わる中世文書群として注目すべきは、第一に熊野三山に関するものが挙げられよう。熊野三山に関する中世文書については、既に高木徳郎氏による簡潔なまとめがある²⁾。

熊野三山の中世文書のうち、国重要文化財の熊野那智大社文書については、『熊野那智大社文書』五卷(および索引一卷)が刊行され、熊野

那智山に関わる旧社家・御師家文書(米良文書・尊勝院文書(潮崎八百主文書)・橋爪文書・廊之坊文書(潮崎稜威主文書)・龍宝院文書(潮崎萬良文書)がほぼ網羅・紹介されている(ただし未刊・未収録のものもある)。また近年、旧宝蔵院所蔵史料(実方院所蔵文書)も、『熊野那智御師史料―旧宝蔵院所蔵史料の翻刻と紹介―』、『熊野那智御師旧宝蔵院所蔵史料補遺』として紹介されており、那智山御師の活動をさらに知ることができるようになっている。

熊野速玉大社文書についても古くより刊本化されており、現在確認できない文書(『紀伊続風土記』所収文書など)も含めて、『熊野速玉大社古文書古記録』としてまとめられている。さらに近年、新宮(速玉大社)の本願について『熊野本願所史料』が刊行・紹介され、新宮の社家組織や戦国期以降の新宮地域の動向をより詳細に知ることができるようになった。

また、熊野本宮大社文書についても、『和歌山県史』中世史料二で紹介された後、『山岳修験』九号において新出の熊野本宮大社文書・畠中文書(本宮御師)も紹介されている。県外流出分として、本宮御師の見座家文書(一部が兵庫県立歴史博物館喜田文庫)などがあり、展示図録『熊野本宮大社と熊野古道』や東京大学史料編纂所の写真などで把握することができよう。

これら熊野三山の中世文書は、熊野三山の社家組織や御師の活動に関わるものが主体であるが、熊野三山の社家組織と周辺土豪(在地領主層)、さらには城館群等とは密接な関係にあり、熊野地域の中世史はこれら史料に拠るところが大きい。

このように、熊野三山と旧社家(御師家)に所蔵される文書群が大部分を占めるが、熊野三山周辺(膝下)にも中世文書を有する事例が散見する。田辺市(旧本宮町域)では、松本家文書・中原家文書・和田家文書・湯川家文書(『和歌山県史』中世史料二 所収)があり、それぞれ

一〇〜二〇点程度の中世文書を伝え、一・二点に留まるが勢古家文書・坂本家文書・伏拝区有文書など（『本宮町史』古代中世資料編・文化財編 所収）もある。ほとんどが熊野川流域の小領主・村落領主に関わる文書群であるが、村落の様相（惣中など）も伝えるものとなっている。熊野那智大社と密接な関係にあった色川郷には色川文書（清水文書ともいう）が残り、中世文書八点を伝える（史料編収録、内容については呉座論文参照）。また、熊野速玉大社周辺では、新宮御師・社家でもあった鶴殿氏に関わって、鶴殿文書がある（史料編収録、ただし原本は現在流出し、一部は吉井良尚氏旧蔵文書などとして伝えられるのみで東京大学史料編纂所の謄写本で把握することができる）。

一方、紀伊半島南西部（西牟婁地域）に目を転じると、小山家文書を除くとほとんど中世文書は残っていないという地域性がある。中世文書が残るのは、白浜町の観福寺文書（鎌倉期の文書一点）、森家文書（戦国期の文書一点）、安宅家文書（原文書が伝わるのは南北朝期の文書一点、史料編所収）、田辺市（田中辺路町域）の野長瀬家文書（南北朝期の文書一点）があるに過ぎない（そのほか「紀伊続風土記」「紀伊国古文書」などに所収される分もあるが、それも数は限られる）。田辺市域（旧田辺市）内においても、鬮雞神社文書や芳養八幡神社文書、目良文書など数点程度に留まる。

熊野地域に関する中世文書は、熊野本宮大社・那智大社・速玉大社の周辺、さらに「地下文書」に限定すれば熊野川流域に多い傾向にある。いわば三山の影響が強い地域とも言い換えることができる。その反面、和歌山県の太地町・串本町・すさみ町・白浜町・上富田町・田辺市にかけては、紀州小山家文書以外、まとまって中世文書を残す事例は極めて稀である。こういった状況をみるだけでも、紀州小山家文書の重要性を自ずと推し量ることができるだろう。

二 紀州小山家文書の研究史

紀州小山氏は鎌倉時代後期に熊野の沿岸部で蜂起していた「熊野海賊」を取り締まるために、関東から派遣された御家人であったとされる。そのうち、兄（または弟）の経幸が日置川流域に、弟（または兄）の実隆が古座川流域に定着し、それぞれ久木小山家と西向小山家となった（図1）。このように、小山氏は紀伊半島南部で二つの家に分かれつつ（さらに戦国期にも分家を創出しつつ）、中世を通じて（江戸時代以降も）大きな勢力を保持していた³。紀伊半島南部で最大の勢力を誇った武士団といっても過言ではないだろう。

紀州小山家文書については、早く江戸時代に『紀伊続風土記』や「牟婁郡古文書」「紀伊国古文書」で把握され、明治二十一年（一八八八）には東京帝国大学終史局（後の東京大学史料編纂所）により影写本が作成されている。戦後、日本常民文化研究所によって西向小山家文書の採訪がなされ、二〇〇五年四月には『紀州小山家文書』として中世文書全点（写も掲載）と近世文書の一部が紹介された⁴。小山家文書の位置づけについて、網野善彦氏は「西向浦の小山家文書に、久木の小山家、さらに神宮寺、二部の小山家まで加えて総合的な研究を進めるならば、阿波国まで含む熊野水軍の実態をより鮮明にすることも可能と思われる」と述べる⁵。非常に重要な提言である。

また二〇〇五年五月には『日置川町史』第一巻が刊行され、東京大学史料編纂所の影写本をベースに、西向小山家・久木小山家・神宮寺小山家・善妙寺文書を、また江戸時代の写本所収の中世文書や由緒書・系図などもまとめて、紀州小山家関係の文書が集成された⁶。一般向けには、高橋修編『熊野水軍のさと 紀州安宅氏・小山氏の遺産』として、久木小山家文書なども含め、日置川流域の中世の状況がわかりやすくまとめ

られている⁷⁾。ただ、紀州小山家文書を集成した『日置川町史』でも、「久木小山家・神宮寺小山家は、ともに日置川町を離れて久しく、原本を確認することは出来なかつたので、本書では、修史局が作成した影写本に従って、両文書を（一）久木小山家文書、（二）神宮寺小山家文書として翻刻し、そこからは漏れていて『紀伊続風土記』に採録されている文書を別に（三）『紀伊続風土記』所収文書として掲載することにした」とあり、原本の所在確認には至っていない。そのようななか近年、各小山家文書の原本の確認が進んでいる⁸⁾。本共同研究はこのような動向を受けて、実施したものである。

三 紀州小山家文書の概要

（1）久木小山家文書

久木小山氏は日置川中流域の三箇荘久木（白浜町）に拠点を構えた一族（経幸を祖とする）である（図2参照）。久木小山家に伝えられた久木小山家文書は、現在その多くを和歌山県立博物館が所蔵し、総点数六三三点を数える（うち一一〇点程度が写しも含む中世文書）。そのほか、個人（目録ではA）が所蔵する中世文書一九点（近世・近代文書四四四点）、別の個人（目録ではF）が所蔵する中世文書二点、旗一点が近年見つかった。さらに、東京大学史料編纂所の影写本にある中世文書で原本の確認できていない文書が一点（目録でXとした称光天皇口宣案）、近世編纂資料に収録される文書（目録では乙）九点がある。現状、写しも含めた中世文書の点数は一六六点を数える。

久木小山家文書の大きな特徴は、①小山氏紀州下向以前の文書が含まれている点、②周辺武士（周参見氏・安宅氏など）や守護畠山氏、奉公衆湯河氏・山本氏の発給文書が一定量含まれている点、③豊臣政権関係者からの文書類がまとまって残されている点、④近世文書も豊富に残り

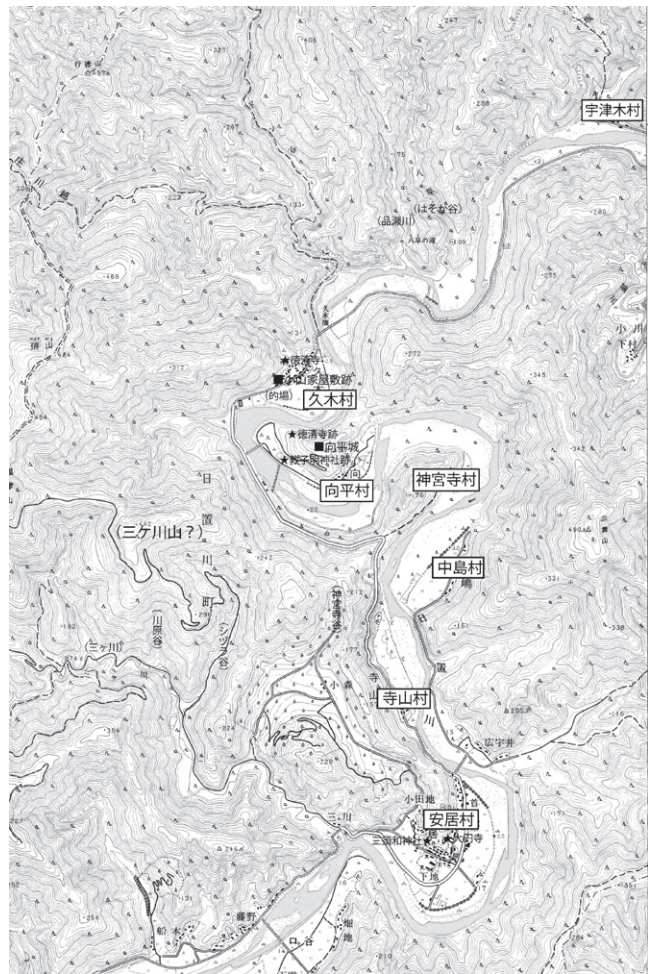


図2 日置川中流域の久木小山氏関係地図

熊野の水軍領主の近世的变化を追うことができる点、などが挙げられよう。江戸時代の文書については、本報告では触れないが、内容的には書状や（山林）売券、さらには小山一族関係の文書などが多くを占め、検地帳や年貢関係の文書など村政関係の文書は一切含まれない。久木小山家は江戸時代には庄屋ではなく、地主であったことにもよろう。中世文書の内容については、次節で詳しく触れたい。

（2）神宮寺小山家文書

神宮寺小山家文書は、久木小山家の分家と目される小山一族で、三箇荘内の神宮寺（白浜町）に本拠を構えたため、このように呼称している（現在、白浜町神宮寺は廃村）。神宮寺小山家に伝えられたのが、神宮寺小山家文書である。これまで所在不明とされてきたが、平成二八年（二

〇一六)に原本を確認することができた。その後、所蔵者であった佐武家より寄贈を受け、現在は和歌山県立博物館の所蔵となっている。

神宮寺小山家文書は現状一三点の文書を数え、中世文書一〇点、近世文書三点が残されている(そのほか影写本や写しなどで知られていた中世文書二点(目録ではX・Zとした)があり、総数二五点となる)。特徴としては、①日置川流域の所領に関するもの、②紀伊守護畠山氏関係の文書、③豊臣政権奉行人関係文書、④安宅氏と交わした書状、⑤近世文書、となる。

日置川流域には小山一族(下人・若党なども含め)が広範に存在し、神宮寺小山家も久木小山家から分立した一族であった。ただし、神宮寺小山家の分家の時期は、残された近世文書を見ると、江戸時代中期(十九世紀前半)であった可能性も考えられるが、明らかに久木小山家と別の小山一族が見られるため(「小山和泉」【神宮寺 一〇号】)、少なくとも織豊期頃には分家をしていった。系図に見られるように、分家の時期は戦国時代(十六世紀前半)の可能性も十分考えられる。

なお、詳しくは拙稿「熊野水軍小山氏をめぐる資料(2)―神宮寺小山家文書―」(抄録を補論1として掲載)を参照していただきたい。

(3) 善妙寺文書

善妙寺文書は、戦国時代に久木小山家から分かれた長八郎(経次)の子孫に関わる家の文書である。戦国期に畠山氏に命じられ、久木小山一族のうち、俊次の弟である長八郎・善十郎(清次)兄弟が日高郡小松原(御坊市)に移住し、長八郎が円通寺(御坊市)の住職となった後、その末裔である真信が善妙寺(御坊市)へ移ったことで、善妙寺に伝えられた文書であるという¹⁰⁾。なお、善十郎(清家)は出家し永恩と改め、鳳生寺(御坊市)に入寺したとも伝える。鳳生寺(臨濟宗)は湯河の菩提寺でもある。善妙寺文書を紹介した木下靖夫氏は、長光を湯河氏一族の

人物とし、また長八郎・善十郎(長広とする)を小山俊次の子とする。

善妙寺文書は、戦国期の文書三点が残されていることが報告されているが、現状では確認できていない。善妙寺には近世文書が若干残されているが、いずれも善妙寺(浄土真宗)に関するもので、小山家に関するものは一切確認できなかった。

なお善妙寺文書については、善妙寺住職であった木下靖夫氏による報告・紹介(小さいながらも文書の写真が掲載される)がある。

(4) 西向小山家文書

西向小山家文書は、古座川河口部の西向(串本町)に拠点を構えた小山一族(実隆を祖とする、図3参照)に伝えられた文書群である。所蔵者は芦屋市に住んでいたため、阪神・淡路大震災の際に行方不明となったという¹¹⁾。ただ日本常民文化研究所が採訪した際の記録が残り、中・近



図3 古座川河口部の西向小山氏関係地図

世の文書あわせて二八二点（うち中世文書二二点）が『紀州小名家文書』として、写真と翻刻に加え、網野善彦氏の解説付きで紹介されている。中世文書は、鎌倉末〜南北朝時代の文書が主体を占め（一七点）、室町・戦国期の文書は少なく（二点）、豊臣期の文書が二点見られる（そのほか年未詳ながら、土地台帳の断簡一点も残る）。特に鎌倉末〜南北朝期、豊臣期の動向から、水軍領主（海賊）としての側面が注目されてきた。

西向小山氏は、西向小山家文書以外にも登場する。天文十六年（一五四七）の南光坊道範借錢状には「古座小山殿」、文禄二年（一五九三）の潮御崎神社棟札には「大旦那古座小山殿」とあらわれ、現地では当時、「古座小山」と呼ばれていたようである。西向小山氏は、那智御師である南光坊道範に四貫五〇〇文を貸すことができ、また潮御崎神社の造営にあたっては大旦那として五貫文（以上）の負担をするなど、大きな経済力を有していた。文禄二年の潮御崎神社棟札には「古座小山殿」のほか、「小山太夫南殿」の名前も見られる。この人物がどの小山家に当たるのかは不明である。

西向小山氏をめぐっては、江戸時代の動向についても研究が進められている。江戸時代には下野結城小山氏と結びつける由緒が系図作りの専門家（儒学者の「武内龍惇瀨」によって作られたこと^④、江戸時代に西向小山氏が遠見番役を務め、捕鯨に直接関わっていたかどうかは再検討が必要であることなどが明らかされている^⑤。また近年、西向小山家に残る天正期の年号のある由緒・文書の検討をおこなった藤井寿一氏の論考もある^⑥。このように、近世文書も含め、西向小山氏の動向や、水軍領主（海賊）の近世的展開についても注目を集めている。

なお、西向小山家文書については、『紀州小名家文書』に掲載される網野善彦氏の詳細な解説に譲りたい。

(5) 二部小名家文書

二部（串本町高富）に拠点を構えた二部小名家に残された文書が二部小名家文書である。全て江戸時代以降の文書で、総数五一点を数える。そのうち、南北朝期の文書の写が三点残されている。近世文書も由緒、地主身分の確認に関わるものが大半を占める。

二部小名家の由緒については、戦国〜桃山期に八右衛門・弥次兵衛の名前が知られるものの、西向小山家・久木小山家の人物・系図とは異なる。その点、中世段階で既に分家し、一定の勢力を築いていた可能性が考えられる。文禄二年の潮御崎神社棟札に「二部竹之内殿」とあらわれるのは、二部小山氏かもしれない。

なお、内容の詳細については、「熊野水軍小山氏をめぐる資料」^⑧（抄録を補論2として掲載）を参照していただきたい。

* * * * *

このように、紀州小名家文書は総体で二〇〇点近い中世文書を伝えている。先にも触れたように、熊野地域で熊野三山以外（しかも西牟婁地域）にこれほど多くの中世文書を伝えている事例は他にない。熊野水軍の歴史はもちろんのこと、熊野の地域史を解明していくうえでも欠かせない文書群といえよう。そして紀州小名家文書をめぐっては近年その所在確認・公開が大きく進展し、ようやく網野善彦氏の提起に答えられる研究環境が整ったといえる。紀州小名家文書を紹介する意義は、現状で大いに高まっていると考える。

四 久木小山氏の歴代

本解題においては、これまで全貌が紹介されることのなかった久木小山家文書を中心に、基礎的な事項の確認とその内容紹介を行いたい。そこでまずは、久木小山家の歴代について、系図と文書とを照合しながら

ら、その概略を確認しておきたい¹⁹⁾。久木小山氏の歴代については、系図上では、経幸(石見守)―兼光(八郎・左衛門尉)―行近(八郎・右京亮)―家長(八郎・左衛門少尉)―家次(九郎・隼人亮)―長次(八郎)―春次(八郎・左衛門少尉)―俊次(三郎五郎・式部大輔・豊前守)―定次(弥八郎・石見守)―氏次(式部大輔)と続く。以下、久木小山家文書との関係を具体的に見ておこう。

経幸 【六〇号】【六一号】【六三号】【二六〇号】で確認できる。年代で見ると、徳治三年(一三〇八)・正和五年(一三一六)・元亨四年(一二三四)・正平二十一年(一二六六)の文書に所見する。ただし、活動期間が六〇年の長期及ぶ点、正平二十一年の年記のある【二六〇号】は『紀伊続風土記』でのみ確認できる文書である点も注意を要しよう。

経幸の活動期間(元弘元年(一二三二)に、「小山道こう」という人物も確認できるが【四六号】、経幸との関係は不明である。

兼光 天授五年(一三七九)の【二五一号】で確認できる。そのほか、康暦二年(一三八〇)に小山八郎左衛門尉とあるのも、兼光に比定できよう。

この後、「久木小山」【五二号】、「小山はいとう」【五号】、「小山八郎」【六号】【七号】と小山氏の名前が確認できるが、兼光に比定できるかどうかは判然としない。「小山八郎」は、後述する久木八郎のことだろうか。

行近 応永二十年(一四一三)の【一五三号】で確認できる。

家長 応永二十五年に「鮎河八郎左衛門家長」【九号】とあらわれ、鮎河を名乗っている。同二十六年(一四一九)の文書【二〇号】には、「小山八郎左衛門」とあり、これも同じ人物を指すのだろうか。

家次 【一一号】【一二号】【二四号】で、「九郎」ともあらわれる。ともに永享十年(一二三八)の文書である。なお【神宮寺一号】に「隼人」とあらわれ、享徳三年(一四五四)までの活動が知られる。以後、久木

小山氏一族は「次」を通字としており、家次がその最初にあたる。詳細な譲状が作成されるなど、系譜上の大きな変化をここに求めることもできよう。

長次 享徳三年(一四五四)の文書【二三四号】に「八郎」とあらわれ、長次のことを指すものと思われる。年末詳ではあるが、文明八年(一四七六)・同九年と比定できる長則書状・神保長誠書状【一四〇号】〜【一四二号】に「八郎」とあらわれ、これも長次に比定できよう。

長次の活動期間が享徳三年〜文明九年となるわけだが、その間、寛正元年(一四六〇)に「小山はいとう」【一四九号】、文明五年(一四七三)には「直心」「彦二郎」【一〇八号】【神宮寺八号】が見られる。

弥八 この人物は系図上では確認できない。『日置川町史』では、「弥八」を弥八郎の定次(定次については後掲)に比定しているが、遊佐順房からの文書【一四三三号】があること、畠山尚順が尚慶・ト山と名乗っていること【二三六号】〜【一三八号】などから考えると、时期的に齟齬する。弥八は長次と春次の間に位置する人物と考えられる。また【一四三三号】は、これまでの研究でも指摘されているように「湯河少弐退治」が話題にのぼる文書であることから、明応年間(一四九二〜一五〇一)頃の文書と思われる²⁰⁾。

また、この時期には「修理亮」という人物も確認でき、系図では春次の弟に修理亮氏繁がいるものの、修理亮と氏繁を結びつけられるかどうかは検討を要する。一方、文明五年の文書【一〇八号】には「しゆりせんぞぢきしん」ともあり、修理と直心との系譜上のつながりも想定される。

いずれにせよ、十五世紀末〜十六世紀初頭の時期に弥八・修理など、久木小山家の系図に現れない人物の文書がまとまって残る。すなわち、系図と文書との大きな齟齬(断絶)が見られる時期である点には注意しておきたい。

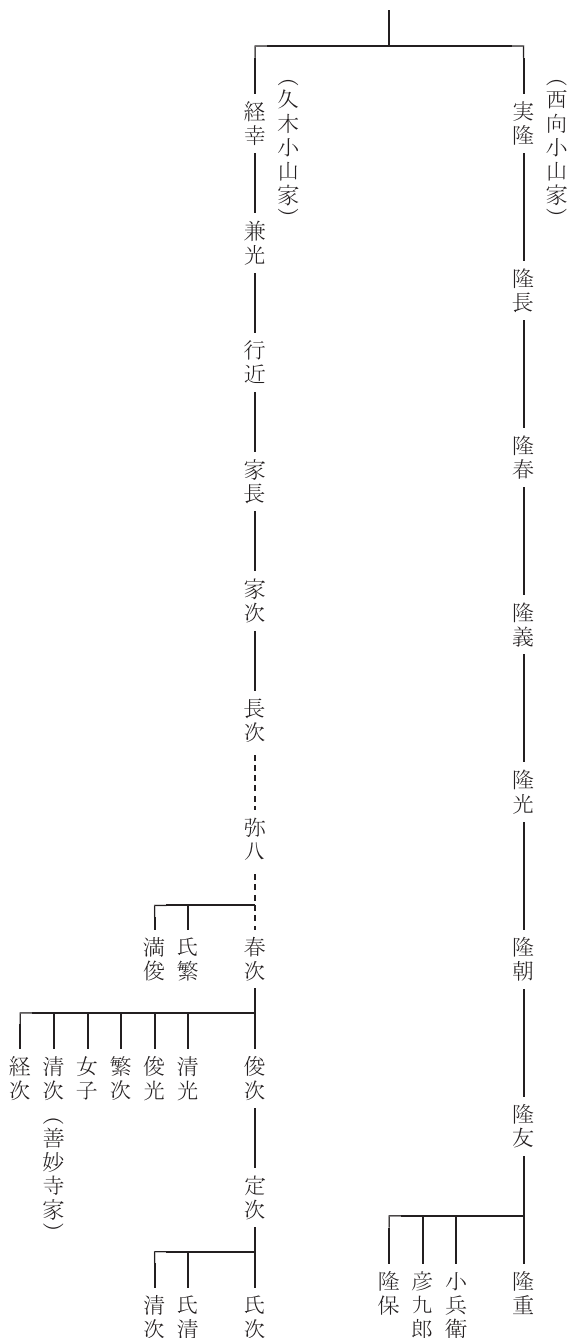
春次 春次の名前自体を文書中に見る

図4 紀州小山庄家系図

ことはできないが(ただし安宅文書【安宅一〇号】では文亀二年(一五〇二)に登場)、大永四年(一五二四)の文書【二二号】にある「八良左衛門尉」が春次に当たると考えられる。年未詳のものも含めると、【四号】【二六号】【一一〇号】【一一二号】【一二五号】で確認できる。また、神宮寺小山庄家文書でも【神宮寺二号】【神宮寺一号】【神宮寺一三号】【神宮寺一四号】の四通で「八郎左衛門(尉)」の名前が確認できる。文亀〜大永期(一五〇〇〜二〇年代頃)の人物とするこ

とができるが、次の俊次の活動時期と少し重なる。

俊次 俊次と実名が出てくるのは、天文九年(一五四〇)・同十年・同十一年・同十三年となる。系図では三郎五郎・式部大輔・豊前守としてるので、それも含めると大永五年(一五二四)から活動が見られ、大永五年(一五二五)〜天文十三年(一五四四)ころまでの活動時期が想定できる。俊次・三郎五郎・式部大輔・豊前守に関わる文書は、【二〇号】【二二号】【三八号】【六八号】【八一号】【八二号】【九三号】〜【九八号】【一一〇号】【一一三号】【一一四号】【一一六号】【一一七号】【一九号】【一三九号】【一四四号】〜【二四七号】、【参考1】【参考2号】となる。中世の久木小山庄家文書のうち、もっとも多くの文書を残している。神宮寺小山庄家文書のうち、【神宮寺一二号】・【神宮寺一五号】〜【神宮寺二〇号】の七通も俊次(三郎五郎・式部大輔)に関わるものである。



また俊次とは別に「小山修理助」も確認できる【参考1】【参考2】【一一八号】。これも系図にあらわれる春次の弟修理亮氏繁にあたるのか、別人であるのか、現状判明しない。

なお、系図によると、俊次には多くの兄弟がいたようである。神宮寺村に居住した兵太夫清光・中島村に居住した対馬介俊光(ただし付箋での記載)、久木森の先祖となる六太夫繁次、安宅治部太夫(定俊)に嫁いだ女子、小松原(御坊市)に居住した長八郎経、安居に居住した善十郎清次がいた(善十郎は御坊に移ったとも伝えられ、系図と伝承が齟齬する)。系図の内容にも問題があるが、俊次には兄弟が多く、この時に多くの分家が見られる点には注意しておきたい。久木小山庄の家の問題、さらには勢力拡大を理解するうえで重要な時期であったものと想像される。

定次 定次と実名であらわれる文書はない。系図で弥八郎・石見守とあ

ることから、【三八号】【八六号】【八七号】【一〇〇号】【一二〇号】が相当しよう。年代で見ると、天文二十二年（一五五三）、弘治四年（一五五八）となり、周参見氏との関わりを伝える文書との関係が見られる点特徴的といえる。

ただし、石見守については、「南紀古土伝」では八代氏次のこととしており（後改めて式部大夫になったとする）、系図と「南紀古土伝」とは齟齬する。そのため、【二〇〇号】【二二〇号】の「小石州」については、次の氏次の可能性も考えられる。

氏次 実名が記される文書は【九二号】のみであるが、年代は記されていない。系図にある式部大輔を手がかりとすると、【二三号】【二八号】【三〇号】【三二号】【三三号】【三五号】【七一号】【七三号】【七四号】【七七号】【七八号】【八八号】【八九号】【九〇号】【九二号】【九九号】【二〇二号】【一六一号】となる。年号記載のあるものでは、天正二年（一五七四）、同三年・同五年・同十一年・同十五年の文書に登場し、推定のものを含めると文禄三年（一五八七）・慶長六年（一六〇一）・同十九年（一六一四）の文書もある。そのほか、年代は特定できないが朝鮮侵略に関わる文書のなかにもあらわれる。先にも触れたように、「南紀古土伝」では石見守を氏次としており、【二〇〇号】【一二〇号】の「小石州」は氏次の可能性も考えられる。いずれにせよ、天正・慶長期（十六世紀末・十七世紀初頭）の人物とすることができ、朝鮮にも在陣していたようである。

* * *

以上、久木小山氏歴代の活動時期について、系図と照合しつつ中世文書から位置づけてみた。西向小山家との関係も含め、図4のように復原できる。結果、年末詳文書も概ねの年代を推定することができるようになる（そのほか別の人名や出来事・事項等から推定したものもある）。そこで、久木小山家文書の編年一覧（表1）を作成したので、参照した

だきたい（あわせて寸法や既存刊本との関係も掲載した）。文書と系図を比較・対照すると、経幸と兼光、長次と春次の間のつながりが悪く、久木小山氏の系譜をそのまま鵜呑みにすることのできないことが明らかとなった。それは、久木小山家文書を利用、位置づけるうえで注意を要する点でもある。十三世紀半ば後半、十五世紀末・十六世紀初頭に久木小山家の系図上、混乱がある点、すなわち久木小山家が大きな変貌を余儀なくされた時期であろう点はおさえておきたい。

五 久木小山家文書の内容とその変遷

久木小山家文書について、時代別に文書数を示すと（無年号文書も推定できるものはその範囲内にいれた）、鎌倉時代（元弘三年）が二二点、南北朝時代（建武二年・康応二年）一八点、室町時代（応永二年・明応七年）二二点、戦国時代（明応七・元龜元年）五八点、桃山時代（天正二年・慶長十九年）二九点、年代不明が一九点、となる。鎌倉時代よりまんべんなく文書が残されているが、戦国期（十六世紀前半）が群を抜いている点（ほかの時代と比べると倍近い数の文書が残る点）が特徴といえよう。

次に、残されている文書の内容であるが、荘園諸職（地頭・預所・公文・免田など）の補任状・安堵状など荘園文書、讓状・土地売券・道者売券など家の権利関係文書、国人や豊臣家奉行人層からの書状などの私文書、守護の感状など、多種多様な文書が見られる。これらは時代によって変わる面もあるが、久木小山氏の多様な性格を反映したものとなっている。すなわち、久木小山氏（および小山氏に先行する勢力）が、地頭・荘官（預所・公文）、御師・「熊野山上綱」、国人であったことを示し、中央（荘園領主、守護や豊臣家奉行人層など）、周辺地域勢力（国人や在地領主）、地域社会（村落・寺社など）との関係性をそれぞれ窺

うことができるという面を持っている。

以下、時代別に内容上の特徴も確認しておこう。

(1) 鎌倉〜南北朝時代(小山氏以前、経幸・兼光)

紀州小山氏は先にも触れたように、鎌倉時代末期に経幸・実隆の兄弟が熊野の海賊鎮圧のために下向し、後に定着したとされる。しかしながら、久木小山家文書には天福元年(一二三三)の文書をはじめ、鎌倉時代(特に小山氏紀州下向以前)の文書が一定量含まれる。しかも、南北朝期のもも含めて、多くが小山氏に宛てられた文書ではない。

小山氏来住以前 この時期の文書のなかで注目されるのが、久木氏である。鎌倉末期には、久木季重(末重)【二号】【四八号】【六四号】【八四号】【神宮寺 七号】、久木助入道【四九号】、久木八郎【二三二号】【一三三三号】が確認でき、久木小山家文書には久木氏関連の文書が少なからず含まれている。久木末重は「まん成ところ所のす季多重しけ」ともあらわれ【四六号】、かつ「安居村預職」にも補任されていた【神宮寺 七号】。同じく「久木住人土井太夫」【一二二号】【一二四号】も、久木土井(土居)太夫季重ともあらわれることから【二号】、同じく久木氏の可能性があり、日置川流域の久木で中心となる勢力(政所・土井)として久木氏が存在したことは間違いない。久木氏は「一門」を有する集団でもあった【八四号】。この点、久木氏と小山氏との関係が気になる点である。高橋修氏によると、地元で元来勢力を誇っていた久木氏が御家人としてやって来た小山氏を迎え入れ、名跡を乗っ取ったと指摘されており、さしあたり高橋氏の説で考えておきたい。小山氏と久木氏等との関係については、この時期の出所(伝来経緯)不明の文書、さらには元亨三年(一二三三)の年記のある久木季重讓状【一号】の位置づけが重要になってくる。なお、経幸の系譜上(長期間に及ぶ)の問題点も、久木氏と小山氏との関係(勢力交代)に起因するのだろう。

この時期の文書の特徴としては、荘園制的な職に関わるものが多いといった点が挙げられる。必ずしも久木氏に宛てられたものばかりでないが、名田の得分注文、地頭職の讓状、神田・免田の和与状、公文職宛文、預所の安堵状など、荘官等の権利関係文書が多くを占める。久木氏をはじめとする小山氏以前の勢力が荘官層であったことを物語ろう(その受給文書であったものと思われる)。特にこの時期の文書を見ると、日置川流域のほか周参見荘・生馬荘(郷)・三栖荘・富田荘など広域(西牟婁の広範囲)に及ぶ権利(職)関係の文書となっている点も特徴的である。西牟婁地域の荘官層の活動を窺わせるものと言え、それを統合(集積)したのが久木小山家文書ともいえよう。生馬郷(生馬荘)地頭職は「与一太郎忠綱」が知行し、甲斐孫五郎とともに「本領主」とも見られる【四七号】。そのほか、庄司、公文、預職などに関するもので、小山氏に先行する勢力は西牟婁地域の荘官層で、最終的には西牟婁地域の大部分(の荘官層)を勢力下に治めた勢力と見なすことができるのではないだろうか。旧来からの在地勢力と西遷御家人とがどのような関係(対立と融和)にあったのか、残された文書から改めて検討する必要があるだろう。ただ、【六二号】など未来年号の文書がある点、注意を要する。そして、この時期の文書は多くが仮名文書である点も抑えておきたい。

南北朝内乱と小山氏 久木小山家文書には南北朝時代の文書が一八点残るが、年号は南朝年号と北朝年号が入り交じっている。高橋修氏は久木氏が北朝方、小山氏が南朝方であったため、小山氏が衰退し、久木氏が小山氏の名跡を乗っ取ったとするが、²³⁾ことはそう単純ではない。試みに久木小山家文書から具体的にその変遷を見ると、南朝(建武)※久木、延元、興国、北朝(貞和)、南朝(正平)※久木、北朝(延文)※久木、南朝(天授)※小山、北朝(康暦)※小山、南朝(弘和)※久木小山、北朝(康応)とめまぐるしく変わる。もちろん、先に触れた

ように久木小山氏が受け取った文書ばかりでなく、久木氏をはじめとする諸勢力が受け取った文書とすれば、同一地域内で南朝・北朝分かれて対立状況にあった可能性もあり、もう少し慎重に腑分けして検討していく必要がある。

なお、西向小山氏も南朝（建武・延元・興国）、北朝（貞和）、南朝（正平）と年号が変遷しており、当初は南朝方、途中で北朝方になり、正平一統で南朝方になるというように（恐らくその後北朝方になり本拠整備を本格化させる）、同じような動向であった²⁴。いずれにせよ、紀伊、熊野地域の南北朝内乱（の政治動向）を子細に位置づける必要があり、そのなかで久木小山家文書の果たす意義は大きいのではないだろうか。

紀伊水道（阿波）と小山氏 この時期の文書の特徴として、阿波国との関わり（広域的な活動）が見られる点も重要である。小山氏が紀伊水道をまたにかけて活動していたことも物語ろう²⁵。特に鎌倉末・南北朝期には西向小山氏とともに、阿波・淡路・瀬戸内などの戦乱に従軍し、阿波国の所領も宛て行われている。久木小山氏も新田経家請文【六三号】もあるように、経幸は阿波で海賊鎮庄に関わっていた（ただし宛所は検討を要する）。また、兼光は阿波国立江荘内北方地頭職を細川正氏より宛てがわれてもいる【五三号】。この点は、西向小山氏の活動とともに、まさに水軍領主としての実態を示すものともなっている。

（2）室町時代（行近・長次）

室町期には大内氏・畠山氏など紀伊守護からの発給文書がいくつかわかり、さらに久木小山氏の所領や権益に関わる文書（讓状・売券類）が見られはじめ。

守護畠山氏と小山氏 守護発給文書としては、大内氏による宛行状、畠山持国・義就・尚順による感状などがある。久木小山氏が紀伊守護から

所領宛行を受けたり、軍勢催促を受けて、熊野のほか多武峰など熊野以外の場所へも合戦に参加したりしていたことがわかる。守護被官とは言えないが、久木小山氏は紀南の有力な国人と認識されていたのだろう。ただし注意したいのは、応永三十四年（一四二七）、足利義満側室北野殿が熊野参詣した際、山本氏・湯河氏・安宅氏・周参見氏は一の瀬（上富田町）へ参じているが、小山氏の名前は記されない点である（「熊野詣日記」）。小山氏は安宅氏・周参見氏などと比べると格が下がる存在であったのか（この時期は室町將軍家に把握される存在ではなかったのか）、それとも小山氏は家次以前の時期に相当し系図上の混乱期（久木氏と小山氏の勢力交代期）であったためか、小山氏の位置づけを考えると重要な問題だろう。

室町期の久木小山家文書のなかでとりわけ興味深いのが、畠山氏の内証時の久木小山氏の動向に関わる文書である。享徳三年（一四五四）一月二十日に小山家次・長次の親子は畠山氏の内証に関わり、畠山義就（義夏）からの要請を受け切目（印南町）へと出陣している【一三四号】。この時の合戦では、久木小山氏が味方した義就方は敗れている。そういった影響もあつてか、文明八年（一四七六）には、久木小山氏は畠山政長方からの要請を受け、龍口城・三栖・衣笠城・知法寺城・秋津口・目吉良城（いずれも田辺市）へ出陣し、義就方と戦っている【一四〇号】。【一四二号】。畠山氏の内証当初、久木小山氏は義就方で、後に政長方へと転身しているのである。正守護に従う久木小山氏の姿がみてとれる。このような動向は、富田川流域の奉公衆山本氏も同じで、西牟婁地域の基本的な政治動向ともいえよう。そして、文書論的に興味深いのが、家次宛の畠山義就書状が神宮寺小山家に残され【神宮寺一号】、長次宛の畠山義就書状が久木小山家に残されていることである【一三四号】。その理由を明確にはできないが、神宮寺小山家の分家と関わるのではないか。

久木小山家の家産と日置川流域の在地社会 室町期には譲状や売券が見

え始める点も重要であろう。小山家次の譲状【一二号】では、久木小山家の家産を確認することができる。土地としては、久木・中島・向出原（向平）・富田内ノ川・安宅前田・生木・三栖などにあり、さらに道者（伊勢・丹波など）や武具（鎧・太刀）・下人も譲与対象となっている。道者については三栖王子の高太夫の旦那売券もあり【一〇七号】、少なくともこの頃には（熊野那智の）旦那を集積しており、御師としての側面がうかがえる。このような家産を形成する背景はどこにあったか、その点を知るうえで重要なものが、出挙米借用状【一一号】であろう。恐らく久木小山氏は、地域のなかで米など（そのほか具足など）を融通する存在であり、それをもとに土地・旦那の集積が行われていたものと思われる。久木小山家の経済力や地域内での位置を知るうえで、起点となる注目すべきポイントとなる。

③ 戦国時代（弥八〜定次）

室町期と同様、紀伊守護畠山氏（種長と種長奉行人）の発給文書が引き続き見られ、戦乱に関わって奉公衆の湯河氏や山本氏などの書状のやり取りも見られる。とりわけ奉公衆山本氏は家伝文書が残っていないため、久木小山家文書（に残る山本氏発給文書）は貴重な事例となっている。そして熊野方面へ出張していたり【九六号】、「御渡海御合力」していたりと【一一九号】、紀伊半島の沿岸部海域での活動もわずかながら確認できる。阿波・淡路などまでの活動は見られないが、鎌倉末々南北朝期以来、海域での活動をしていたものと思われる。

戦国熊野の争乱 戦国時代になると、紀伊の戦乱状況の変化にもうかがえる。特に十五世紀末〜十六世紀初頭にかけては、戦線が南下し富田川流域・日置川流域の戦乱は激しさを増していた。湯河氏・山本氏の書状では久木小山氏に対して、熊野の情勢について報告するように求めている。

る。久木小山氏が口熊野に位置する武士として、熊野方面への窓口的存在であったことを物語っている。蛇喰城や弘撰寺城（龍松山城）、安宅南要害（勝山城）など、富田川・日置川流域の城やそこでの合戦の様子を伝える文書がまとまって残る点も重要である。

ただ、先にも指摘したように、一番戦乱が大規模に行われたと目される十五世紀末〜十六世紀初頭については、弥八・春次が当時の当主であったと考えられ、久木小山氏のなかでも弥八は歴代が系図で明確にならない。系譜上の断絶や交代など、久木小山家を取り巻く環境も変化が大きかったのではないか。当地の政治状況を踏まえながら、熊野の戦乱を再検討していくことが求められる。この時期（特に十六世紀における熊野）の戦乱状況は、政治史的な検討・整理が進んでいないが、大きく四つの戦乱が想定される^②。

一つは明応〜永正期の戦乱で、明応の政変後、幕府將軍・畠山家が分裂・対立し、熊野の武士たちも巻き込まれていた。この時期の小山家の当主は弥八である。明応の政変後、義澄は復権を果たし、義就の子である基家が守護へ就任、湯河氏（湯河少弼）も味方に付いていた。一方、紀伊へ没落した義植と畠山尚順は紀伊国の支配を進めている。すなわち、義澄―基家・義英―湯河（少弼）・野辺氏・目良氏と、義植―尚順―（湯河政春・光春）・山本氏・愛洲氏という対立構図ができあがっていた。ここに熊野の武士たちも関わることになり、玉置氏・山本氏・小山氏は尚順から「湯河小弼」退治の命令を受けており【一四三号】など、尚順方であった。そういったなか、義英は田井（田野井）氏に菅田肥前分（生馬・堅田莊等）の宛行をし、自らの側につけようとしている【一五号】。しかも明応四年頃には、畠山基家が紀伊に進軍（愛洲氏・山本氏が同調・蜂起）するなか、畠山政近（中務少輔家）は、足利義植・畠山尚順と連携し、息子千夜叉を「中山城」に在陣させていたことが指摘されている^③。この「中山城」は、田野井中山城の可能性が考え

られる。明応より永正の戦乱は、明応の政変後の室町将軍家・畠山の対立に、奉公衆と熊野の国人勢力を巻き込んで富田川・日置川流域で行われた、かなり大規模な戦闘であったのではないか。文亀二年（一五〇二）、田井氏と久木（三ヶ）小山氏が「弓矢契約」をしたのも【安宅一〇号】、この戦いに関わって出されたものではないか。永正元年（一五〇四）には両畠山氏和睦により、戦乱は一時的に終息したようである。

二つ目の戦乱は、永正末より大永初年頃の戦乱である。この時の久木小山家当主は春次・俊次である。湯河氏を中心とする紀南の国人層と尚順が対立し、永正十七年頃には広城（広川町）で畠山尚順の被官林堂山樹が討たれ、尚順が紀伊から追放される。その後、畠山植長は紀南の国人層を赦免のうえ、国人層の編成を進めた（永正十七年体制）。大永元年（二五二二）畠山尚順は広城に攻め込むものの、淡路に敗走している。

このように有田郡広城をめぐる、紀南国人層も関わる大規模な戦争が行われていた。この時に久木小山氏がどのように関わっていたのかはあまりよくわかっていないが、大永四年頃とみられる忠信・広延の連署書状【二一〇号】【二一一号】【二一二号】【二一五号】が三通残る点が重要なのではないか。忠信・広延がどのような人物であったのか、文書の位置づけを含め、久木小山家と畠山氏・湯河氏との関係を明らかにすることで、その点に迫れるのではないだろうか。

さてその後、足利義種・義維・細川晴元・畠山卜山（尚順）、四国勢（三好氏）、さらには畠山義英・義堯と、足利義晴を擁立した細川高国・畠山植長とが畿内各地で戦争を繰り返していた。特に、大永六年（一五二六）には四国勢の堺上陸が始まり、翌年には「堺幕府」「堺公方」が成立し（享禄五年（一五三二）まで）、「堺公方」方と幕府方とで合戦が行われていた。ただし、この時期の紀伊における戦乱状況については明らかにしていない。大永より享禄にかけての十年間、久木小山家文書には起請文が二通【二〇号】【六五号】残っており、久木小山家が周辺諸

勢力と同盟・和睦等を結ぶような状況にあったことは特徴的であり、この時期の戦乱との関連を想定させるものである。

三つ目の戦乱は、天文初年（二〇三年）頃の畠山植長の動向と関わるものである。この時であれば、久木小山家の当主は俊次である。天文初年（二〇三）頃には畠山植長と遊佐長教は対立しており（畿内天文一向一揆）、畠山植長は本願寺・熊野三山を味方につけ、一方遊佐長教は足利義晴・細川晴元・湯河光春を味方につけていた。湯河氏と畠山氏は対立関係にあった状況であり、この対立と小山氏等はどうのように関わっていたのか、必ずしも明確ではないが、久木小山家文書にその可能性を探ってみる必要もあろう。

四つ目の戦乱は、天文七年の畠山植長による上洛行動である。畠山植長が紀伊の諸勢力の対立を止揚し、尼子氏などと連動し上洛行動をとるものの、天文十一年木沢長政の乱と翌年の細川氏綱の乱が起こるといいう状況がある。天文七年における紀伊の戦乱の様相については、近年、新谷和之氏が久木小山家文書・神宮寺小山家文書などを用いて、畠山植長・湯河光春などが連携し、大野・広などを攻めていたことなどが指摘される。ただし、敵対勢力をどのように想定するのかなど、検討を要すべき点もまだ残されている。また天文十一年（一五四二）には、熊野衆・龍神・山本・玉置・湯河・愛洲のほか、根来寺・粉河寺・高野山、雑賀衆など三万騎ほどで、木沢長政を討つために河内へ出陣しており（「多聞院日記」）、植長が熊野の武士を含め紀州の諸勢力を結集していたようである。ただ、ここに久木小山氏も動員されていたかどうかも現状明らかでない。

長々と十六世紀前半期の戦乱状況を列挙したが、いずれにせよ、久木小山家文書のなかには、戦国期（十六世紀）の戦乱に関わって出された文書が多く含まれていることは間違いない。特に久木小山氏（俊次）は、植長やその奉行人から感状を受けているが、一方で湯河春頼・光春

(さらには山本氏)とも気脈を通じつつ、熊野の動向に細心の注意を払っていた。これらを同時期の文書と見なすか(畠山植長・湯河光春の連携時)、それとも少し時期が異なるものとするか(植長・光春対立時)で、政治情勢の復原も大きく変わってくる。久木小山家文書の(戦国期の無年号文書の)年次比定が進めば、熊野、とりわけ西牟婁地域の十六世紀前半の政治状況と、畿内の政治体制との関連がよりいっそう鮮明になるものと思われる。今後の研究に期待したい。

日置川流域の在地社会 享祿四年(一五三一)頃から、久木小山家文書の内容は少し変化する。この時期(俊次の代)より土地売券が増え始め、教子明神社の棟札写(棟札自体は現存せず)【参考1】【参考2】なども見られるようになる。いわば、在地社会の様相を知ることができる文書が増え始めるといってもよい。日置川流域では、大永年間(一五二〇年代)、天文年間(一五四〇年代)に銘がある(と伝えられる)棟札がまとまって残る。これは戦乱からの復興という側面を有していたと思われる。また土地売券もこの頃より増えはじめるのも、久木小山氏(特に俊次)が地域に積極的に関わった結果といえよう。これらのことは、まさに久木小山家の系譜上の混乱など大きな争乱後、小康状態を迎えたことで、地域の再整備がおこなわれたことを物語っているのではない。それが文書の残存状況にも端的に表れている。

なお、南北朝期の売券では「永代売渡田(畠)之事」という書き出しで始まるが【五四号】(など)、明応以降「よう／＼あるによんで」という書き出しの売券が増える【一六号】【一七号】(など)。こういった変化も何に起因しているのか、「地下文書」論的観点から検討が必要である。

そのほか注目すべき文書として、丸山神社(古座川町西川)の棟札写が伝わっていることである【二〇九号】。現状、丸山神社と久木小山氏との関係を窺わせるものはなく、丸山神社の神主は村上氏代々がつとめ

ていた。久木小山家文書のなかに、平井川(古座川町平井)や温井氏・市鹿野氏(白浜町市鹿野)との関係を窺わせる文書【七四号】【八七号】があるように、日置川・古座川の上流部と久木小山氏との関わりを伝えるものではないか。久木小山氏の勢力圏(山間部)を考えるうえでも検討を要しよう。

久木小山家と家(イエ) 断簡であるが扇大事【八二号】が残されていることも注目される。扇の秘伝・秘説について、俊次が伝授を受けたとされる奥書がある。久木小山家は、赤地に五本骨日の丸扇の旗を使用していた³⁴。家産や家名とは異なるが、在地領主層の家の印(家紋・旗印)の成り立ちを考えるうえでも、旗と聖教とがあわせて伝えられる興味深い事例となるのではない。

(4) 織豊時代(氏次)

この時期の特徴としては、土地売券が引き続きまとまって残ること、安宅氏など近隣武士からの書状があること、そして豊臣政権の奉行人層からの書状類がまとまって残る点にある。

安宅氏と小山氏 安宅氏からの書状は、当地における山の利用を知るうえで興味深い。安宅氏が鹿狩りをする際に、田野井山・安居山には鹿がないため、久木小山氏に対して山を貸して欲しいと依頼している【二七号】【九九号】【神宮寺九号】【神宮寺一〇号】(補論1も参照)。安宅氏と久木小山氏とが協力関係にあったことを物語る。特に沿岸部に本拠を構えた安宅氏と、山間部に本拠を構えた久木小山氏とが、必要に応じて資源を融通しあっていたことがうかがえ、環境特性に応じた相互依存の関係にあったものと思われる。また、安宅氏・久木小山氏・神宮寺小山氏との関係性を知ることでもできる点も重要である。すなわち、安宅氏は久木小山氏へ依頼をする際、事前に神宮寺小山家(小山和泉)へ口添えの連絡をしている。許可されたあとは、安宅氏は神宮寺小山氏宅で一

泊することも約束している。このような関係からみると、安宅氏はより近くに本拠を構える神宮寺小山氏と親密な（気安い）関係であったといえよう。

豊臣政権と小山氏 豊臣政権の奉行人からの書状がまとまって残ることも特徴的である。天正十三年（一五八五）、羽柴秀吉による紀州攻めが行われ、熊野の武士のなかには抵抗するもの、恭順するものに分かれた。久木小山氏をはじめとする、熊野沿岸部の武士達の多くは帰順したようである。そういったなか、羽柴秀吉からの知行宛行状が残されている【二三号】。秀長による紀州の武士への宛行状は、久木小山家文書と十津川宝蔵文書にあるのみであり、豊臣政権による紀州支配の実態を知りうえでも重要な文書となっている。

その後、熊野と豊臣政権との関係は密接化する。特に、大坂城・伏見城、さらには天王寺などの京都・大坂での普請において、熊野の材木が注目されていた。そういったなか、増田長盛や山中長俊、片桐且元など豊臣政権の奉行人層、さらに淀川の過書船奉行であった木村宗右衛門による書状が多く出されている【二八号】、【三四号】、【神宮寺 四号】、【神宮寺 五号】、補論1も参照）。豊臣期における京都・大坂での普請を熊野の山林資源が支えていた。現地では久木小山氏と安宅氏が「貴所御裁判山」「檜木山」を管理し、材木の切り出し・搬出（など全般）を担っていたことがわかる。一方、奉行人層から頻りに催促を受けていることから窺われるように、久木小山氏等は容易に従ったわけではなく、独自の判断・裁量権をもって活動していた³²。豊臣政権による熊野支配の浸透度を考えるうえでも興味深い。

朝鮮侵略と小山氏 朝鮮侵略に関わる文書も四点ある（ただし『紀伊続風土記』所収文書が二点）。朝鮮侵略に際し、藤堂高虎から軍役の催促を受け、水軍「熊野衆」として活動していたことを示す。軍事物資の供出だけではなく、系図によると、氏は文禄元年（一五九二）〜慶長三

年（一五九八）までの間実際に朝鮮へ出陣していたようである。実際、高麗の熊川に熊野の武士たちが藤堂高虎に城米を預けた際の文書【一〇四号】も残されており、二度の朝鮮侵略のなかで水軍「熊野衆」として活動していた。そのほか、「こうらい（高麗）より」とある書状もあり、実際に久木小山氏（氏次）が朝鮮の陣中から弟（氏清）に充てて所領経営のことを心配する文書【九二号】がある点興味深い。これら二点はこれまで知られていなかった新出文書である。

* * *

久木小山家文書は、一貫して「中間層」（在地領主層）の文書と位置づけられるが、とりわけ「中間層」の文書として鎌倉時代〜近世まで連続して残されている点が重要であろう。特に浮沈の激しい中世社会において、「中間層」として勢力交代（久木氏から久木小山氏へ）をしつつも、継続して文書が残る点は希有である。そして、時代によって文書の相貌も大きく変わる。すなわち、「中間層」（在地領主層）の中世〜近世における変遷を一貫して追いつけることができる貴重な文書と言えよう。

一方で、売券や帳簿からは、当地の生業をうかがうこともできる。畠では豆・大豆・雑穀・麦・「そはたね（蕎麦種）」が栽培されていたこと、牛が利用されていたこと、田の大きさが「く升（斗）蒔」と表現されていたことなど、西牟婁地域の村社会の様相も垣間見られる。もちろん鹿狩りや材木など山の暮らしも見られるが、田畠の様子も窺わせてくれる。さらに、近年菌部寿樹氏によって注目されている木印署判³³についても、【三七号】で確認することができた点、材木の生産・輸送との関わりが想定されるとともに、紀伊の「地下文書」として検討を要する問題である。木印署判は紀伊ではじめて見つかった事例であるが、熊野地域をはじめ、紀伊国内でもほかにもまだ広がりがあるのか、改めて注意していく必要がある。

久木小山家文書を全体的にみると、荘園諸職の補任状・安堵状など荘

園文書をはじめ、書状や感状などの武家文書（軍忠状、守護や豊臣奉行人発給文書）、土地売券や帳簿などのいわゆる「地下文書」も含まれる。一つの家文書のなかに、これだけ多種多様な文書残されている点が重要で、久木小山氏の変遷、さらには西牟婁地域の動向をも反映したものと見えよう。この点が久木小山家文書の難しいところでもあるが、大きな価値ともなっている。

六 紀州小山家文書における文書群の関係

各小山家に残された古文書の関係性についても、最後に少し考えておきたい。系図上、明確に本家・分家関係を辿ることはできないが、各家間で同一（もしくは関連する）文書（の写し）を所持している事例、本別家の家に残されるべき文書が別の家に所蔵されてる事例などが散見される。これら文書の関係性を考えることで、各家の関係性や各文書の位置づけ（利用状況）などを考えることにもつながるだろう。

（1）久木小山家と神宮寺小山家

久木小山家と神宮寺小山家との分家の時期を明確にできないが、同じ直心讓状を有する【二〇八号】【神宮寺 八号】。久木小山家文書に残る直心讓状【一〇八号】の端裏書には、「しゆりせんぞぢきしんゆつり状三ヶ川の事／此本紙十二月廿六日八郎兵へニ渡ス、外二十二通箱入、廿五日ニ同」とあり、本紙は十二月二十六日に八郎兵衛に渡したとする。残念ながら八郎兵衛については不明であるが、神宮寺小山家の一人であるろうか。字体から見ると、戦国期のものと思われ、織豊期（小山氏次かそれ以降の時期）に神宮寺小山家が分家した際に分けられた文書ではないかと考える。

神宮寺小山家文書をみると、宛所で神宮寺小山家固有の人名が登場す

るのは織豊期（小山和泉）の段階からである。それまでは、いずれも宛所は久木小山家の人物である。そのため神宮寺小山家文書に残る鎌倉・室町期の文書も、本来的には久木小山家文書の一群であったのだろう。分家に際して、宛先が異なるだけの畠山義就書状は別々に所持され、讓状は写しが作られたうえで（織豊期頃に）分けられたと考えておきたい。

（2）久木小山家・神宮寺小山家と善妙寺家

善妙寺文書三通は、いずれも久木小山家【二号】【三号】【八一号】、神宮寺小山家【神宮寺一八号】【神宮寺二二号】【神宮寺二二二号】に写しが残る。ただし、【八一号】と【善妙寺二二号】とは本文は同文であるが、差出・宛所・年月日が異なる。善妙寺文書のもは長光が天文二十三年某月三十日に小山長八郎（経次）に宛てたものであるのに対して、久木小山家文書のもは長宗信が某年二月二十六日に小山三郎五郎（俊次）に宛てたものとなっている。同文の文書が、別の差出（畠山氏の奉行人の違い）で兄弟別々に発給されたものか。ただし、善妙寺文書の天文二十三年とする年次は、宛所の小山三郎五郎（俊次）の活動時期と少しズレる。その点、久木小山家文書のように宛所が小山三郎五郎とするならば、【善妙寺一号】【善妙寺二二号】の天文二十三年とする付年号は再検討を要しよう。系図では畠山氏（もしくは畠山氏の家臣）ともされる「長光」の位置づけが重要になってこよう。

久木小山家・神宮寺小山家ともに所持する文書は写しであり、江戸時代以降、小山一族が地土由緒確認のため藩へ説明する際に集められた文書ではなからうか。その点、【四号】【八一号】などの奥書にあるように、和歌山や小松原の小山家で入手した人物が、久木小山家へ連絡のうえ、將軍御目見の時に持参することを約束している。二部小山家などと同様、將軍御目見の際、熊野の地土は由緒を提出・報告する必要があった。そのなかで家に関わる資料類が集められていたのだろう。

(3) 久木小山家と西向小山家

久木小山家と西向小山家とは、鎌倉時代末期に経幸・実隆の兄弟が熊野海賊鎮圧のために派遣、その後に着したとされる。ただ、中世の文書を見る限り、両家の密接な関係性はうかがえない。西向小山家と久木小山家で有する同じ文書写は、小山三郎五郎(俊次)にあてた丹下盛賢書状写【一四四号】【西向一九号】のみである。

また注目すべき史料として、久木小山家文書【一四五号】の六月八日付け畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署状、西向小山家文書の同日付け畠山植長奉行人遊佐長清・長宗信連署状写【西向二〇号】がある。内容や文章構成はほぼ同じであるが、文言と差出の奉行人名が異なる(久木小山家文書では遊佐長清、西向小山家文書では長宗信となっている)。特に久木小山家文書では「二瀬」、西向小山家文書では「弘撰寺城」とあるため、同一の対象と考えて、「弘撰寺城」が龍松山城とする根拠となってきた。文言や差出も違うため、同一文書の写し(および写し間違い)とは思えない。両文書の関係性を考える必要がある。特に長修理亮宗信に関わる文書は、久木小山家文書【八一号】、神宮寺小山家文書【神宮寺一八号】、西向小山家文書【西向二〇号】に残るが、いずれも写しである。なお、遊佐順房と連署する「長備中守久信」の存在は知られている^④。

二通とも宛所は小山三郎五郎(俊次)となっており、基本的には久木小山家に伝来すべき文書である。西向小山家がこれらの文書を何故、またどういった経緯で入手(写)したのかは定かでない。なお、豊臣期以降には、「三ヶ小山」と「(西向)小山」と文書上では別々にあらわれ【二〇四号など】、朝鮮侵略・熊野の材木関係の文書など【西向二二号など】でも、同じような内容の文書を伝えるようになる。

網野善彦氏は、「各浦、村に一族が散在し、「一味衆」のような結合に

よって動く点、「海賊」―海の領主の一つの特質を求めることができるのではなからうか」とするが、久木小山家と西向小山家が豊臣期以前に行動をともにしたり、文書を共有するなどの事例は見当たらず、「一味衆」のような結合形態があったとは今のところ考えにくい(安宅氏なども含め、熊野全体の武士「熊野衆」としての一体性はあったものと思われる)。

(4) 西向小山家と二部小山家

二部小山家文書に残る中世文書写三点は、いずれも西向小山家文書にも同じ写しが残される。二部・西向両小山家にとって、これら三点の文書が重要であったことがうかがわれる。ただし、この三通に一括性・共通性を現状見出すことができず、何故この三点なのかは不明とせざるをえない。二部小山家と西向小山家とは、豊臣期における動向・由緒が異なっており、近世以前に分家していたことは明らかである。ただ、二部小山家と西向小山家との関係も含め、現時点では十分に明らかにならない。

* * *

江戸時代、地土の由緒確認のため、藩へ家に伝来する文書の提出が求められていた(補論2も参照)。小山家はそういったなかで、関連する一族(「同苗」)からも情報提供を受け、藩主御目見の際には持参してもらえるよう約束していた。そういったなかで写しもいくつか作成・所持されていた。これらについては、由緒や家伝文書の写し(冊子状)などもまとまって残されている。史料編ではそのうち原文書(および写し)が残らないものを抽出して翻刻・掲載した。小山家がいつどのような契機で由緒を確認し、またそれを編纂していたのかについても、近世文書の検討も含め、今後進めていく必要があるだろう^⑤。

おわりに

以上、紀州小山家文書の概要、そして久木小山家文書を中心とする紹介を行った。既に述べたように、熊野地域において、熊野三山以外にこれほど大量の中世文書（鎌倉期〜戦国期まで一貫して残る文書群）を伝える事例は他にない。しかも、西牟婁地域に限定すれば、ほぼ唯一といっても過言ではない。取り上げることができなかった文書や論点なども多々あるが、文書一点ごとの詳細な内容検討は本報告書所収の各論文を参照していただきたい。また、史料翻刻と写真をあわせて掲載しているので、是非とも活用していただきたい。紀州小山家文書の詳細な検討が進めば、熊野地域の中世史はよりいっそう豊かなものとなるだろう。今後の研究に期待したい。

最後に本資料編では紀州小山家文書のほか、安宅文書・色川文書・鶴殿文書といった熊野水軍（熊野で活動していた武士団）に関わる文書群も可能な限り掲載した。あわせて参照いただき、今後の研究に役立てていただければ望外の幸せである。

注

- (1) 永島福太郎「中世後期の熊野」、『和歌山の研究』2 古代・中世・近世編、清文堂出版、一九七八年。高橋修「別当湛増と熊野水軍―その政治史的考察―」、『ヒストリア』一四六、一九九五年、高橋修「安宅荘―水軍領主安宅氏のルーツを探る―」(山陰加春夫編『きよくに荘園の世界』下巻、清文堂、二〇〇二年)、高橋修「海辺の水軍領主、山間の水軍領主―紀州安宅氏・小山氏の成立とその基盤―」(『鎌倉遺文研究』一六、二〇〇五年)、高橋修編『熊野水軍のさと―紀州安宅氏・小山氏の遺産―』(清文堂、二〇〇九年)、白浜町教育委員会・安宅荘中世城郭発掘調査委員会編・刊『安宅荘中世城郭群

総合調査報告書』(二〇一四年)、阪本敏行「熊野水軍―中世前期を中心に―」(谷川健一・三石学編『海の熊野』森話社、二〇一一年)など。また紀伊半島東部では、伊藤裕偉『聖地熊野の舞台裏』(高志書院、二〇一一年)などがある。

- (2) 高木徳郎「那智山文書の成立」、『民衆史研究』七四号、二〇〇七年。熊野三山に関する古文書各刊本については、永島福太郎・小田基彦校訂『熊野那智大社文書』五巻・索引(統群書類従完成会、一九六五〜一九九一年)、『熊野本宮大社文書』(『和歌山県史』中世史料二、和歌山県、一九八三年)、鈴木宗朔・橋本観吉・山本吉左右「史料 新出熊野本宮大社文書 付島中文書」(『山岳修験』九号、一九九二年)、『熊野速玉大社古文書古記録』(清文堂出版、一九七一年)、『熊野本願所史料』(清文堂出版、二〇〇三年)、阪本敏行・長谷川賢二編『熊野那智御師史料―旧宝蔵院所蔵史料の翻刻と解題―』(岩田書院、二〇一五年)がある。なお、拙稿「熊野那智御師 旧宝蔵院所蔵史料補遺」(『和歌山県立博物館研究紀要』二五号、二〇一九年)においても簡単ながらまとめた。
- (3) 紀州小山氏については、日置川町史編さん委員会編『日置川町史』第一巻 中世編(日置川町、二〇〇五年)参照。そのほか、高橋修「海辺の水軍領主、山間の水軍領主」(前掲注(1))、高橋修編『熊野水軍のさと』(前掲注(1))、白浜町教育委員会・安宅荘中世城郭発掘調査委員会編・刊『安宅荘中世城郭群総合調査報告書』(前掲注(1))などの成果もある。
- (4) 神奈川大学日本常民文化研究所編『紀州小山家文書』(日本評論社、二〇〇五年)。
- (5) 網野善彦「小山家文書について―調査の経緯と中世文書―」(『日本中世史料学の課題―系図・偽文書・文書―』弘文堂、一九九六年)。
- (6) 『日置川町史』第一巻 中世編(前掲注(3))。
- (7) 高橋修編『熊野水軍のさと』(前掲注(1))。
- (8) 拙稿「熊野水軍小山氏をめぐる資料」(『和歌山県立博物館研究紀要』二二、二〇一六年)、同「熊野水軍小山氏をめぐる資料(2)」―神宮寺小山家文書―、『和歌山県立博物館研究紀要』二三号、二〇一七年)、同「熊野水軍小山氏をめぐる資料(3)」―久木小山家文書―

- (1) 『和歌山県立博物館研究紀要』二四号、二〇一八年)。
- (9) 拙稿「熊野水軍小山氏をめぐる資料」(2) (前掲注(8))。
- (10) 木下靖夫「善妙寺の古文書について」(和歌山県文化財研究会御坊支部編『むろの木』堀勝先生追悼記念論文集刊行会、一九七七年)。
- (11) 西向小山家文書の再発見・行方不明の経緯、また文書の内容については、前掲注(4)・(5)で詳細に触れられている。
- (12) 天文一六年二月五日 南光坊道範借錢状(『熊野那智大社文書』四潮崎稜威主文書一六二号)。
- (13) 文禄二年 潮御崎神社棟札(『戦乱のなかの熊野—紀南の武士と城館—』和歌山県立博物館、二〇二〇年)。
- (14) 網野善彦「歴史を叙述する一つの形—系図研究の豊かな可能性—」『ものがたり 日本列島に生きた人たち』6 伝承と文学 上、岩波書店、二〇〇〇年)。
- (15) 田上繁「近世文書と近世の小山家」(『歴史と民俗』六、一九九〇年)、同「熊野灘の古式捕鯨—太地・古座浦を中心として—」(森浩一編『海と列島の文化』小学館、一九九二年)。
- (16) 藤井寿一「牟婁郡西向浦被差別部落の成立と展開」(『熊野』一五七号、二〇一九年)。
- (17) 前掲注(13) 潮御崎神社棟札。
- (18) 拙稿「熊野水軍小山氏をめぐる資料」(前掲注(8))。
- (19) 久木小山家系図については、『日置川町史』第一巻 中世編(前掲注(3))に掲載。
- (20) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』(清文堂出版、二〇〇六年)。石田晴男「守護畠山氏と紀州「惣国一揆」—一向一揆と他勢力の連合について—」(『歴史学研究』四四八号、一九七七年)、同「紀州惣国」再論(『新行紀一編』戦国期の真宗と一向一揆 吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (21) 「南紀古土伝」は、『日置川町史』第一巻 中世編(二〇〇五年)に掲載。
- (22) 高橋修「海辺の水軍領主、山間の水軍領主」(前掲注(1))、高橋修編『熊野水軍のさと』(前掲注(1))。
- (23) 前掲注(22) 参照。
- (24) 紀伊国有田郡の湯浅党も同じような動向をたどる場合が多い(拙稿「湯浅党の史料」『湯浅党城館群総合調査報告書』有田市教育委員会・湯浅町教育委員会・有田川町教育委員会、二〇二〇年)。
- (25) 菱沼一憲「内海としての紀伊水道」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五七集、二〇一〇年)、福家清司「阿波山岳武士論」再考—南朝年号文書の検討を中心として—(『阿波・歴史と民衆』Ⅲ、(株)教育出版センター、二〇〇〇年)などで、久木小山家文書が用いられ、阿波との関わりが触れられる。
- (26) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』(前掲注(20))。
- (27) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』(前掲注(20))、小谷利明「畠山植長の動向—永正と天文期の畿内—」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四年)、同「畿内戦国期守護と室町幕府」(『日本史研究』五一〇号、二〇〇五年)を参照した。
- (28) 川口成人「畠山政近の動向と畠山中務少輔家の展開」(『年報中世史研究』四五号、二〇二〇年)。
- (29) 新谷和之「十六世紀中頃の紀伊の政治情勢と城郭—湯河氏の動向に焦点を当てて—」(『文献・考古・縄張りから探る近畿の城郭』戎光祥出版、二〇一九年)。
- (30) 拙稿「熊野水軍と紀州小山家文書」(『軍記と語り物』五六号、二〇二〇年)。
- (31) 『戦乱のなかの熊野—紀南の武士と城館—』(和歌山県立博物館、二〇二〇年) 掲載。
- (32) 高橋修「海辺の水軍領主、山間の水軍領主」(前掲注(1))。
- (33) 蘭部寿樹『日本中世村落文書の研究』(小き子社、二〇一八年)。
- (34) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』(前掲注(20))。
- (35) 網野善彦「小山家文書について」(前掲注(5))。
- (36) 関口博巨「水軍の記憶」を編む—二神種章の歴史叙述—(『歴史と民俗』三五号、二〇一九年)。

補論1 神宮寺小山家文書

1 神宮寺小山家文書の伝来

神宮寺小山家文書は、神宮寺小山家の末裔である東広島市の佐武家が所有していたが、近年和歌山県立博物館に寄贈され、和歌山県立博物館が収蔵する文書群である。神宮寺小山家文書（A卷子裏書など）を見ると、当時の佐武家の所蔵者の母親が白浜町神宮寺の小山家の出で、増右衛門（父は為吉）を祖とするという（それから四代後）。残念ながら、神宮寺小山家の系図等は残されていないため、久木小山家との関係は明らかにならない。残された古文書から探るしか方法はないのが現状である。

江戸時代後期（十九世紀半ば）に編纂された『紀伊続風土記』には、神宮寺小山家文書は「神宮寺村小山藤吉蔵」とあり、小山藤吉が所蔵していたようである。また、明治二十一年（一八八八）に東京帝国大学修史局編修長重野安繹が採訪した際の影写本には、「神宮寺村小山藤五郎蔵」とある。小山藤吉は文政五年（一八二二）の文書（【史料3】）に名前が見え、増右衛門の兄のようである。また、現状残されている文書付箋をみると、いずれも「小山藤五郎所蔵」とあり、明治期に影写本が作成された頃に一度、整理がなされたらしいことがわかる。

久木小山家系図^①をみると、室町時代（俊次の代）に兵大夫清光が神宮寺村に居住したとする。なお、同じ時期に中島村に対馬介俊光が、安居村に善十郎清次が、日高郡小松原（御坊市）には長八郎経次が居住するようになったようである。いわば、春次の子（俊次の兄弟）が分家をし、各地に分散居住する形態となったのである。系図の年代で把握する

ならば、永正から天文頃、すなわち十六世紀前半ということになる。

また、神宮寺小山家文書（A卷子の裏書）をみると、江戸時代中期（十九世紀前半）の増右衛門の代に分家したとも伝える（増右衛門を祖とする）。実際に、文政五年（一八二二）の山林永代譲状（【史料3】）によれば、小山藤吉（兄）が増右衛門（弟）に八件の山林を譲っている。藤吉は先に紹介した神宮寺小山家の本家で（『紀伊続風土記』編纂時の当主）、神宮寺小山家文書を所持していた。なお、現在の所蔵者の一族のなかに藤五郎の名は見えないから、恐らく明治二十一年頃までは、神宮寺小山家文書は本家に所蔵されていたものだろう。それが何らかのきっかけで、分家である増右衛門家に伝えられ、現在に至った。さしあたり、以上のように伝来を考えておきたい。

2 神宮寺小山家文書の概要

神宮寺小山家文書は、現在、中世文書一〇通（影写本のみで確認できる文書二通、『紀伊続風土記』で確認できる文書一〇通も含めれば、計二二通）、近世文書三通を伝える。神宮寺小山家文書を内容で大きく分類すると、①日置川流域の所領に関する文書（二通）、②（紀伊国守護）畠山氏関係文書（六通と一〇通）、③豊臣政権関係文書（二通）、④安宅氏関係文書（二通）、⑤近世文書（三通）となる。そのうち、②③は久木小山家宛ての文書、④⑤は神宮寺小山家宛ての文書である。②③は、いずれも久木小山家の人物に宛てられたものであり、本来的には久木小山家文書の一群とみられるが、なぜ神宮寺小山家に伝わっているのかは残念ながら判然としない。本史料群の伝来も含め、分家の時期やそのあり方を追究する必要がある。

（1）日置川流域の所領に関する文書

【神宮寺 七号】は神宮寺小山家文書のなかで唯一の鎌倉期(十四世紀)の文書である。正和二年(一二三三)に空地が安居村預職に久末末重を補任したとする文書である。三箇荘安居村は空地分として沙汰に及ぶこと四度あったが、現在は年貢や様々な公事物は無沙汰になっているという。正和二年にこれまで通りの「公平」(年貢)を沙汰する人がいないため、「公平」(年貢)が僅かだということもあり、安居村の預職については久末末重を補任する。久末末重は先例通り、雑掌の催促に従い、公事を怠緩なく勤めるように、と空地が下知する、というものである。下知状の発給者である空地については不明である。また預職に補任された久末末重は、鎌倉時代以来、三箇荘で勢力を有していた久木氏である。高橋修氏の研究によると、久木氏が鎌倉幕府御家人小山氏の名跡を引き継ぎ(乗っ取り)、南北朝期以降、久木小山氏として活動が見えるようになるという。久木氏も十四世紀初頭頃にはじめて地域の有力者として荘官に補任されることで勢力を拡大していったのだろう。

ただなぜ、この文書が神宮寺小山家に残されているのか、改めて考える必要がある。本文書は、本来久木小山家に残されるべき文書である。その点、神宮寺小山家の分家の時期ともかわらう。小山家のなかでも神宮寺小山家は、下流の安宅荘に近い位置にあるため、所持していたものだろうか。

次に【神宮寺 八号】は、文明五年(一四七三)十一月に、直心が嫡子の彦二郎に田畠・茶園など二二か所を譲った譲状である。現状では二紙に分かれ、また別々の箱に収納されているが、本来は一続きのものである。譲渡対象の田畠のなかには、向平・中島・三ヶ・久木・安居などの地名が見られ、ほぼ三箇荘内、および安居村など近隣の地名である。直心や彦二郎がどのような人物か判明しないが、小山一族のうちの者であろう。また土地表記も、ほぼ「く升時き」「く斗時き」と見え、久木小山家文書と同様、日置川流域では土地(面積)表示法として利用され

ていたことが知られる。

戦国期に小山家は神宮寺・中島、さらには長八郎家(小松原)などの各家に分家している。同じ史料が久木小山家文書【一〇八号】にも残されていることから、本資料は久木小山氏からの分家を表すものかもしれない。ただし、久木小山家文書の直心譲状の端裏書には、「しゆりせん^(地)ぞちき心ゆつり状^(譲)三ヶ川の事/此本紙十二月廿六日」「^(先)とある点は異なる。「しゆり」は小山氏系図に名前が見える修理亮氏繁(春次・弟)のことだろうか。分家にあたり、久木小山家・神宮寺小山家でも写しを作成し、それぞれに保持したのかもしれない。

(2) 紀伊守護畠山氏関係文書

紀伊国守護畠山氏に関わる文書が四通残されており、現状では確認できないが影写本には記されている文書二通、『紀伊続風土記』に掲載される文書一〇通がある。

【神宮寺 一号】は、畠山義夏(義就)が小山隼人(家次)に宛てた書状である。享徳三年(一四五四)と推定される。去る十日に切目(印南町切目)へ出陣するという報告があったので、忠節を尽すならばありがたいと述べ、詳しくは愛洲民部少輔(紀南の国人)が伝えるとする。弓倉弘年氏の指摘が参考になる。文安五年(一四四八)十一月、畠山氏の跡目が畠山持国の弟である持富と定められていたが、突如、持国の実子である義就(義夏)に改められた。それに対し、享徳三年四月、義就に反対する勢力が、持富の子である弥三郎を擁立し、両派による激しい抗争が展開された。同年八月には弥三郎派が蜂起し、持国は引退に追い込まれる。それを受けて、義就は都から没落することになった。そこで、【神宮寺 一号】にあるように、義就派は切目に出陣し、その際に小山氏も動員された、というわけである。弓倉氏は、本史料から、享徳の錯乱の際には、紀伊奥郡(牟婁・日高・有田の三郡)は畠山義就が押さえて

いた、と評価する。

なお、同年月日付で、畠山義就(義夏)から小山家次の子である長次(小山八郎)に宛てても同じ書状が出されている【二三四号】。小山氏は親子ともに義就派に属し、参陣を求められたのだろう。

【神宮寺二号】【神宮寺一一号】はともに、永正十七年(一五二〇)、畠山尚順追放後、畠山植長が野辺・湯河氏等を赦免し、それと同時に小山氏も申し合わせて忠節を尽くすようにと伝えた一連の文書。政治史的な動向や位置づけについては、『日置川町史』や弓倉弘年氏・小谷利明氏の研究に詳しい⁶⁾。さしあたり、『日置川町史』の記載を紹介しておく。「永正十七年、尚順は内衆や国人と対立し、紀伊を追放され、淡路へと去った。その後、ただちに、尚順を追った湯河光春・野辺慶景らと、尚順の嫡男植長との和睦が成立し、政長流畠山氏の紀伊国支配は維持されることになった。このとき、植長は小山春次に、野辺・湯河・玉置らを赦免するので、申し合わせて忠節を果たすようにと申し送っている。」

【神宮寺二号】は、畠山植長が直接小山春次に宛てた書状。本書状の詳細を伝えるのは、畠山植長の奉行人(有力内衆で守護代)である遊佐左衛門大夫長清と丹下備後守盛賢とあり、【神宮寺一一号】の奉行人連署奉書である。奉行人はともに、永正十七年(一五二〇)から天文三年(一五三四)までその活動が確認できる。なお、【神宮寺二号】は原本が現状確認できない。

【神宮寺一一号】(種長書状)を受けて、【神宮寺二号】は奉行人が小山春次に宛てたもの(添状)で、同内容をより詳細に記す。【神宮寺二号】の内容は以下の通りである。紀伊奥郡小守護代であった野辺掃部允慶景の思いがけない心構えにより、紀伊国中が大混乱となり、各地で合戦が繰り広げられ、湯河氏や玉置氏もともすると許容なさっていたところ、国人は知行をし、そのほか湯河光春も押領をはじめ、それにつき

様々に守護畠山として(やめるよう)連絡していたが皆いっこうに承引せず、あまつさえ湯河光春は広荘(広川町)を押領し入部するという言語道断の行爲に出た、それは敵として悪事を企てているということだろうか、結局のところ、国をないがしろにするというものではないので、野辺慶景とそれに同心した連中については召し抱えて、主君から与えられた領地についてはそのままにして赦免なさるとのことなので、以前の通りそれぞれ申し合わせ、畠山氏の下知に背くものがあれば、永代に被官を放ち、知行については忠次第に仰せ付けられるはずであるので、畠山氏に対して忠節をすることが肝要である、ふさわしい時期に、神保式部丞(口郡守護代か)、保田五郎右衛門尉が内容を伝えるとする。

畠山尚順は紀伊国人に背かれ、紀伊国を追放された後、畠山植長は紀南の奉公衆・国人衆をすぐさま赦免し、和睦を斡旋し、国人領主間の対立の止揚に努めている。小谷利明氏が述べるような「永正十七年体制」のはじまりを具体的に示す内容のものであり、畿内近国における戦国史の重要史料と言える。

【神宮寺六号】は、畠山植長が「五方衆中」に宛てた書状。三郡(有田・日高・牟婁の奥郡)のことについて、湯河光春が「馳走」をするということなので、相談のうえ、希望通りであればうれしく思うと述べ、詳しくは奉行人の丹下備後入道(宗衛)・曾我治部が申すと伝える。宛先となっている「五方衆中」については、江戸時代の久木小山家文書などでは「熊野八庄司」の異称と記すが、詳細は不明である。神宮寺小山家文書に残されていることから、小山氏も「五方衆中」の一員であったのだろう。湯河光春は、天文十六年(一五四七)に没しているので、それ以前の文書であることは明らかである。

熊野三山と畠山植長とは対立関係にあったが、その状態が解消するのは、小谷利明氏によれば、天文五〜七年頃と推定されるので、その頃の文書だろうか。小谷利明氏も取り上げているように、(年未詳)八月八

日付 畠山植長書状にも、「猶々くまの（熊野）きもきのふそのはうへ、やうたいあいと（相調）のへへき事、申こし候につきて」とあり、畠山植長は湯河式部大輔に熊野の儀の様躰（状況）を調えるべきよう指示している。湯河直光が三郡を馳走することと、熊野の様躰を調えることを同義とみれば、関連する文書といえよう。小谷利明氏は湯河家文書の畠山植長書状を天文七年（一五三八）とする。本文書と日付も近く、関連する可能性は高いと考える。とすれば、本文書も天文七年とできるかもしれない。

【神宮寺 一二号】は、畠山植長が小山式部大夫（俊次）に宛てた感状である。本文書は現在残されていない。内容は、今度、保呂城（白浜町保呂）に敵（反植長勢）が攻めてきたので、そこで一戦に及んだが保呂城が落居（落城）し、無念である、さらに同名もたくさん討ち死にし不憫である、粉骨はこのうえなく、ますます忠節に励むことが大事である、と伝えている。

本文書は小山俊次に宛てられていること、畠山植長が出していることから、永正十七年（一五二〇）以降、天文十四年（一五四五）までの間とできよう。周辺での戦乱として、六月八日付けで竜巻山（弘誓寺、龍松山）城（上富田町）での戦いを伝える史料も久木小山家文書【一四五号】や西向小山家文書【西向二〇号】には残されている。竜巻山では、畠山植長奉行からの命をうけて、小山氏は山本主膳・安宅大炊介・有馬武州らとともに援軍に駆けつけており、その伝令は泰地（太地）氏がつとめるなど、紀南の武士が多く関わっていた。同年のこととすると、六月八日に富田川流域で戦鬪が繰り広げられ、その際に、小山氏は加勢に駆けつけていた。しかし、八月になると反植長派に押し込まれ、保呂城が落城し、多くが戦死したという。以上のような戦乱の流れを示しているものか。

【神宮寺 三号】は、畠山家奉行人の安見宗房・走井盛秀が小山俊次に

宛てた連署状。弓倉弘年氏は本史料を永祿四年（一五六一）と推定し、三好氏との河内争奪戦のなかで発給されたものとする。また、小谷利明氏は安見宗房が、丹下氏や走井氏とともに連署して奉書を発給している時期は、永祿四年段階までとする。さらに小谷氏は本文書について、畠山高政と安見宗房が近江六角氏とともに三好氏を討つ作戦の時期と一致し、安見宗房はこの時期まで丹下氏や走井氏の下位の権力であったと評価する。なお、本文中に表れる「直光」（湯河直光）は、永祿五年（一五六〇）に没しているため、それ以前の文書ということは明らかである。

本文書の内容は次の通りである。今度湯河方家中に思いがけないこと（高政の出陣要請に協力しないことか）が起こり、致し方ない事態になっているが、結局「御館様」（畠山高政）に対して、湯河直光の心構えは引き続き届かないということがあり、そのうえ玉置や愛洲（ともに紀南の国人）、「林国」（林氏と国ということか）のことも、以前のように（高政様の）御意に応じられるということ（高政様も）望まれているということなので、そのことをご理解のうえ、使者等が下向してきた際にはその旨を存じ、各別の忠節をすることが肝要であると、伝える。

本文書の年代は、これまで指摘されている通り、永祿四年、ないしは同三年とみておきたい。弓倉弘年氏によれば、永祿三年六月以降、三好氏と畠山氏との対立が激化し、河内では戦鬪状態に入っていたという。

「湯河方家中不慮出来」とは、湯河氏が畠山高政からの出陣要請を將軍義輝の御内書を受けて断ったこと、ないしはその翌年永祿四年七月に至っても湯河氏が畠山氏の和泉への侵攻に協力しなかったこと、いずれかを指すのではないか。畠山高政は湯河氏に出陣要請を断られるなか、小山氏等に協力の勧誘を行っている、というのが本文書だろう。

なおそのほか、現状その所在を確認できないが（東京大学史料編纂所の影写本でも把握されていない）、『紀伊族風土記』に掲載される文書として、【神宮寺 一三号】と【神宮寺 二二号】の一〇点の中世文書があつ

たようである。

(3) 豊臣政権奉行人関係文書

ともに、豊臣政権下での普請に関わるものである。差出者の桑山・粟生については詳細が不明である。久木小山家文書のなかにも、同時代の普請に関わる文書が多く残されており、小山家文書の特徴といえよう。

【神宮寺四号】では、「山城殿」(II 山中山城守長俊)とあることから、山中長俊が山城守任官以後、すなわち文禄二年(一五九三)以降のものである。また、「太閤様被成御煩」とあり、秀吉は文禄二年(一五九三)十二月二十九日、文禄四年十一月八日に病を患っていることから(『史料綜覧』)、文禄四年の蓋然性が高いのではないか。「木宗□(宣・宜)」は、豊臣期以降(江戸時代も含め)淀川流域で過書船・入木山支配を担った淀川過書船奉行木村宗右衛門であろう。¹⁴⁾

『日置川町史』第一巻では、「御殿御作事」とあること、【神宮寺五号】では増田長盛が造営に関わっていることにより、ともに伏見城築城に関わるものとみる。ただ、増田長盛は文禄期に伏見城の普請とともに大坂城の普請にも関わっていること、¹⁵⁾「御殿」は大坂城にもあること、久木小山家文書に残る文禄二年(一五九三)と推定される山中長俊書状【三三号】や【神宮寺四号】とともに大坂城普請の可能性もある。¹⁶⁾

【神宮寺四号】の内容は、材木の目録はまだ披露していないが後から知らせるので、材木の搬出(「山出」)の事は寒天の時分で御辛勞をお察しします、もし何か御用があれば、仰ってください、「御殿」の普請に「詰候て」(行き詰まり、かかりきりになり)、「御城」に木宗□(木村宗右衛門)もいるので、こちらにお越しの際はお会いして申し上げます、と桑山平七が小山式部(氏次)に伝えたもの。

【神宮寺五号】は、天満(大坂市)の久目甚右衛門に申し付け、熊野で材木等を買ひ置こうとしたところ、貴殿(小山氏)のところまで押し留

められたというのを聞いて、増田長盛の作事に必要な材木であるので、その旨をご理解のうえ、材木を上してくださいますようお願い申し上げますと述べ、増田長盛の折紙を渡しているが、よろしくないことをして(言うことを聞かない)ので、私たちからあなた(小山氏)へ申し入れるようにと申し付けられたので、このように申し上げる次第です、と粟生直之が小山式部(氏次)へ伝えたものである。

大坂天満の材木商が現地へ買い付けに赴いていること、増田長盛が造営事業に関わっていること、小山氏がその材木の抑留を行っていることがわかる点で、非常に興味深い。粟生氏は増田長盛を「長盛」と呼んでいることから、秀吉に近い人物の可能性もある。天満材木屋が関わっていることも含め、大坂城普請の可能性も考えておく必要がある。

(4) 安宅氏関係文書

本資料群は、久木小山家に宛てられたものとは異なり、明らかに神宮寺小山家に宛てられた文書である。

【神宮寺九号】【神宮寺一〇号】の二通の文書は、安宅重俊が鹿狩りをするために、小山氏に三ヶ川山を借りたいと依頼した書状である。安宅氏と小山氏とで、山をめぐる貸し借りのあったこと(交流)がわかる興味深い史料である。安宅重俊は、安宅氏系図によると、秀吉が紀伊に入国する前の人物であるので、¹⁸⁾戦国期(十六世紀後半)頃の文書と推定できる。久木小山家文書の安宅重俊書状とあわせると、一連のやりとりの詳細がわかり興味深い。時系列に従って紹介しておこう。

まず、【神宮寺一〇号】は十一月二十三日付けで、安宅重俊が小山和泉(神宮寺小山家の人物)に宛てた書状である。内容は、時候の挨拶のうち、三ヶ川で鹿狩りをしたく思っていると述べる。三ヶ川山は式部殿(久木小山家の小山氏次)の「御留山」であると聞いた、私(安宅重俊)の領分である田野井山・安居山には鹿がまったくいないので、ねだるよ

うで恐縮だが、三ヶ川山の一山を貸して欲しい、小山氏次にも書状で申しあげるので、あなた（小山和泉）からも一言口添えしてくれたらありがたい、という。尚々書ききとして、鹿山を貸してもらえた場合には、川原谷から勢子を入れ、朝に鹿狩りをする予定であり、あなた（小山和泉）のところに一泊させて欲しいともお願いしている。安宅氏と小山氏の関係のみでなく、久木小山家と神宮寺小山家との関係を伺い知ることができる点でも興味深い。

このような連絡をしたあと、安宅重俊は十二月二日付けで（久木）小山氏に、三ヶ川山で鹿狩りの依頼をしている【二七号】【九九号】。田野井山・安居山で細々と鹿狩りをしていたが、まったく鹿がいなかったので、あなた（久木小山氏）の領地である三ヶ川山には鹿がたくさんいるというのを、安居村の生木（安宅氏家臣か）が申し立てたので、ねだるようだが、私たちに山を貸してくれたらありがたい、詳しくは主馬之丞（詳細不明）が口頭で申し上げる、とする。

それを受けて十二月四日付けで出されたのが、【神宮寺 九号】である。三ヶ川山には鹿がたくさんいると聞いたので、「式部殿」（小山氏次）にお願したところ、鹿狩りをして良いという了解を得た、ついでには明朝に鹿狩りをするので、あなた（神宮寺小山家・小山和泉か）のところまで宿を借りたいと思っているので、手紙で申しあげます、という。ここで、鹿狩りの了解を得たこともわかる。

これら一連の史料は、安宅氏と小山氏とで山（宿）の融通関係にあったこと、久木小山家と神宮寺小山家との関係性を示すこと、日置川流域で鹿狩りが行われていたことなどがわかり興味深い。戦国〜桃山期（十六世紀）の土豪層の日常を知る史料として貴重である。

なお、川原谷・小谷は地名が残る。ここから勢子（狩猟の場で鳥獣を駆り立てたり、他へ逃げ去ることを防ぎ止めたりする人夫）を入れるというところ、久木小山氏の領地であること、また安宅氏が神宮寺へ一宿す

ること、「三ヶ川山」という名称であることから、塩津山の東に位置する標高四四二mをピークとする山付近を「三ヶ川山」と推定しておきたい。

（5）近世文書

近世文書が三点と少ないのも特徴と言えよう。神宮寺村庄屋兵右衛門、ないしは現在の所蔵者の家の祖・増右衛門に関わる文書であり、ともに神宮寺小山家関係の文書ということが出来る。

【史料1】取替証文之事（C-2）

取替候証文之事

一我々所持仕候田畑山野ノわけ分ニ付、双方
出入ニ罷成候所ニ、小山八左衛門殿・長右衛門殿・中島伊兵衛殿・
神宮寺村二郎右衛門殿・五右衛門殿御曖を以、田畑山野ノわかり

右之衆中御指図之通、相済申候、親所

持仕候洞尾ノ山野、向ノ林并山野之儀、羽右衛門

所持仕候、其内才右衛門ニハ山野・林共羽右衛門見合ニ

所持仕を可申候、兵右衛門方より羽右衛門所持之分ニハ

少も申分無御座候、又兵右衛門あたり分ニ

田畑山野、其外売買仕候田畑山野并林共、

羽右衛門かたより一言申分無御座候、

右之通、互ニ合点之上、如此、証文取替し

申上ハ、永代子々孫々迄、少も違乱申間敷候、

為其、取替候証文仍而如件、

延宝五年

神宮寺村

己ノ壬十二月十六日

羽右衛門（印）

神宮寺庄屋

兵右衛門殿参

〔史料2〕 売薬分帳預り一札之事（C-3）

売薬分帳預り一札之事

一帳尻四貫五百目也

置高

掛ケ高

此場所周参見郷内佐本七川古座川長ケ小川小宮川
夫より灘筋日置川長在之口ケ谷迄

右者、小山八郎左衛門殿方所持之売薬、貴殿十式ケ年
切ニ引受有之処、我等分帳致し受度段、頼入候処、早速

相談相極り、此度右之通帳面銀高相調へ貴殿
引受之儀、定同断ニ拾式ケ年季ニ我等分帳いたし

請申処実正ニ御座候、然上者当年より来ル辰年迄
拾式ケ年之間、我等相勤年限相济候ハ、右引受

帳面之通、無相違急度返济可仕候、尤貴殿引請
之節、株付借財多有之、我等分帳へも夫之割符

相懸り可申処、借財者貴殿方へ付置、我等方よりハ
右凡之割合ヲ以テ年分六拾目宛帳運上として

年々無滞貴殿江相渡し可申候、猶年限之内、当年より
七ケ年之間者、膏薬者本銀ニ而、夫より後五ケ年

者貴殿方同然ニ壹貝ニ付式厘宛運上、六拾目
之外ニ相渡可申候、年限相济返济之節、帳先増

等有之候ハ、かけニ而式歩銀置高二而三步銀者正銀
ニ而御買取可被成候、尚遣ひ残薬種等棚物相残候

節者、是又銀子ニ而御買取可被申候、売薬増等

多有之、貴殿方より銀子不調候ハ、相調へ候迄者、
分帳不残質物として我等可致所持候、右同断

減り等有之候ハ、我等方より左ニ差入有之質物売
払正銀ヲ以相弁へ可申候、若右質物ニ而銀子不足

ニ茂相成候ハ、請人罷出急度作略相立、貴殿江
少茂御難儀かけ申間敷候、万一我等難渋ニ而売

薬仕込等も難出来相成、問屋等無之節者、年
限ニ不抱、何時ニ而も受取可被申候、尤難渋故、戻候而も

儀定者相背き不申、帳面不足者急度正銀ニ而
相弁へ可申候、其替り貴殿何事ニ而も小山江返济之節ハ、

我等仮令繁栄たりとも何時ニ而も貴殿御同然ニ
相戻可申候、益双方繁昌ニ而相勤候ハ、貴殿同然ニ

分帳我等茂所持可致候筈、仍之右之質物左之通
差入申候、

所者口ケ谷村領間谷之内

一山林壺ケ所

境目

口者次郎右衛門山と芋木より松江見通し
奥者佐市山と尾見通し
上へハ水流次第、下タハ谷迄

右之通根質物ニ差入置申候、以上、

本人口ケ谷村

文政四年

与吉（印）

巳五月

受人同村

金吾（印）

証人同村

安之丞(印)

同村庄屋

与助(印)

小山代神宮寺村

増右衛門殿

尚々前文ニ有之通、七ヶ年後帳運上六拾目之外ニ膏薬へも煤賃相懸り候上故、我等中途ニ相戻し候而も、七ヶ年先之割合ヲ以当年より年分三拾五匁七歩壱り宛者、請入金吾方へ預ケ置、返済之節者、帳不足之外ニ右預ケ銀相添へ相戻し可申候、以上、

【史料3】山林永代讓状(D-1)

永代讓り渡し申山林之事

所者祢きの屋敷

一山林壱ヶ所

境目儀者

下モハ幾平山と屋敷通り
かみハ善右衛門山と屋敷楠
かぶふ利植杉得□□
へし上エハ土ころぶ

右者、我等弟之隠居分へ永々讓渡し申処、

実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目書之通り、

貴殿方ニ勝手御支配可被成候、尤此山ニ付、我等

子々孫々者不申及、并ニ外より違乱^(稱之)捧^(稱之)妨無之候、

若万一六ツヶ敷義出来御座候ハ者、加判者

子々孫々ニ至迄、急度立合埒明貴殿方得少茂

御難儀懸ケ申間敷候、為後日之依而永々

讓り渡し一札如件、

文政五年

午五月

本人小山藤吉
証人宇得三平
庄屋字分軍蔵

同村

増右衛門殿

永代讓り渡し申す山林之事

所者しもごこ

一山林壱ヶ所

境目之儀者

上ミハ藤吉山尾境目
下モハ源次郎山とつ得
堺目下タハよこ道通り
上エハ土ころぶ

右者我等弟之隠居分得永々讓渡し申処、

実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目書之通り

貴殿方ニ勝手ニ御支配可被成候、尤此山ニ付、我等子々

孫々者不申及、并ニ外より少茂違乱^(稱之)捧^(稱之)妨無之候、

若万一六ツヶ敷儀出来御座候ハ者、加判者

子々孫々ニ至迄、急度立合埒明貴殿方得

少茂御難儀かけ申間敷候、為後日之

依而之永々讓り一札如件、

文政五年

午五月

本人小山藤吉
証人宇得三平
庄屋字分軍蔵

同村

増右衛門

永代讓り渡し申山林之事

所者うつを山

一山林沓ヶ所

境目之儀者

上ミハ甚太夫山とこふをふ
よりをふ尾へ見通シ
上エハ土ころぶ下タハ
芝きし通り下モ者
大杉よりさこへ見通シ

右者我等弟之隠居分得永々譲り渡し

申処、実正ニ御座候、然上者、以此証文ヲ境目書之

通り貴殿方ニ勝手ニ御支配可被成候、尤此山ニ附、

我等子々孫々者不申及、并ニ外より少茂違乱

構妨無之候、若万一六ツケ敷儀出来御座候ハ者、

加判者子々孫々ニ至迄、急度立合埒明貴殿方へ

少茂御難儀懸ケ申間敷候、為後日之依而

永々譲り一札如件、

文政五年

本人小山藤吉

午五月

証人宇得三平

庄屋宇分軍蔵

同村

増右衛門殿

永代譲り渡し申山林之事

所ハをふ山持合

一山林沓ヶ所

境目之儀者

上江ハこけ道下モハ軍蔵山
畑け通り下タハ藤兵衛
佐次助小あれ場所迄
上ミハ藤吉小あれ場所迄

右者、我等弟之隠居分得永々譲り渡し

申所実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目

書之通り、貴殿方ニ勝手ニ支配可被成候、

尤此山ニ付、我等子々孫々者不申及、并ニ
外より少茂違乱構妨無御座候、若

万一六ツケ敷儀出来御座候ハ者、加判者

子々孫々至迄急度立合埒明貴殿方へ

少茂御難儀懸ケ申間敷候、為後日依而

永々譲り一札如件、

文政五年

本人小山藤吉

午五月

証人宇得三平

庄屋宇分軍蔵

同村

増右衛門殿

永代譲り渡し申山林之事

所者岩植芝

一山林沓ヶ所

下モハ軍蔵芝根杉通り
後ハ山足通り
境目之儀 上ミハ惣山植杉通り
前ハ大川迄

右者我等弟之隠居分得永々譲り渡し申

所実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目書之

通り貴殿方ニ勝手ニ支配可被成候、尤此山ニ付、

我等子々孫々者不申ニ及、并ニ外より少茂

違乱構妨無御座候、若万一六ツケ敷儀

出来御座候ハ者、加判者子々孫々至迄急度

立合埒明貴殿方得少茂御難儀懸ケ申間敷候、

為後日依而永々譲り一札如件、

文政五年

本人小山藤吉

午五月

証人宇得三平

庄屋字分軍蔵

同村

増右衛門

永代譲り渡シ申山林之事

所ハ宇津芝

一山林壺ヶ所 境目之義者

かみハ藤兵衛芝植杉通り
後ハ起志祢通り
下モハ植杉大河へ見通シ
前ハ大川迄

右者、我等弟へ隠居分得永々譲り渡シ申所

実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目書之

通り貴殿方ニ勝手ニ支配可被成候、尤此山

ニ付、我等子々孫々者不申及、并ニ外より少茂

違乱構妨無御座候、若万一六ツケ敷儀

出来御座候ハ、加判者子々孫々至迄急度

立合埒明、貴殿方得少茂難儀懸ケ間敷候、

為後日、依而永々譲り一札如件、

文政五年

午五月

本人 小山藤吉
証人 宇得三平
庄屋 宇分軍蔵

同村

増右衛門殿

永代譲り渡シ申山林之事

所ハくだし山持合之内かやかりハ かみハ植櫨つ得境目

一山林壺ヶ所 藤吉分

境目之儀者 下モハ軍蔵山つ得境目

下

上ハ 植櫨

通り下モへ

上ハ口ふちべ下タハ大川迄 持合

右者我等弟之隠居分得永々譲り渡シ申所

実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目書之

通り貴殿方ニ勝手ニ支配可被成候、尤此山ニ付、

我等子々孫々者不申ニ及、并ニ外より少茂

違乱構妨無御座候、若万一六ツケ敷儀

出来御座候ハ者、加判者子々孫々至迄急度

立合埒明貴殿方得少茂難儀懸ケ間敷

候、為後日依而永々譲り一札如件、

文政五年

午五月

本人 小山藤吉
証人 宇得三平
庄屋 宇分軍蔵

同村

増右衛門殿

永代譲り渡シ申山林之事

所者をふ山

一山林壺ヶ所

境目之儀者

下モハそですり岩より
藤原山とつ得植杉
得見通シ、上ミハ津得
境目上エ者つちころべ
下タハこけ道境目

右者我等弟之隠居分得永々譲り渡申処、

実正ニ御座候、然上者以此証文ヲ境目書之通り

貴殿方ニ勝手ニ支配可被成候、尤此山ニ付我等

子々孫々者不申及、并ニ外より少茂
違乱構妨無御座候、若万一六ツケ敷

儀出来御座候ハ者、加判者子々孫々至迄

急度立合埒明貴殿方へ少茂難儀

懸ケ申間敷候、為後日永々譲り一札如件、

文政五年 本人小山藤吉

午五月 証人宇得三平

庄屋宇分軍蔵

同村

増右衛門殿

【史料1】は延宝五年（一六七七）閏十二月、神宮寺村羽右衛門所持の田畑・山野を分けることについて、神宮寺村庄屋兵右衛門と争論があり、小山八左衛門（＝久木小山氏辰弟の八左衛門か）等の仲介により済んだので、羽右衛門が兵右衛門と取り交わした証文。羽右衛門は洞尾の山野、向（小字村の向・上ミ向ヒか）の林・山野を所持することで双方合点したという。神宮寺小山家文書には兵右衛門銘のある享保四年（一七一九）の年貢通箱（C-10）・箱墨書銘写（C-11）もあり、神宮寺村の小山家が年貢のとりまとめ、その書類を保管していたことを物語る。兵右衛門は神宮寺小山家の一族であろう。

【史料2】は、文政四年（一八二二）五月、口ヶ谷村（白浜町口ヶ谷）の与吉が増右衛門へ出した文書。久木小山家（八郎左衛門＝義房か）が所持していた周参見郷内の売薬（の権利）を神宮寺小山家が十二か年切で引き受けていたのを、口ヶ谷村百姓与吉等の希望をうけて、銀高四貫五〇〇目で「分帳」（販売権利の引き継ぎ・引き渡し）した。文書の後半部では、返済方法等の取り決めなどを詳しく記している。その担保として、口ヶ谷村与吉は増右衛門に山林一か所を差し出している。

久木小山家には、病狼・病犬の咬み傷に効く秘伝の妙薬（膏薬）があったようで、しかも伊勢・松坂の医師の薬と調査して新たな薬ができたため、さらに南京人より人参保寿円も入手したとして、助之進（久木小山家の義房）は熊野地方での薬の販売の許可を役所に願ひ出ている（久木小山家9-65）。本資料も小山家と薬の販売をうかがわせる内容の文書である。久木小山家一族のなかには、天然痘ワクチンの研究で著名な小山肆成がいる¹⁹。小山肆成が輩出される歴史的な背景には、久木小山家のこのような薬所持・販売などの活動があったのではないか。その点、小山家と薬についても、あらためて史料の確認・調査を進めていく必要がある。

【史料3】は、文政五年（一八二二）五月に、小山藤吉（兄）が小山増右衛門（弟）へ山林八か所（禰宜の屋敷、下迫、宇津尾山（神宮寺村宇津尾）、をふし山、岩植芝、宇津芝、くだし山、をふ山）について、隠居分として譲った証文をまとめた冊子。神宮寺小山家での分家に際して、山林を譲られたものだろう。現在の所有者の祖・増右衛門が山林を譲られていることにも注目したい。

注

- （1）『日置川町史』第一巻（二〇〇五年）所収。
- （2）鎌倉期～南北朝期と推定される「栗栖家系図」（和歌山県立県立博物館寄託 仮六六二号）に名前が見える在庁官人か。
- （3）高橋修「海辺の水軍領主、山間の水軍領主―紀州安宅氏・小山氏の成立とその基盤―」（『鎌倉遺文研究』一六号、二〇〇五年）。
- （4）修理亮については、（年未詳）畠山尚慶（尚順）書状【一三八号】や天文十年（一五四一）・十一年の教子明神社棟札写【参考1】・【参考2】、天正十一年（一五八三）修理之亮田地売券【七八号】にも見えるが、時代が少しずつ異なる。
- （5）弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』（清文堂、二〇〇六年）。

- (6) 前掲注(5) 弓倉著書。小谷利明「畠山植長の動向―永正と天文期の畿内―」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四年)、同「畿内戦国期守護と室町幕府」(『日本史研究』五一〇号、二〇〇五年)。
- (7) 天文七年(一五三八)頃の尼子氏の上洛計画に関わって出されたと推定される八月十日付け畠山植長書状(湯河宮内少輔宛て)でも、畠山植長が書状を出し、詳細は丹下備後入道・曾我治部の奉行人が伝えるとし、実際に同日付けで丹下宗衛書状(林二郎左衛門宛て)があわせて出されている(和歌山県立博物館所蔵文書、館蔵一〇〇六)。丹下宗衛は、永正十四年(一五二七)の中尾家文書(『和歌山県史』中世史料二)などでも確認できる人物である。なお、同時期の丹下氏には、畠山尚順の時から有力内衆で、畠山植長にも近侍した重臣で、家格的には守護代と同格になった丹下宗賢がいる。丹下宗賢は、永正十七年(一五二〇)から活動が確認できる畠山家の奉行人で、天文十四年(一五四五)に没している(前掲注(5)弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』)。同一人物だろうか、今後の検討が必要である。近年、新谷和之氏による検討がある(新谷和之「十六世紀中頃の紀伊の政治情勢と城郭―湯河氏の動向に焦点を当てて―」『文献・考古・縄張りから探る近畿の城郭』戎光祥出版、二〇一九年)。
- (8) 前掲注(6) 小谷利明「畠山植長の動向」。
- (9) 湯河家文書(東京)二二(『和歌山県史』中世史料二)。
- (10) 前掲注(5) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』。
- (11) 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂、二〇〇三年)。
- (12) 林氏は湯河氏の家臣として名前が見える(前掲注(8))、「若州湯川彦右衛門覚書」(『統群書類従』二二輯下)など)。
- (13) 前掲注(5) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』。
- (14) 「平成二五・二六年度 大阪城天守閣新収蔵資料紹介」のうち、「淀川過書船奉行木村宗右衛門家文書」(『大阪城天守閣紀要』四三号、二〇一九年)。
- (15) 『新修大坂市史』史料編第五卷 二一一―35(摂州關郡内御蔵米御算用状)では増田長盛は文禄三・四年の本丸の蔵造営に関わっている。
- (16) 文禄二年に山中長俊は大坂に関わっていたこと(駒井日記) 文禄二年閏九月十一日条)、大坂城西の丸御殿が整備されていたこと(駒井日記) 文禄三年正月二十一日条)なども傍証となろう(ともに『新修大坂市史』史料編第五卷 二一一―32)。
- (17) 曾根勇二「材木搬出の意味―派遣大鋸・杣の存在―」(『秀吉・家康政権の政治経済構造』校倉書房、二〇〇八年)。
- (18) 安宅氏系図(『日置川町史』第一卷)。
- (19) 山本亨介『種痘医 小山肆成』(時事通信社、一九九四年)。

(『和歌山県立博物館研究紀要』一三三号より抄出・補訂)

補論2 二部小山家文書

1 二部小山家の系譜

塩崎荘二部村（串本町高富）に拠点を構えていたのが、二部小山家である。二部小山家文書については、『紀伊続風土記』や『串本町史』史料編で紹介されるものの、『日置川町史』第一巻などでも全く取り上げられてこなかった。まずは二部小山家の由緒について、簡単に触れておこう。二部小山家には、後欠ではあるものの、以下の由緒が残されている。

【史料1】乍恐指上候由緒書（二部4―10号）

乍恐指上申由緒書

一此度地土、又者由緒有之地土ニ願申度者共先祖「」一 綸旨・院宣・御教書・令旨・感状等所持仕候ハ、相添差上可申旨奉承知候、一私曾祖父小山八右衛門と申者豊臣太閤様江初御奉公仕高麗御陣之節ハ八右衛門弟彦作罷越、於高麗ニ討死仕、遺物として鎧壱領并大小送り参り候との申伝ニ而于今所持仕御座候、
右八右衛門悴孫次兵衛と申者義長公江御奉公仕肥前島原及美濃大垣関ヶ原陣、北山一揆之節「」一（後欠）
二部小山家の某（勘助カ）の曾祖父小山八右衛門は豊臣秀吉に仕え、その弟である彦作が文禄・慶長の役に従軍したものの戦死し、八右衛門悴弥次兵衛は、浅野幸長に仕え、島原の乱、関ヶ原の合戦、北山一揆（の鎮圧カ）に関わったようである。二部小山家は、八右衛門―弥次兵

衛の末裔ということになり、由緒は西向小山家とは異なる。

西向小山家は、戦国期には助之丞・左次兵衛がおり、関ヶ原の戦いで西軍に付き牢人となり、大坂の陣では本多因幡守に仕え豊臣方に付き、助之丞は討ち死に、左次兵衛は西向に帰郷したと伝える【西向三七号】。秀吉に仕えた後の身の振り方は明らかに異なる。その点でいえば、戦国期以前から西向小山家と二部小山家は別々であったことといえよう。

ただ二部小山家も西向小山家同様、伝承では関東御家人下野小山氏が海賊鎮圧のために下向して定着したと伝える。その際に背負ってきた仏像が、二部小山家では屋敷の敷地内に薬師如来像として祀られている。その像・厨子の銘文を記したのが次の史料である。

【史料2】薬師堂厨子記載文控（二部4―12号）

薬師堂厨子記載文控

御尊像背面

奉再興鎮守薬師如来御丈八寸六分弘法大師之御作

紀州牟婁郡二部村照念山光明寺住地心連社三替代

信心之施主 小山勘助現当二世菩提也

此時寛文十二壬子曆林鐘十五日

御供殿破損ニ付、其節改之、于時文化元甲子曆霜月吉日

右側面 現住寂連社静誉代庄屋権十郎

弘法大師御作鎮守薬師如来御丈八寸六歩

施主小山勘助

左側面

于時

寛文十二壬子歳

厨子裏面

寛政九巳仲冬吉祥日

奉寄附

串本浦

巧美智甚助此盈

実際に祀られている薬師如来立像は、弘法大師作との伝承を有するが、残念ながら鎌倉期まで遡るものではなく、恐らく戦国期〜江戸期（十六〜十七世紀）の制作になると思われる。ただ【史料2】にあるように、この薬師如来立像は寛文年間（十七世紀半ばころ）には祀られていたことは確かである。網野善彦氏によれば、西向小山家における下野小山氏（結城氏）を系譜とする所伝は、江戸時代初期には既に存在したという¹⁾。二部小山家の薬師如来立像も、ほぼ同じ頃にそのような所伝のあったことを物語る。堂内には、棟札一点を有するが、いずれも江戸時代以降（延宝八年（一六八〇）〜昭和三十三年（一九五八））のものである。

江戸時代の二部小山家は二部村の庄屋となっていた（二部5-4号、7-1号、【史料4】）。ただ、『紀伊続風土記』二部村の項で、小山家は旧家・地土の項には表れず（古文書部には「小山権十郎氏蔵」として取り上げられる）、特筆すべき家とは認識されていなかったようである。

2 二部小山家文書の中世文書写

このようななか、これまであまり顧みられることのなかった二部小山家所蔵の古文書はどのような内容の文書群で、また如何なる意義を有するのか。二部小山家文書については、『紀伊続風土記』の古文書部をはじめ、『串本町史』史料編でも三点の中世文書（①正慶二年三月二十三

日付け関東御教書、②建武三年四月三日付け法勝寺某令旨写、③正平十年五月三日付け後村上天皇綸旨写）が紹介されている。その点でいえば、既知の文書ということになる。

文書の総点数は五一点（桐箱七個に保管）を数え、いずれも近世以降の文書である。ただし、近世文書とはいっても、中世文書（三通）の写が四点も作られている点に大きな特徴がある。まずは、その三通の中世文書の写しから見ていこう。いずれも南北朝期の文書である。

【二部一号】は、二部小山家文書のなかで、同文の写しが四点（二部1-4・8号・3-2号と6-2号）残されている。正慶二年（一三三三）三月二十三日、鎌倉幕府執権の北条茂時・北条守時が、小山氏に対して、大塔宮（護良親王）・楠木正成を誅伐するため、親類等とともに熊野山内を警固し、凶徒を誅伐し、忠節を尽くしたならば恩賞を与えることを約している。鎌倉末期の倒幕の動きのなかで、熊野へもその影響が及び、小山氏は鎌倉幕府から命令を受ける存在であったことがわかる。「熊野山小山三郎殿」、そして「山内警固」ともあるように、小山氏は熊野三山と密接に関わる存在であったことを物語る。網野善彦氏は、小山三郎が「熊野山上綱」と名乗っていることから【西向九号】、新宮（熊野速玉大社）の上綱の一人であったと推定している²⁾。

さらに興味深い点は、【二部一号】には、奥に「明治九年和歌山県長ヨリ歴史編輯ニ付、伝来旧記差出可申旨、奉畏別紙／トモ三通伝来之分差出之事、其節此写控置候也／五月四日写了」と朱書きがあり、写しの経緯もわかる。この記述により、本文書（およびほかの明治九年の朱書を持つ文書写し）が、明治九年（一八七六）に和歌山県庁へ提出された文書の控えということがわかる。

【二部二号】は、二部小山家文書のなかで、同文の写しが四点（二部1-5・6号・4-2号と6-3号）残されている。建武三年（一三三六）、法勝寺某が小山三郎実隆に合戦の功績を賞した文書を、江戸時代

に写したものである。なお、法勝寺某は南朝の人物とする意見、北朝の人物とする見解など、どのような人物か検討を要する³⁾。ただ、次にみる【二部 三号】と同様に、「塩崎・小山三実隆」とあるように、塩崎氏と連名で記されており、塩崎荘を拠点としていたがためと思われる。

【二部 三号】も同様に、二部小山家文書のなかで、同文の写しが四点（一部1-7号・3-1・3号と6-1号）見られる。正平十年（一三五五）、後村上天皇が塩崎・小山一族に対して与えた文書を江戸時代に写したものである。内容は、紀伊国小池荘（美浜町）の半分につき、二尾山（入山カ）の中分が済むまでは遵行を行うべきではないことを伝えたものである。小山氏が塩崎氏と連名で記されていること、また日高郡小池荘と関わりがあったことがわかる。小山氏の活動圏が東牟婁から日高郡にまで広がっていたことを物語る。

以上、【二部 一号】〜【二部 三号】の三点の文書写を紹介した。これら三通の文書がなぜ四点も写されているのか、近世文書からその様子が若干判明する。一つは、紀伊徳川家が熊野へお成りの際に、紀南の地士達は自家の由緒や古い書物などを持参し、お目見のうえ地士身分である確認を受けていたことが挙げられよう（後掲【史料3】【史料4】など）。その際に、写しが何度か作成されている。具体的に判明するところでは、享保七年（一七二二）、寛政六年（一七九四）、文化四年（一八〇七）に、お成りとお目見があったようである（後掲【史料3】）。

また、『紀伊続風土記』編さんや紀南の旧家に関わる出版物作成にあたって、二部小山家文書はたびたび参照され、写し（控え）が作成されている（一部1-11号など）。さらに、明治九年（一八七六）にも和歌山県庁へ歴史編さんのために、二部小山家の文書が提出されたことも関連文書よりわかる（一部1-9号、【史料4】）。この時には、西向小山家も和歌山県庁へ自家所蔵の文書の写し（一〇通）を提出している（西向小山家文書 参考史料一号）。二部小山家は、少なくとも近世以

来、古い文書を有する旧家と認識され、何度も文書情報の提供を行っている。

これら三通の文書は、いずれも写し（より厳密に言えば控え）であり（原本は所在せず）、中世文書の忠実な写しかどうかについては意見が分かれる。網野善彦氏は、西向小山家文書の写しより、（特に【二部 二号】は）様式が整わない文書と指摘している⁴⁾。ただ、これら三点の中世文書写は、西向小山家【西向一三号】【西向一四号】【西向一七号】でも同じ写しが残されている点には注目すべきだろう。小山一族（西向小山家と二部小山家）にとってこれら三通の中世文書は最重要文書類と認識されていたのだろう。また近世の小山家にとって、自らの家の由緒を説明する機会がそれだけ多かったことを物語る。近世社会における中世文書の効用（と一族間での文書所有の実態）を考える上で重要である。ただ、何故この三通の文書なのか、ということも含め、近世文書も踏まえた検討が改めて必要であろう。

3 近世の二部小山家文書

では次に、近世・近代文書はどのような内容の文書群なのであるか。年代的に見ると、中世文書の写しを除けば、原文書としては十八世紀前半から昭和時代初めまでのものである。文書箱も概ね同様に十八世紀前半頃の銘を有する。内容的には、先に紹介したように、由緒を説明するにあたって写し（先の中世文書三通）を作成・提出した旨を伝える文書・記録などである。いずれも地士身分に関わるものであり、紀伊徳川家が熊野へお成りする際に御目見できるどうかは、地士身分である必要があったようである⁵⁾。そのため、頻りに自家の由緒を語り、その写しを作成・提出していた。

【史料3】繪旨・院宣・御教書写（二部5―7号）

（表紙）

「文化四卯年九月

繪旨・院宣・御教書写

口熊野二部村

小山勘助末孫

權十郎

紀伊国塩崎・小山三実隆致合戦忠之条神妙也、者法勝寺殿令旨所候也、
執達如件、

建武三年四月三日 尾旗（花押影）

小山三郎館

紀伊国小池庄半分事、於二尾山半分落居以前者、不可遵行之由、所有其
沙汰也、可令存之旨、被仰下之状如件、

正平十一年五月十三日 左中弁（花押影）

塩崎・小山一族中

大塔宮并楠兵衛尉正成誅伐 親類相共、致山内警固、且誅伐凶徒也、於
令致忠節者、可令有恩賞之状、依仰執達如件、

正慶二年三月廿三日 右馬権頭（花押影）

相模守（花押影）

熊野山小山三郎殿

乍恐奉指上口上

殿様当冬熊野江被為 成候ニ付、御道筋近辺ニ罷在候者由緒等も有之候
ハ、書付指上可奉 御目見との御通詞之御趣奉承知候、

大恵院様享保七年寅年、熊野江被為成候由緒書并論旨・院宣・御教書写
シ差上奉 御目見候、右由緒書之儀如何仕候哉、取落紛失仕候に付、此
度不奉指上候、尤論旨・院宣・御教書三通先年差上候通写シ三通奉指上
候、

先年より熊野江被為 成候節之奉 御目見候私家之儀に付、当冬被為
成之節も御目見相濟候様乍恐奉願上、以上、

式部村小山勘助末孫

寅十月

權十郎

浦儀左衛門殿

右之通、書附指出シ候に付、相調候処、相違無御座候、先年より被為
成候節之御目見相濟来り者之儀ニ付、当冬被為成之節、御目見相濟候
様ニ、於私も奉願上候以上、

江田組大庄屋

浦儀左衛門

池内柳左衛門様

富田元左衛門様

右者去ル寛政六寅年月被為 成之御節、右写シ之通り書付差上、私儀田
并浦ニ而奉 御目見仕候、

此度古キ書物等所持有之候ハ、写シ差上候様ニとの御通に付、私先祖よ
り持伝へ有之候繪旨・院宣・御教書三通写シ乍恐奉指上候、以上、

式部村小山勘助末孫

文化四年

權十郎（印）

卯九月

此度 御上より御尋ニ付、右之通相認メ差出シ申候控へ帳、後々為記ス如此、

文化四年 式部村小山勘助孫

卯五月廿五日 小山権之丞悻

小山権十郎

(別筆)

「繪旨・院宣・御教書三通并ニ由緒書共嘉永五年子閏二月ニ写し、右者有田留田屋彦右衛門、田辺縁類之内学者有之熊野中古キ書物ヲ集メ書物ニ出し度依頼、右彦右衛門願出、内縁も有之事、依而写しヲ差出し有之候、

子閏二月

右願之儀者唯熊野旧家中集メ書物ニいたし度存心ニ付、任其意写し遣し有之事、

小山勘助代より六代目

小山権太郎印

【史料4】太政官ヨリ御布令被為在候ニ付繪旨・院宣・御教書并由緒書上之控 (二部4—3号)

(表紙)

「 明治五年壬申三月

大政官ヨリ御布令被為在候ニ付繪旨・院宣・御教書并由緒書上之控

紀伊国牟婁上郡

二部村小山権十郎曾孫

小山権十郎

公庁より郷土と称家筋由緒有之者ハ、書付差出旨仰来候付書上ひかへ

一 繪旨・院宣・御教書三通写し差上候事、右ニ付先祖筋目書上之事左之通三通ツ、差上候事、右者此度由緒有之もの者書付差出し可申旨仰来候付、私家之儀、右繪旨・院宣・御教書三通先祖より所持仕来り候付、享保十八丑年小山勘助代迄地土相続仕罷在候得共、中興不牘ニ付、御免奉成載、然共是迄国君熊野江被為 成候節之奉 御目見来仕来り御座候、

一 大恵院様、享保七寅年熊野江被為 成候節者、繪旨・院宣・御教書并由緒書等迄写し差上小山勘助御目見ニ罷出御座候、

一 寛政六寅十一月 国君熊野江被為 成候節ハ由緒書如何仕哉、紛失仕繪旨・院宣・御教書三通写し差上由緒事紛失之段奉書上差出し不申候、其節奉 御目見候者、各勘助末孫小山権十郎代ニ而御座候、

一 文化四年卯九月ニも繪旨・院宣・御教書三通写し差上御座候、其後御改等も御座候事、

一 由緒書之儀、本紙ハ前奉申上候通紛失ニ御座候得共、先年奉差上候写し之控虫喰江損しニ相成候得共、残紙之分写し奉差上候、然者左之通ニ御座候、

乍恐指上申由緒書

一 此度地土又者由緒有之地土願申度者者、先「 繪旨・院宣・御教書・令旨・感状等、所持仕候ハ、相添差上可申旨、奉承知候、

一 私曾祖父小山八右衛門と申者豊臣太閤様江御奉公仕、高麗御陣之節者、八右衛門弟彦作罷越、於高麗戰死仕、遺物として鎧壹領大小共送り参候との申伝にて、于今所持仕御座候、右八右衛門悻弥次兵衛と申者、義長公江御奉公仕、肥前島原及美濃大垣関ヶ原陣又北山一揆之節

「 是より下夕悉皆虫喰傷損と相成御座候、

右之通写し奉差上候以上、

紀伊牟婁上郡二部村

小山権十郎曾孫

明治五年壬申三月 小山権十郎印

【史料3】は文化四年（一八〇七）九月に小山権太郎が、熊野旧家に関する古い書物を集めてまとめるという事業があった際に、写しを遣わした際の手控えである。西向小山家にも、同年十月に「風土記御調二付所持之品系図書相認相達申候控」が残され、この時期の由緒・系図書の写し作成は『紀伊続風土記』編さんに伴うものであったことを知ることができる。【史料4】は小山権十郎が明治五年（一八七二）に太政官よりの（歴史編纂の）布令があった際に由緒や所持する文書を提出した際の控えである。これらを見ると、様々な機会に文書の写しが作成・提出されていたこと、またそれともなう二部小山家の動向（対応）がわかる点で興味深い。

【史料3】【史料4】を見ると、享保七年（一七二二）には六代藩主徳川宗直が、寛政六年（一七九四）には八代重倫、文化四年（一八〇七）には十代治宝の時に熊野へのお成りがあり、その時に地士の由緒が再確認された。享保七年のお目見は西向小山家でも同様に、熊野御成の際に行われている。なお、この時の由緒の提出にあたっては、江田組大庄屋を通じて行われている（【史料3】）。

寛政六年（一七九四）に八代藩主徳川重倫は十一月から潤十一月にかけて熊野へお成りを行っている。十一月十九日に和歌山を発ち、木本浦（三重県）までお成りした後、那智（那智勝浦町）に宿泊、潤十一月一日に那智を発ち、太地浦（太地町）で休憩、古座（串本町）の本陣（飾屋平三郎宅）へ行き、そして翌日には西向（串本町）、途中津荷（串本町）で西向小山氏ほか一〇人とお目見し、潤十一月八日には和歌山城へと戻っている（近世の西向小山家文書 五七号）。さらに二部小山家文

書から、津荷から和歌山へ帰着するまでの間、田井（田並）浦（串本町田並）で二部小山家はお目見を遂げている（【史料3】）。紀伊徳川家の熊野へのお成り（帰途）は大辺路で行われ、その際に紀南の地士たちが由緒を提出にお目見に訪れていた様子がわかる。

なお、地士身分確認に関わる史料が多い点は、久木小山家文書も同様である。熊野の武士たちが、近世社会のなかで自らの立場を維持していくのにどのような腐心し、その際に文書が活用されたかがわかる点も非常に興味深いものがある。しかも、それが紀伊徳川家による熊野お成りの機会に行われていた点も抑えておきたい。

では、このような地士として紀伊徳川家との関係構築に意を尽くした二部小山家は、地域のなかではどのような存在だったのだろうか。少ないながらも、若干うかがい知ることができる史料が残されている。

【史料5】永代証文之事（二部7-1号）

永代証文之事

一 此度上納方に付、永々譜代家来之際を遣シ申に付、万身請ケ之為礼と銀札式拾目請取申所実正明白也、此証文相渡ス上者、我等末孫ニ至違乱申懸ケ間敷者也、仍而永々証文如件、

式部村

享保拾六亥九月 小山勘助 印

同所庄屋

小山権十郎印

同 肝煎

重右衛門印

同証人

伊八郎 印

右同断

六平 印

二部村

弥作方へ

永代証文之事

一此度上納方に付、永々譜代家来之際を遣シ申に付、万身請ケ之為礼と
銀札式拾目請取申所実正明白也、此証文相渡ス上者、我等末孫ニ至違
乱申懸ケ間敷者也、為後日仍而永々証文如件、

式部村

小山勘助 印

享保拾六年亥九月

同庄屋

小山権十郎 印

同肝煎

重右衛門 印

同証人

伊八郎 印

右同断

六平 印

二部村

七右衛門方へ

永代証文之事

一此度上納方に付、永同譜代家来之際を遣シ申に付、万身請ケ之為礼と
銀札式拾目請取申所実正明白也、此証文相渡ス上ハ我等末孫至違乱申
懸ケ間敷者也、為後日仍而永々証文如件、

式部村

小山勘助 印

享保十六年亥九月

同庄屋

小山権十郎 印

同肝煎

重右衛門 印

同証人

伊八郎 印

右同断

六平 印

二部村

三兵衛方へ

【史料5】は、享保十六年（一七三一）に一括して出された身請証文である。二部小山家はそれまで家来として複数人を召し使っていたこと、その一方でこの時期にまとまって家来を手放さざるを得なかった状況も見えてくる。二部小山家は、この時期に大きく変容したことも予想される。ただ、寛政九年（一七九七）には山林一二か所を預け置かれるなど、山林の集積と管理を行っており（二部5-4号）、地域の有力者としての位置はなおも変わるところがなかった。二部小山家の経済状況などは十分に把握することができないが、少なくとも庄屋であり、地域の有力者であったことは間違いない。

西向小山氏や塩崎氏は、大嶋遠見番役などを勤め、熊野水軍の末裔という経歴・由緒を活かし海域を舞台に活躍していた。また、熊野水軍の末裔である太地（和田）氏や高川原氏は、家来を編成し直し捕鯨に従事していた。二部小山家はいずれとも異なり、海を生活の場とはしていなかった。同じ熊野水軍・小山氏一族であっても、近世社会への対応は一

様ではない。熊野水軍の末裔も、必ずしも海を生業の場としたわけではなかった。土着した地域に依じて対応せざるを得なかったのだろう。

* * *

以上、二部小山家文書について紹介してきた。中世文書については、既知のものであるうえ、写し（控え）、かつ様式の整わない点も残り、使用するにあたっては注意を要する。ただ、近世文書とあわせて検討し、近世以降の小山家の一族意識や由緒、またそれにかかわり地士身分維持への取り組みと、一族間での文書の共有の様子など、中世の在地領主（熊野水軍）の一族が近世社会へ如何に対応しようとしていたのかをうかがうことができる点では、貴重な情報を提供してくれる。今後、中世文書写を使うにあたって、近世におけるこのような文書意識を念頭に置いて使用されるべきだろう。

注

- (1) 網野善彦「小山家文書について―調査の経緯と中世文書―」（『日本中世史料学の課題―系図・偽文書・文書―』弘文堂、一九九六年）。
- (2) 前掲注(1) 網野善彦「小山家文書について」。
- (3) 前掲注(1) 網野善彦「小山家文書について」。「法勝寺（宮）」は、『紀伊統風土記』は南朝方と見るいっぽう、『紀伊東牟婁郡誌』は北朝方と見る。網野善彦氏も指摘しているように、「法勝寺宮」はほかの文書（色川文書、【色川五・六号】）でも確認でき、どのような人物か今後の検討が必要である。
- (4) 前掲注(1) 網野善彦「小山家文書について」。
- (5) 紀伊藩の地士身分については、伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態―紀州藩の場合―」（『近世史の研究』第四分冊、吉川弘文館、一九八四年）、白井陽子「近世後期における紀州藩の地士について―（渡辺広先生退官記念会編・刊『和歌山の歴史と教育』、一九七九年）、小山誉城「紀州藩の地士制度―地士の創設とその変質を中心として―」（『徳川將軍家と紀伊徳川家』清文堂出版、二〇一一

年）、志村洋「藩領国下の地域社会」（渡辺尚志編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』新人物往来社、一九九六年）などの研究があるが、紀南の地士を取り上げた成果は乏しい。

(6) 前掲注(1) 網野善彦「小山家文書について」。

(7) 田上繁「近世文書と近世の小山家」（『歴史と民俗』六、一九九〇年）。

（『和歌山県立博物館研究紀要』二二二号より抄出・補訂）

表 紀州小在家文書目録
1 久木小在家文書(中世分)編年目録

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法(縦×横)	文書番号	刊本
1	3-1-1	天福 1.9.12	1233	為清下人并田島売券	28.2×45.7	55	町史 3-1-01
2	4-82	天福 1.9.12	1233	為清下人并田島売券	29.7×40.5	83	
3	3-1-2	文永 9.11.23	1272	代官美濃下文	31.5×54.5	56	町史 3-1-02
4	11-24	正応 4.7.28	1291	久木大明神主職宛行状写	(24.7×17.1)	126	
5	F2	永仁 3.1.21	1295	頼秀・沙弥良信田島・下人等処分状	28.0×35.1	152	
6	3-1-3	正安 1.11.21	1299	代官信重名田得分注文	25.5×36.6	57	町史 3-1-03
7	3-1-4	嘉元 4.3.27	1306	為光和与状	30.6×24.9	58	町史 3-1-04
8	3-1-8	徳治 1.6.2	1306	ひろつな讓状	27.9×38.6	62	町史 3-1-05
9	3-1-7	徳治 3.11.15	1308	安宅俊正相博状	32.5×42.6	61	町史 3-1-06
10	9-72	正和 2.2. 吉	1313	某置文写	26.5×21.8	122	
11	11-1	正和 2.2. 吉	1313	安居・久木境界定文写	(24.6×17.0)	124	
12	3-1-6	正和 5.2.20	1316	小山経幸処分状	27.7×36.5	60	町史 3-1-07
13	3-1-5	正和 5.5.15	1316	僧慶祐公文職宛文	32.1×40.7	59	町史 3-1-08
14	2-3-1	元亨 1.7.15	1321	イトシ二郎田地売券	27.0×37.6	45	町史 3-1-09
15	3-3-1	元亨 3.2.-	1323	久木末重讓状	18.2×95.6	1	
	4-85	元亨 3.2.-	1323	久木末重讓状	1 7.7×85.7		
	1-1-1	元亨 3.2.-	1323	久木末重讓状	33.8×69.1		
16	A1-2	元亨 3.12.2	1323	シラタウ下地売券	27.0×32.3	148	
17	4-83-1	元亨 3.4.-	1323	執権北条高時軍勢催促状写	(14.2×43.8)	154	町史 3-3-01
	Z-1	元亨 3.4.-	1323	執権北条高時軍勢催促状写	—		
18	3-1-9	元亨 4.4.27	1324	新田経家請文案	32.5×43.8	63	町史 3-1-10
19	2-3-2	(元弘)1.10.10	1331	小山道こう境界定文	30.4×51.3	46	町史 3-1-12
20	3-1-10	元徳 4.11.6	1332	久木末重讓状	31.2×35.2	64	町史 3-1-11
21	2-3-3	元弘 3.8.17	1333	河合盛房契状案	27.5×33.8	47	町史 3-1-13
22	2-3-4	建武 2.9.11	1335	久木末重讓状	24.9×32.4	48	町史 3-1-14
23	4-84	建武 2.9.11	1335	久木末重預職讓状	26.1×32.8	84	町史 3-1-14
24	Z-2	延元 2.5.6	1337	後醍醐天皇繪旨写	—	155	町史 3-3-02
25	Z-3	延元 2.5.-	1337	脇屋義助書状写	—	156	町史 3-3-03
26	Z-4	(延元 2 ヲ).8.-	1337	錦小路惠源書状写	—	157	町史 3-3-04
27	4-86	興国 2.6.11	1341	修理助知行宛行状	31.2×29.2	85	
28	4-83-2	興国 3.2.-	1342	後醍醐天皇繪旨写	(14.2×43.8)	158	町史 3-3-05
	Z-5	興国 3.2.-	1342	後醍醐天皇繪旨写	—		
29	Z-6	興国 3.8.-	1342	某書状写	—	159	町史 3-3-06
30	2-3-6	貞和 5.2.5	1349	くすうは田島讓状	30.3×39.2	50	町史 3-1-15
31	2-3-5	正平 13.11.10	1358	東方預所田地安堵状	27.8×35.1	49	町史 3-1-16
32	11-32	延文 5.5.7	1360	畠山義深感状写	12.0×10.3	132	町史 3-1-17
	A1-1-1	延文 5.5.7	1360	畠山義深感状	15.5×21.2		
33	A1-1-2	延文 5.6.1	1360	畠山義深宛行状	15.5×21.4	133	町史 3-1-18
34	Z-7	正平 21.3.13	1366	小山経幸軍忠状写	—	160	町史 3-3-07
35	F 1	天授 5.8.9	1379	長慶天皇口宣案	30.4×41.7	151	町史 3-1-19
36	2-3-9	康暦 2.6.7	1380	細川正氏宛行状	29.5×37.9	53	町史 3-1-20
37	2-3-7	弘和 3.8.22	1383	保呂の九郎大夫讓状	27.8×37.6	51	町史 3-1-21
38	2-3-8	弘和 3.8.28	1383	行氏打渡状	29.5×38.5	52	町史 3-1-22
39	2-3-10	康徳 2.2.9	1390	もりあけの左衛門次郎田地売券	28.7×38.9	54	町史 3-1-23
40	1-2-1	応永 2.-.-	1395	小山はいとう田地売券	31.0×34.2	5	町史 3-1-24
41	1-2-3	応永 6.11.15	1399	大内義弘宛行状	29.3×42.5	7	町史 3-1-26
42	1-2-2	応永 6.11.16	1399	宣顕遵行状	28.8×34.3	6	町史 3-1-25
43	1-2-4	応永 8.4.10	1401	安宅としあき相博状	24.5×29.0	8	町史 3-1-27
44	X1	応永 20.2.6	1413	称光天皇口宣案	—	153	町史 3-1-28
45	1-2-5	応永 25.11.1	1418	遊佐家久遵行状	29.0×47.2	9	町史 3-1-29
46	1-2-6	応永 26.11.25	1419	孫法師・ヨネ女道者等売券	29.7×40.0	10	町史 3-1-30
47	5-101	応永 34.12.19	1427	高大夫旦那売券	23.4×26.4	107	
48	1-2-7	永享 8.12.2	1436	三栖莊惣追捕使持信出拳米請状	29.3×38.9	11	町史 3-1-31
49	1-2-8	永享 10.7.21	1438	小在家次讓状	35.0×42.2	12	町史 3-1-32
50	2-1-2	(永享 10).9.8	1438	畠山持国感状	29.1×44.8	24	町史 3-1-33
51	2-1-3	(宝徳 1).閏 10.4	1449	畠山徳本(持国)感状	28.0×41.4	25	町史 3-1-34
52	A1-1-3	(享徳 3).11.20	1454	畠山義夏(義就)書状	17.6×42.2	134	町史 3-1-70
53	A1-3	寛正 1.-.-	1460	小山はいとう畠地売券	26.8×37.7	149	
54	5-102	文明 5.11. 吉	1473	直心讓状	23.4×84.0	108	町史 3-2-03
55	A1-1-10	(文明 8).11.28	1476	(神保カ)長則書状	17.4×42.6	141	町史 3-1-72
56	A1-1-9	(文明 9).2.10	1477	(神保カ)長則書状	16.8×42.9	140	町史 3-1-71
57	A1-1-11	(文明 9).6.12	1477	神保長誠書状	17.4×43.7	142	町史 3-1-73
58	A1-1-4	— .3.5		畠山義就感状	17.8×43.0	135	町史 3-1-35
59	A1-1-6	— .7.24		畠山尚慶(尚順)書状	12.2×23.1	137	町史 3-1-74

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法(縦×横)	文書番号	刊本
60	A1-1-7	— .12.2		畠山尚慶(尚順)書状	16.2×39.2	138	町史 3-1-75
61	1-2-9	明応 7.10.4	1498	孫四郎・まこ九郎地下・屋敷等売券案	24.3×30.2	13	町史 3-1-37
62	1-2-10	文亀 4.3.-	1504	小谷左衛門五郎屋敷地下売券	23.7×32.3	14	町史 3-1-38
63	12-1	文亀 4.3.-	1504	小谷左衛門五郎屋敷地下売券	23.1×29.7	127	
64	1-2-11	永正 4.3.12	1507	畠山義英奉行人(木沢)盛秀・(小柳カ)康綱連署奉書写	33.6×42.3	15	町史 3-1-40
	5-103	永正 4.3.12	1507	畠山義英奉行人(木沢)盛秀・(小柳カ)康綱連署奉書写	23.7×15.8		
65	A1-4	永正 5.6.8	1508	市鹿野民部・久木小山下地相博状	23.2×29.3	150	
66	A1-1-12	— .5.3		遊佐順房書状	13.2×36.3	143	町史 3-1-76
67	Z-9	— .-. -		遊佐順房書状写	—	162	町史 3-3-09
68	1-2-12	永正 6.12.4	1509	かわくち畠地売券	24.6×26.0	16	町史 3-1-41
69	1-2-13	永正 12.2.3	1515	某畠地相博状	23.0×30.0	17	町史 3-1-42
70	A1-1-5	— .7.14		畠山卜山(尚順)感状	17.8×42.2	136	町史 3-1-36
71	1-2-15	永正 18.3.17	1521	畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	17.2×21.3	19	町史 3-1-43
72	2-1-4	— .7.11		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状	26.1×41.3	26	町史 3-1-49
	5-105-3	— .7.11		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	(23.9×31.6)	110	
73	1-1-6	— .8.25		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	32.1×44.1	4	町史 3-3-10
74	1-2-17	大永 4.4.7	1524	忠信・広延起請文	27.8×34.9	21	町史 3-1-45
75	11-5	(大永 4カ).卯 .7	1524	広延・忠信連署書状写	(12.0×17.0)	125	
76	8-25	(大永 4カ).4.7	1524	広延・忠信連署書状	22.9×43.1	112	
77	5-105-2	— .6.22		小山慶口書状写	(23.9×31.6)	110	
78	1-2-16	大永 5.11.16	1525	安宅実俊起請文	28.0×34.1	20	町史 3-1-46
79	3-3-3	— .2.26		長修理亮宗信書状写	18.2×91.3	81	町史 3-3-14
80	8-26	— .6.3		湯河春頼書状	15.6×41.0	113	
81	A1-1-14	— .6.8		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状	16.8×43.1	145	町史 3-1-50
82	A1-1-15	— .8.11		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状	16.2×39.9	146	町史 3-1-51
83	A1-1-16	— .8.14		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状	16.2×40.2	147	町史 3-1-52
84	8-27	— .8.16		湯河光春書状	15.3×39.8	114	
85	8-29	— .9.2		可春書状	15.8×39.1	116	
86	4-94	— .9.9		山本忠隆書状	15.7×38.0	93	
87	4-95	— .9.17		山本土統(忠統カ)書状	34.8×38.5	94	
88	8-30	— .9.17		湯河春頼書状	14.9×31.7	117	
89	5-105-1	— .9.19		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	(23.9×31.6)	110	
90	A1-1-8	— .9.23		畠山植長感状	17.6×39.3	139	町史 3-1-39
91	4-97	— .10.4		山本忠隆書状	16.1×43.2	96	
92	4-96	— .10.11		山本忠隆書状	15.5×38.3	95	
93	4-99	— .11.10		山本忠隆書状	18.0×39.1	98	
94	3-2-1	享祿 4.12.3	1531	源六起請文	29.2×34.5	65	町史 3-1-47
95	3-2-2	享祿 5.2.吉	1532	川口又四郎畠地売券	22.9×25.3	66	町史 3-1-48
96	3-2-3	天文 8.11.24	1539	中村道九く売券案	22.2×29.8	67	町史 3-1-54
97	3-2-4	天文 9.6.24	1540	小山俊次・藤右衛門相博状	31.4×31.3	68	町史 3-1-55
98	7-3-2	天文 10.12.19	1541	教子明神社棟札写	(15.3×397.7)	参考 1	
	5-107	天文 10.12.19	1541	教子明神社棟札写	64.0×14.8		
99	3-2-5	天文 11.2.吉	1542	新四郎田地売券案	23.2×29.4	69	町史 3-1-56
100	5-108	天文 11.11.-	1542	教子明神社棟札写	71.7×14.8	参考 2	
	7-3-1	天文 11.11.-	1542	教子明神社棟札写	(15.3×397.7)		
101	4-81	天文 11.11.-	1542	扇子之大事	17.0×43.2	82	
102	4-80	— .-. -		扇子之大事	17.0×43.0		
103	12-41	— .-. -		扇子之大事	17.0×45.0		
104	8-31	— .9.19		湯河光春書状	24.8×39.4	118	
105	1-2-18	天文 13.10.6	1544	小山俊次覚書	35.0×22.2	22	町史 3-1-58
106	A-1-13	— .3.12		丹下盛賢書状	17.1×45.4	144	町史 3-1-53
107	8-32	— .12.12		湯河光春書状	24.7×38.1	119	
108	2-2-3	— .7.25		湯河春長・弘春連署起請文	25.3×31.5	38	
109	4-98	— .10.27		安居玉珍書状	32.2×43.4	97	
110	4-87	天文 22.2.吉	1553	周参見慶春判物	24.0×37.0	86	
111	1-1-2	天文 23.8.30	1554	長光書状写	30.6×44.2	2	町史 3-4-03
112	1-1-3	天文 23.8.30	1554	長光書状写	30.7×43.8	3	町史 3-4-01
113	9-73	弘治 4.4.22	1558	安宅直重書状	31.6×42.0	123	
114	4-88	弘治 4.4.23	1558	周参見氏直書状	33.2×42.2	87	
115	8-33	— .12.13		杉若十郎左衛門書状	27.4×40.0	120	
116	4-101	— .12.29		安宅重俊書状	28.3×34.3	100	
117	3-2-6	永祿 2.6.20	1559	上野江介・中村三郎五郎畠地売券	18.5×40.7	70	町史 3-1-59
118	5-104	元龜 1.11.-	1570	熊野権現御宝殿棟札写	23.5×33.6	109	
119	3-2-7	天正 2.2.吉	1574	向出原ほうろく田畠売券案	23.0×31.8	71	町史 3-1-60

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法(縦×横)	文書番号	刊本
120	3-2-8	天正 2.2. 吉	1574	小山某畠地買券案	23.0×31.2	72	町史 3-1-61
121	3-2-9	天正 3.5. 吉	1575	越前守田地売券	25.1×32.4	73	町史 3-1-62
122	3-2-10	天正 5.7.8	1577	安宅光定起請文	24.1×31.2	74	町史 3-1-63
123	3-2-11	天正 7.1. 吉	1579	向出原孫三郎田地売券	22.6×29.7	75	町史 3-1-64
124	3-2-12	天正 10.9. 吉	1582	向出原藤右衛門田地売券	22.8×35.1	76	町史 3-1-65
125	3-2-13	天正 10.12. 吉	1582	向出原孫十郎田地売券	22.9×29.6	77	町史 3-1-66
126	3-2-14	天正 11.6. 吉	1583	修理之助田地売券	22.8×27.6	78	町史 3-1-67
127	3-2-15	天正 11.10. 吉	1583	八郎左衛門田地売券	22.9×29.2	79	町史 3-1-68
128	3-2-16	天正 11.11. 吉	1583	向平孫十郎田地売券	23.0×29.9	80	町史 3-1-69
129	2-1-1	天正 15.11.1	1587	豊臣秀長知行宛行状	31.1×49.0	23	町史 3-1-77
130	2-1-11	(文禄 3).3.27	1594	山中長俊書状	30.7×48.6	33	町史 3-1-79
131	2-1-8	(文禄 3).8.8	1594	山中長俊書状	30.9×48.8	30	町史 3-1-80
132	2-1-10	— .3.26		山中長俊書状	30.8×48.3	32	町史 3-1-78
133	2-1-9	— .10.18		山中長俊書状	28.6×45.2	31	町史 3-1-81
134	2-1-12	— .10.19		木村宗右衛門書状	31.1×48.7	34	町史 3-1-82
135	Z-8	— .6.10		豊臣秀吉下知状写	—	161	町史 3-3-08
136	4-93	— .8.16		小山氏次書状	29.7×40.2	92	
137	4-106	— .8.29		周参見・安宅・小山氏等城米預状	29.4×40.2	104	
138	2-1-6	(慶長 6).8.25	1601	片桐且盛(且元)書状	31.3×41.3	28	町史 3-1-85
139	2-1-7	(慶長 19).10.20	1614	増田長盛書状	30.9×46.1	29	町史 3-1-84
140	4-104	— .1.5		銀子之事	26.2×27.0	102	
141	4-90	— .2.21		朝来猪右衛門書状	28.4×43.0	89	
142	4-91	— .閏 3.15		安宅重俊書状	26.0×34.4	90	
143	2-1-5	— .12.2		安宅重俊書状	28.8×46.3	27	町史 3-1-86
	4-100	— .12.2		安宅重俊書状	24.4×32.3	99	
144	2-1-13	— .9.23		木村宗右衛門書状	31.8×49.2	35	町史 3-1-83
145	4-89	— .1.11		安宅春定書状	29.8×39.5	88	
146	4-105	— .-.-		左近書状	22.4×26.4	103	
147	8-34	— .12.14		加藤左大夫書状	31.4×45.3	121	
148	2-2-8	子 .3.29		ふるや某たの屋敷売券	23.5×31.2	43	
149	2-2-7	丑 .2.15		二郎四郎売券	23.4×30.4	42	
150	4-92	卯 .臘 .27		某書状	24.1×32.1	91	
151	12-5	未 .8.23		おうのの六郎左衛門売券	20.2×23.2	131	
152	2-2-1	孟春 .14		秀宗書状	26.7×29.7	36	
153	12-2	— .5.5		某書状	30.3×22.0	128	
154	2-2-5	— .4.20		いや太郎売券	24.0×31.0	40	
155	8-28	— .8.28		長範書状	16.4×28.9	115	
156	2-2-2	— .11.21		チクシハ請取状	26.5×36.8	37	
157	12-3	— .12.6		(遊佐ヵ) 国助書状	27.5×33.1	129	
158	1-2-14	— .-.-		備後守覚書	16.7×21.3	18	町史 3-1-44
159	2-2-4	— .-.-		某書付	28.3×37.8	39	
160	2-2-6	— .-.-		小谷某売券	19.6×30.3	41	
161	2-2-9	— .-.-		某書付	31.8×38.4	44	
162	4-103	— .-.-		山一分ト山野之覚	30.5×13.3	101	
163	5-2	— .-.-		米・豆・雑穀等貸借日記	22.0×26.5	105	
164	5-3	— .-.-		米斗代書上帳	21.9×26.7	106	
165	5-106	— .-.-		道者書上	24.2×26.4	111	
166	12-4	— .-.-		田畠道者売券	29.3×37.7	130	

2 神宮寺小山家文書(中世分) 編年目録

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法(縦×横)	文書番号	刊本
1	B-1	正和 2.11.27	1313	空地地下知状	29.8 × 34.5	7	町史 3-2-01
2	A-1	(享徳 3).11.20	1454	畠山義夏(義就)書状	17.1 × 35.4	1	町史 3-2-02
3	C-4	文明 5.11. 吉	1473	直心讓状	32.6 × 40.6	8	町史 3-2-03
	B-2	文明 5.11. 吉	1473	直心讓状	32.9 × 18.9	8	
4	X-1	(永正 17 ヵ).8.20	1520	畠山種長書状	—	11	町史 3-2-04
5	A-2	(永正 17 ヵ).8.20	1520	畠山種長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状	17.2 × 61.9	2	町史 3-2-05
6	Z-4	永正 18.3.17	1521	畠山種長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	—	16	町史 3-3-12
7	Z-9	天文 23.8.30	1554	長光書状写	—	21	町史 3-3-17
8	A-3	(永禄).8.16		畠山家奉行人安見宗房・走井盛秀連署書状	17.2 × 41.1	3	町史 3-2-06
9	Z-6	— .2.26		長宗信書状写	—	18	町史 3-3-14
10	Z-8	— .3.21		丹下盛賢書状写	—	20	町史 3-3-16
11	Z-1	— .6.8		畠山種長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	—	13	町史 3-3-09
12	Z-7	— .7.6		畠山種長感状写	—	19	町史 3-3-15

13	X-2	— .7.28		畠山植長感状	—	12	町史 3-2-07
14	A-6	— .8.10		畠山植長感状	14.7 × 43.5	6	町史 3-2-08
15	Z-5	— .8.13		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	—	17	町史 3-3-13
16	Z-2	— .8.25		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	—	14	町史 3-3-10
17	Z-3	— .12.22		畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写	—	15	町史 3-3-11
18	Z-10	— .-.-		某書状写	—	22	町史 3-3-18
19	A-4	(文禄カ).11.27		桑山平七書状	15.5 × 98.1	4	町史 3-2-09
20	A-5	(文禄カ).9.2		粟生之直書状	15.4 × 95.4	5	町史 3-2-10
21	B-3	— .12.4		安宅重俊書状	23.6 × 38.1	9	町史 3-2-12
22	B-4	— .12.23		安宅重俊書状	33.0 × 49.8	10	町史 3-2-11

3 善妙寺文書（中世分）編年目録

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法	文書番号	刊本
1	—	(天文23).8.30	1554	長光書状	—	1	町史 3-4-01
2	—	(天文23).8.30	1554	長光書状写	—	2	町史 3-4-02
3	—	(天文23).8.吉	1554	長光書状写	—	3	町史 3-4-03

4 西向小山家文書（中世分）編年目録

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法	文書番号	刊本
1	—	文保 2.12.20	1318	後醍醐天皇口宣案	—	1	町史 3-5-01
2	—	正慶 2.3.22	1333	関東御教書写	—	13	町史 3-5-13
3	—	建武 3.4.3	1336	法勝寺某令旨写	—	14	町史 3-5-14
4	—	延元 1.6.7	1336	熊野山上綱小山三郎実隆軍忠状	—	9	町史 3-5-09
5	—	延元 2.3.-	1337	小山新左衛門尉実隆軍忠状	—	10	町史 3-5-10
6	—	延元 2.9.18	1337	後醍醐天皇諭旨写	—	15	町史 3-5-15
7	—	延元 2.9.18	1337	刑部卿某軍勢催促状写	—	16	町史 3-5-16
8	—	延元 4.7.19	1339	後村上天皇諭旨	—	6	町史 3-5-06
9	—	興国 1.8.24	1340	後村上天皇口宣案	—	2	町史 3-5-02
10	—	興国 2.5.30	1341	後村上天皇諭旨	—	3	町史 3-5-03
11	—	貞和 3.8.23	1347	足利直義軍勢催促状	—	11	町史 3-5-11
12	—	正平 7.3.24	1352	後村上天皇諭旨	—	4	町史 3-5-04
13	—	正平 10.5.9	1355	後村上天皇口宣案	—	5	町史 3-5-05
14	—	正平 10.5.13	1355	後村上天皇諭旨写	—	17	町史 3-5-17
15	—	— .6.3		後村上天皇諭旨	—	7	町史 3-5-07
16	—	— .7.17		大將軍某御教書	—	8	町史 3-5-08
17	—	— .9.3		小山新左衛門実隆軍忠状写	—	18	町史 3-5-18
18	—	— .3.12		丹下盛賢書状写	—	19	町史 3-5-19
19	—	— .6.8		畠山植長奉行人遊佐長清・長宗信連署書状写	—	20	町史 3-5-20
20	—	天正 19.9.16	1591	藤堂高虎軍役催促状	—	12	町史 3-5-12
21	—	(慶長6).3.26	1601	豊臣氏奉行人連署状写	—	21	町史 3-5-21
22	—	— .-.-		田島之日記・かいとま日記	—	22	町史 3-5-22

5 二部小山家文書（中世分）編年目録

No	目録	年月日	西暦	史料名	寸法	文書番号	刊本
1	1-4	正慶 2.3.23	1333	関東御教書写	—	1	町史 3-5-13
	1-8						
	3-2						
	6-2						
2	1-5	建武 3.4.3	1336	法勝寺某令旨写	—	2	町史 3-5-14
	1-6						
	4-2						
	6-3						
3	1-7	正平 10.5.13	1355	後村上天皇諭旨写	—	3	町史 3-5-17
	3-1						
	3-3						
	6-1						

※寸法欄で（ ）で入れた数字は複数の写し全体、ないしは冊子の寸法を記載している。

※刊本の「町史」は『日置川町史』第一巻を表し、その整理番号を記載している。

【凡例】

- 一 史料編では、偽文書、近世の写、原本では確認できない文書も掲載した。現状、原本・写本で確認できない文書については、江戸時代以降の写本等を利用した。
- 一 史料の配列は、目録番号順とした。編年順の一覧、刊本との対照、寸法などのデータについては、前掲表を参照のこと。
- 一 史料名の下に〈 〉で目録番号を示した。
- 一 翻刻に際し、改行位置・割書など、原則、原文の通りとした。実線は断裂等により別紙であることを表す。
- 一 読みやすさを考慮し、適宜、読点（、）、並列点（・）、傍注を付した。
- 一 字体は、原則として常用漢字を用いたが、若干の文字については現状を残した。また変体仮名・合字等は原則として現行の仮名に改めたが、片仮名・漢字をもって代用したものもある。
- 一 本文以外の部分は、「 」で括り、その位置に従って（端裏書）（別筆）（追筆）（付箋）（貼紙）などと傍注した。
- 一 欠損・虫損などにより、判読不明の箇所は、字数が明らかな場合は字数分を□で示し、字数不明の場合は相当分の「 」で表した。
- 一 抹消文字については、文字が判読できる（見せ消し）場合文字左に「 」で表し、判読出来ない場合は字数を推算して■で表した。
- 一 原本では文意不明の場合、もしくは明らかな誤記には、正しい文字を傍注で示すか、（マ）とした。
- 一 脱漏の文字があると判断される場合には、（□脱）（□脱カ）と傍注を付した。
- 一 花押・印章については、本文の相当箇所に（花押）・（略押）・（印）とし、花押を模して書したものは（花押影）とした。
- 一 文書の料紙（形状）や、史料の評価・理解に際し、参考とすべき事項がある史料については、後注を付けて示した。
- 一 本稿末尾・添付CDに、史料写真を掲載した。
- 一 本稿の作成にあたり、和歌山大学教育学部海津ゼミ、および中世地下文書研究会（代表・熊本大学教育学部 春田直紀）による基礎調査のうえ、坂本亮太・蘭部寿樹が校訂をおこなった。

一 紀州小山家文書

季重(末) (花押)

元亨三年
二月

久木八郎殿
一族中

1 久木小山家文書

一 久木末重讓状(1-1-1)

讓状定

一 三箇庄久木・出原・神宮寺・中島・寺山者

先祖より因縁有之一族・親類、右之内ニ

致住居村々一統申合、何等之節者無

違背相勤可申旨、兼々申合メ置候、

一 何方より茂蜂起有之節者、申合早速取鎮

可申、併シ拔懸不致候筈、

一 何方ニ而も企事在之候共、一味致間敷候、

一 下モ四ヶ村ニ者、惣山無数候ニ付、三箇領之内

三ヶ川谷五ヶ村入合ニいたし山稼可致筈、

一 久木村塩津谷者、久木・出原入合ニ稼可

申筈、

一 同領八草か谷之内、前々より留林之外、惣山

五ヶ村入合ニ稼可申筈、

一 諸事勤方前々より仕来り候通、堅相守可申筈、

其外参会何事ニよらず申合、したしく付合可

申候、若礼式之儀、相背候者有之者、早速

五ヶ村之内為退可申筈、

□而如件、

久木土居大夫

○ 3-3-1号、4-85号も同じ文書。本文書は江戸時代に作られた文書。一〇四号(四通)は、近世文書(未掲載)四通とともに一卷に仕立てられている。

二 長光書状写(折紙) (1-1-2)

今度爰元へ下国之處、

走舞令祝着候、於上

洛者、田殿代官可申付候、

為兄弟さはくへき者也、

天文廿三 長光

申寅八月卅日

小山善十郎殿(清次)

○ 善妙寺文書三号の写しカ。

三 長光書状写(折紙) (1-1-3)

今度爰元へ下国之

處、走舞令祝着候、

於上洛者、広之代官半分

可申付候、弥忠節肝要候、

謹言、

長光

申

寅

天文廿三

八月卅日

小山長八郎殿(經次)

○善妙寺文書一号の写しカ。

四 畠山種長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写(折紙)

〈1-1-6〉

就国之儀、別而

被成 御書上者

此時馳走忠節肝

要之由、相意得可申

旨候、恐々謹言、

八月廿五日 盛賢(花押影)

長清(花押影)

小山八郎左衛門尉殿(春次)

右本紙此度拙者讓請致所持

罷在候、猶已後 上々様ヨリ御尋之

儀も有之候ハ、拙者ハ勿論孫々ニ至迄も

早々持参可仕候、已上、

若山

安永八年 同苗孫六(印)

亥正月日 伴寛(花押)

熊野久木村

小山助之進殿

安永八亥正月十五日

御目見御登候節、私宅ニ御逗留

在之候、右者 御目見暫中絶

被成候処、此度先祖之通被仰付

候儀ニ御座候、先祖より同家之儀ニ付

此度書札一枚讓請申者也、

亥正月

五 小山はいとう田地売券(1-2-1)

(前欠)

右定所件之田、依用々有、

本物かへし(返)ニ、米七斗と

うり渡候所真正也、在所ハ

とんたうち(内)の河之谷のほら

見のこしと申候田一反ニて

御入候、本物もとり候は、いらん(違乱)

なく其時ハ御かへし(返)候へく候、

右定所後日之状、如件、

うり主(売)

応永二年 小山はいとう(花押)

かい主(買)たつわらの彦さへもん(左衛門)(花押)

〇五〇二号（一八通）は一卷に仕立てられている。

六 宣頭遵行状（1-2-2）

（前欠）

事、任今月十五日御判之

旨、可被打渡下地於小山八郎

状、如件、

応永六年十一月十六日 宣頭（花押）

三隅入道殿

七 大内義弘宛行状（1-2-3）

紀州印南本郷地頭職

事、所宛行也、守先例、

可致沙汰之状、如件、

応永六年十一月十五日（大内義弘）（花押）

（行近志）
小山八郎殿

八 安宅としあき相博状（1-2-4）

（端裏書）
「こやまとのへ あたき状」

□□□□

（小山殿）
こやまとのへなかくかへ申

二きんの事

一 たけのわた二 たんのふん、いたん

拾五くわんもん、御くそくにかへ

申候、きりうのことも又ミにて

候とも、五くわんもんのように候ハ、

御かやし候へく候、この上うハなかのはち

（郎殿）
ろどのへ、なかたてもうされて候、

こやまとのへ申入候、あたき也□

（応永）
おうゑ八ねん四月十日

としあき（花押）

九 遊佐家久遵行状（折紙）（1-2-5）

紀伊国三栖庄内

長瀬事、為鮎河

村地頭職半分

之替、被宛行鮎

河八郎左衛門家長

候、去月廿九日任御

判之旨、可被打渡付候、

恐々謹言、

「応永廿五」

十一月一日 家久（花押）

中村四郎兵衛入道殿

一〇 孫法師・ヨネ女道者等売券（1-2-6）

（前欠）

一 サウヤ タカイタヲノホリ マクサツキ

一道者ハ 注文ヲ進置候、

右此道阿弥之跡之事、依為先祖相

伝、小山之於八郎左衛門殿、限永代、

代四十貫文ニウリハタス所実正也、此上ハ

イカナルシタシキ者ニテモ候へ、マシテ

他人ノ違乱アルヘカラス、仍為末代之状、如件、

應永廿六年キツチノトノ十一月廿五日

道阿ミノ孫

ヨ子女(花押)

同子

孫法師(花押)

一一 三栖荘惣追捕使持信出拳米請状へ1—2—7

申請出拳之米之事

合壹石参斗式升者

右の御米ハ申うくる処実正なり、

た、し来秋之時九月・十月中ニ、

本子共悉無未進返し可申候、もし

無沙汰仕候て、彼兩月を過候ハ、御(實)しち

も(物)つに、お(尾張)ハりの国之道者・三栖庄(惣)そ(惣)う

つ(追捕使)いふくしかつけ分を、一(門)ゑん(門)ニかの御

米之しちニ入(門)おき申候、此兩月を過

候ハ、永(臣)伐とられ申へく候、其時一言の

子細申ましく候、仍為後日証文状、如件、

永享八年十二月二日 持信(三栖惣追捕使)

も(文)んしよ(書主)のぬし(家次)小山九郎

一二 小山家次議状へ1—2—8

□□□の事

久木分

一兵衛(島)はたけ、む(向)かい出原ニふなつけ二ところ、ミまへのはたけ

なかし(中島)ま

半分、し(生)みつ半分、な(生)ミ木のおもて、たしろ共に又富「」

この分ハあいこせにとらせ候、寺山のはたけハあい「」

以上

久木

一衛門はたけ、むかい出原之くり原之はたけ、谷の口の田一反

ミまへのはたけ半分、二郎大夫の門、そのおきのはたけ

し(分)みつ半分、これハ二郎ニとらせ候、又富田(一段小)うちのかわ谷之田、

あた(安宅)きのまへ田一反

又たつ原之はたけ半分つ、ニ(分)わくへし、あ(安居)このゑさき一反

以上はそのこうや五たん、下毛はうりねの

こ(木守)もりのくらしいに、本のさきのくらはな上ハさかい

おかきりに候、

三栖

一高原田 時雨乍

一いせ道者一(丹波)ゑん、た(丹波)んは道者■これハ道阿ミの田地ニハそわぬ

道者也、又惣追殿よりのいせ道者、しら(白糸)いと(糸)のよろい、か(財宝)いう(財宝)きの

かたな、そのほかのたちとも、ミなく、又此家皆さい(財宝)ほうとも

下人又お(女)んなども此間愚身知行の分ハ、後家しやうふニ

定置物也、■一(族)そく・た(徳)人のさ(妨)またけあるへからす、此旨を

よくく(用)もちゆへきものなり、仍為後日状、如件、

以上一この後にハ兩人の子ニとらせへし、

こやま九郎

永享十年七月廿一日 家次(花押)

又惣追殿のお(尾張)ハり道者、な(生)かす事あらハ、これも後家しやうふ也、

あいこせ 兩人御中へ

○本史料には線引があるが省略した。

一三 孫四郎・まこ九郎下地・屋敷等売券案〈1-2-9〉

〔編裏書〕

□うくあるに仍、孫八殿へ

うり申候したち、さしや

とうひやうへか屋しき、又

みそのくち、かのさいしや

れうしや、三ねんけニうり

申候、ねんきあき候ハ、

うけ可申候、れうそくくわん

二百文にうり申候、くたのこし、

めいをうむまのとし

十月四日 孫四郎

まこ九郎

一四 小谷左衛門五郎屋敷下地売券〈1-2-10〉

永代売申屋敷下地之事

合六斗蒔

右件之下地者、依用要有、代

四貫文売申候所実也、万一

天下一同之徳政行候共、於子孫

兎角違乱妨申間敷候、

為後日証文状、如件

うりぬし

小谷左衛門五郎 (略押)

文亀四年甲子三月日

かいぬし
小山殿

○文亀四年は二月に永正に改元。

一五 畠山義英奉行人(木沢)盛秀・(小柳カ)康綱連署奉書写

〈1-2-11〉

紀伊国有田郡

藤並庄内宮所分并

牟漏郡幾間・堅田内

誉田肥前分両所

半分事、被宛行之

訖、可被全領知之由、

被仰出候也、仍執達

如件、

永正四 盛秀 (花押)

三月十二日 康綱 (花押)

田井筑後守殿

此状先年八郎右衛門代、本紙ハ

田井又右衛門ニ遣候由ノ扣ヘ有之、

又此度田井伴右衛門ニ写シ遣候、

明和五年 小山八郎左衛門

子正月

○久木小山家文書5-103号にも同じ写しあり。

一六 かわくち畠地売券（1-2-12）

ようくあるニよんでうり申候
地の事

合一くわん文

右件地、うつきのかわくちの

はたけ二升まき、一くわん文ニ

長永代うり申事しち也、

しそんニおき候ていらんあるま敷候、

為後日状如件、

永正六年つちのとの 十二月四日

うりぬし かりぬし

かいぬし 久木小山

○端裏書あるも読めず。

一七 某畠地相博状（1-2-13）

長入也日記事

ようくあるようて、

申合候所しんしやう也、

むかいつ、ワら畠二升

まきに、うしろのかはら

畠にかへ申候、なちちニ

申合候、子々孫々ついで

いらさまたけあるまし

候、後日状件、

かへぬしや七殿

とうあう殿

永正十二年い二月三日

一八 備後守覚書（1-2-14）

紀

此本紙、南部釜と庄兵衛へ遣候、

右之外野辺ニ少之印無之、

系書等認くれ候様ニと段々頼

申候間、別紙之通つ、り立

手前之感状之内ニ野辺

掃部可申と有之状御座候故、

掃部宛ニ認写遣し、依之

下書残し置申候、

備後守

○一九号（1-2-15号）と一連のものカ。

一九 畠山種長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状写（1-2-15）

小山三郎五郎、牟呂郡内誉田分

事、可被仰付之由、度々言上、随

御思案儀、慶景先被任置

被成御下知候由、被仰出候、恐々

謹言、

盛賢 印

永正十八

長清 印

三月十七日

野辺掃部允殿^(慶景)

〇一八号へ1-2-14号と一連のものカ。

二〇 安宅実俊起請文(牛玉宝印)へ1-2-16

起請文之事

□^(小)山家と安宅家置候て者、代々書キ

違申大事をも小事を□^(小)申

□^(合カ)儀二候へ共、猶以俊次・実俊事者

弥々可申合事也、

伊勢大神宮 八幡大菩薩

春日大明神 日本国中大小神祇

熊野三所権現并二当社いつき大明

神 当国若一王子権現

右、背此旨相違候方へ、深可蒙御罰

事也、殊子孫置不可背此旨、為

後日宝印違神前二籠置

候事、如斯、

安宅治部大輔

大永伍年^{乙酉}十一月十六日 実俊(花押)

小山三郎^(後次)殿参

二一 忠信・広延起請文(牛玉宝印)へ1-2-17

條々事

天照皇大神

八幡大菩薩

春日大明神

熊野三所権現 日本国大小神祇

殊二当社大明神 此各々可蒙御罰

深事実也、

一條々我等方へ御述懐ハ尤ニて候、然共

安宅四郎三郎彼正人立申、此以後者

小山殿憑存迄ニて候、只今五方御

馳走候て、於被仰合候者、未代於我等方

此御扶持忘申間敷候、為後日以証文

申入候、仍証文状、如件、

大永四年^{甲申}卯月七日 忠信(花押)

広延(花押)

小山八良^(華次)左衛門尉殿

まいる

二三 小山俊次覚書へ1-2-18

此御太刀上様被下候、同御^(肩)かた

きぬ御は^(衣)かま^(袴)一^(対)つ^(肩)い被下候、

きのへ

于時天文十三年十月六日

たつ 俊次(花押)

主 小山式部大夫

二三 豊臣秀長知行宛行状(折紙)へ2-1-1

以上

三百拾四石余

知行遣之候、

弥奉公可仕者也、

天正十五

十一月一日 (羽柴秀長)
(花押)

小山式部大夫^(氏次)

とのへ

〇二三〽三五号 (二三通) は一卷に仕立てられている。

二四 畠山持国感状 (2-1-2)

去月廿八日、多武峯発向之時、
於鯛「^(湯河)」骨候条、神妙候、
長々在陣、旁以令悦
喜候、謹言、

九月八日 持国 (花押)

小山九郎殿^(家次)

二五 畠山徳本 (持国) 感状 (2-1-3)

今度南山衆与田辺就
確執、中村掃部入道遣人
候之處、早々被馳合候之由、
注進到来、尤神妙之至候、
向後弥無等閑候者、本意
候、謹言、

後十月四日 徳本 (花押)

小山殿

二六 畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状 (折紙)

(2-1-4)

今度被差下上使処、
所々知行等光春押領^(湯河)、
度々雖被成御届候、
不被去渡候、無是非次第候、
近日国之儀、以御思案、
如先々可被仰出候、然
上者平守之事、肝
要被思召候、堅固之
覚悟被任御下知、
其働可為神妙之由、可
申旨候、恐々謹言、

丹下備後守

七月十一日 盛賢 (花押)

遊佐左衛門大夫

長清 (花押)

小山八郎左衛門尉殿^(春次)

二七 安宅重俊書状 (2-1-5)

尚々頼存候、
態令啓達候、仍其表
御無為二御入候哉、当地別
条無之罷有候、将亦田野
井山・安居山細々鹿狩仕候へ

共、一円無御座候、就其御領
地三ヶ川山ニハ鹿可有之旨、安居
村生木申候、御無心申斗ニ候へ共、
我等ニ一山御とらせ可被下候、委
儀ハ主馬之丞口上ニ可申候、恐々
謹言、

十二月二日 重俊(花押)

○表書きあるも読めず。九九号(4-100号)と同文。

二八 片桐且盛(且元)書状(折紙)〈2-1-6〉

態申入候、天王寺諸
堂 秀頼様被成
(豊臣)

御建立ニ付、得

御錠、御材木於其地ニ

相調取寄申候条、不混

自余、無異儀御通

候て可被下候、万事

頼存候、恐々謹言、

片桐市正

八月廿五日 且盛(花押)

小山式部太輔殿
(氏次)

人々御中

二九 増田長盛書状(折紙)〈2-1-7〉

足弱衆御同心候而、

船にて御上之由尤候、
日和悪敷候て、和泉ニ
被成御逗留候由、御
苦勞共候、頓而御
上待入申候、恐々
謹言、

増右

十月廿日 長盛(花押)

小山式部殿
(氏次)

御返報

三〇 山中長俊書状(折紙)〈2-1-8〉

先度之船道具、

大坂へ被相下候旨、

畏存候、御手前

御材木御用中、

不初于今御無心共

難申謝奉存候、

門やくら儀も
(櫓)

奉頼斗候、

以上、

御折紙拜見候、

諸国山之口

被明候て、大坂・

尼崎・大津にて

材木炭薪

以下ニ口迄可被

召置との事候、

さ様候へハ、右之

御朱印可為御

奇破候哉、惣

様之躰可被聞

召仰候、初（御目長盛）八右

など御相談

尤候、定而八右

此方へ可有御参候、

其刻御見廻も

可然候はん哉、将又

奇得手前御渡

尤候、観音寺も

可被請取と御見

被申候、是又

御朱印次第、

最前之御帳面

可被払候、何も

以貴面可申述候、

恐々謹言、

山々守

八月八日 長（後）口（花押）

小山式部殿

御返報

三一 山中長俊書状（折紙）（2—1—9）

尚々今朝心捻

申候、相届申候哉、以上、

檜木山 御朱印

相調申候、明日者御

使御同道候て、晩

景屋敷刻、罷帰

候砌、可有御立出候、

以面可申談候、恐々

謹言、

山々城

十月十八日 長俊（花押）

木宗宣様

御宿所

三二 山中長俊書状（折紙）（2—1—10）

以上、

就御材木儀、堀房州（堀内長盛）

御越候、公儀御用互ニ

障無之様ニ被相談尤候、

前々之次第も可有之候

条、申事無之様ニ令存候、

自然相紛儀も候ハ、

我等式成共承可申扱候、

兎角下ニて申事無之

儀肝要候、堀安(堀内氏書)へも其

段入念申候、御用木ハ

何も御手つかへ候ハ、不可

然候条、左様之御分別

第一可然候、幸堀安

御帰事候間、前々より

如有来之通、可被相

談候、恐々謹言、

山々城守

三月廿六日 長俊(花押)

小山式部(氏次)丞殿

御返報

○紙背に文章記されるも判読できず。

三三 山中長俊書状(折紙)〈2-1-11〉

尚以帥法(款伸)印より天満

材木や彦左衛門と申

者被差越由候、可被

遂御直談候、以上、

急度申候大坂御本丸

御作事ニ付而、帥法印

材木被相調候節ニ、

御両所被押留由、如何之

子細候哉、公儀御用

被相妨様ニ候ハ、御為

不可然候、早速被止

其煩被出可然候、但

貴所御裁判之山ニテ

候ハ、公儀御用次第ニ

其方より山出越(出)

可被仰付候哉、左様ニも

無之、理不尽ニ被相留候

儀、御耳ニ立候てハ

不可然候、不可過御分別候、

恐々謹言、

山中山城守

三月廿七日 長俊(花押)

小山式部(氏次)丞殿

安宅殿

御中

三四 木村宗右衛門書状(折紙)〈2-1-12〉

尚々其元

頓而御仕舞

候て、御越奉待候、

貴面之節、

可申述候

相応之御用等、

可被仰越候、不可有

疎意候、以上、

御使状拝見申候、

檜山御見立候由、

(山中長後)
山々城殿迄以

申上、則

御朱印相調遣之候、

御材木之事

被仰候、口已後

相違無之様ニ

被入御念候て可

然候、一大事ニ候、

次ニセトニ有之
(瀬戸)

材木之事も被入

御念御記候て

可然候、何も様子

重而可被仰越候、

委御使者へ申

渡候間、不能

審候、恐々謹言、

木村

十月十九日 宗□(花押)

小山「」

御□報

三五 木村宗右衛門書状(折紙)〈2-1-13〉

猶々御材木之

儀、御分別候て

御通知存候、

其以來久不申通、

御床敷令存候、

然者家安様之
(藤)

御材木、其表

にて七十八本

被成御留之由

承候、無疑、

此仁ニ御渡

被成者可然候、

即此方にて

御理可申上候間、

得貴意候、恐惶

謹言、

木村

九月廿三日 宗□(花押)

小山式部様
(氏名)

三六 秀宗書状〈2-2-1〉

(前欠)

思ましたくさし道紙

□□ちたる行観かき候紙

上□し、
(氏名)

一手本書候つきたる紙

とり本巻本鳥子と

雲藍紙もこしらへ

させ上よし、謹言、

孟春十四日 秀宗

○三六〇四四号（九通）は一卷に仕立てられている。

三七 チクシハ請取状（2-2-2）

マウシウクルウケトリ（申請）

サフ라우タユウトノノソウタ（三郎大夫殿）

ラウトノノユヤセチヲヲセ（湯屋）

ラレシヲ■チゆくシハトモ（用途）

ニヨウトウ一クワニコトキ（貫）

ソヲワルコトシチナリ（実）

イエタイカキリニイカナ（永代）

ラウヨマチモコノサタアルヘ（沙汰）

カラス

コメヤウヒヘイコメ フチト（木印署判「三」）

ミツノエタ リハ

ミキクタノコトシ、 サフウユトノノハ（木印署判「キ」）

十月廿四日チクシハ（略押）

三八 湯河春長・弘春連署起請文（牛玉宝印）（2-2-3）

今度此方へ存分之儀申合候、御一味畏存候、

此以後対御方如在有間敷候、此旨偽

於申者、

梵天帝釈四大天王、惣而日本國中六十

余州大小神祇、八幡大菩薩、春日大明神

可蒙御罰物也、仍起請文如件、

七月廿五日

湯河式部尉

春長（花押）

湯河右馬允

弘春（花押）

小山式部大夫殿（後次）

小山岩見守殿（定次）

参

三九 某書付（2-2-4）

しふこうのゑひまつ（洗筆カ）

田一反そりやうしき（懸頭職カ）

ふんにて御入候、（分）

下さいめハ、とうけんか（際目）

したちなり、上ハ神主（下地）

ふんなり、

（略押）（略押）

四〇 いや太郎売券（2-2-5）

用々あるに仍、米二斗二升（要用）

のかたに永むけ申候、

山二なり川ニなり候共、いらん（違乱）

申ましく候、地つほハむ（向）

かいたいらこつもくちにて候、（平）

二升まきにて候、（毒）

二升まきにて候、

卯月廿日

うりぬし(売主)いや太郎

かいぬし(買主)弥八郎様

四一 小谷某売券 (2-2-6)

「うく(よカ)あるよて

「てうり申候(売)

四くんもに

「此ちにおいてと

かくいらん(違乱)あるましく

候、うりぬ(売主)四こたに

□いもん五郎

かいぬし(買主)小山

四二 二郎四郎売券 (2-2-7)

□うせまち一升

まきよう(時)くあるに

よて、な(か脱カ)くうり申候、

此ちにおいていらん(違乱)

あるましく候、こ(後日)にち

のため(筆)に一ふて申候、

うし(売主)のとし二月十五日

うりぬし(売主)二郎四郎

かいぬし(買主)小山殿

四三 ふるや某たの屋敷売券 (2-2-8)

たのや四(屋敷)き

よ(要用)くあるによて

もほ物(戻)のもとし

に四(百文)ひやくもん二

うり申候、ほん物(本)もとり

候てハ、いらん(違乱)なく御か

く(カ)しあるへし、

祢のとし 五(後日)にち(証文)の小もんのためにて

三月に十九日

うりぬし(売主)ふるや(古屋)

かいぬし(買主)一かのそう二郎殿(市鹿野)

四四 某書付 (2-2-9)

美御物

此まかん(真雁)ノぶんかい候て

以上五ツ候間しめ候て尾羽

よく鳥(尾)やニさせ候て右之所へ

遣し下候、

一いつ(伊豆)殿

一ふん(豊後)こ殿

一つしま(対馬)殿

一いき(志岐)殿

一やたしま殿

右之所へ遣し下候、尾羽

よく仕候へハ、かもか(籠)こに

入たる様ニミへふし而

其通ニ可仕候、

四五 イトシ二郎田地売券(2-3-1)

ミヤノマエタノコト

合せ七百年

ミ□クタノタワ、イトラシ三郎

セケムサウテムトイエトモ、ヨウ

トアルニヨテ、アクシラウニ

エイタイヲカキリテイヲカキ

ナルナカチカエルトマウストモ、コノ

チニヲキ候テ、ナカクカエルヘカラス候、

ヨテコニチサタノタメニセウ

文シウ、クタムノコトシ、

ケムカウクワム年七月十五日

イトシ二郎(略押)

○四五〜五四号(二〇通)は一卷に仕立てられている。

四六 小天道こう境界定文(2-3-2)

うつきのさいめの事、五日の

しやうほんのためなり、

うつきのほろ畠之さいめの

事

上ハをはな二郎兵へかかとの

たてみちをかきりなり、

西いわはた中までわたりたり、

下ハたにはたのミちよりかミテ

なか

くろ岩をかきりなり、これも

西いのさこへわたり候、中さいめハ
まどころのすへしけ御くす

の木を

うへおき候、此木こ木ニなり候者、

うへかへ候へく候、

小天道こう(花押)

元弘三年八月十日

四七 河合盛房契状案(2-3-3)

きいのくにいくまの庄の事、せんとみや

よりりやうしを給はりて候へとも、本りやう

しゆかいのよ一たらうとの、をなくかいのま

こ五らう殿、本領主として、さをいなく

あんとの綸旨を御給はり候によて、た

くまとの御口入候うゑハ、向後またく違

乱さまたけ申ましく候也、又いなはのほう

けうの御房ニをいても、別のきをもそんす

へからず候、よて為後日、けい状、如件、

元弘三年八月十七日

在判

この正もんハ、いなはのほけうの御房ニあり、

為後日、あつかり置候、信重(花押)

四八 久木末重讓状(2-3-4)

「ゆつりしやうあつかり一五のち□□やうはつ□也」

ゆつりわたす、いんちやうの事

きうしよくくたくたくほの「(一)」
あつかりにつくものなり、これを
すゑしけ入道(二)ふたつになり候ち
よまつに、ゑいたいをかきんて、
りわたすと(三)ころしんしやうなり、
いつれのまことも申候とも、この
ゆつりしやうを(四)もんで、ちきう
すへきものなり、よんで御日さた
のためにゆつりしやう、くたんの
ことし、けんふ二年九月十一日
すゑしけ入道（花押）

四九 東方預所田地安堵状（2—3—5）
あとするミ所田事

合四十歩田
右件田者、ひさけの助入道ノ
殿先祖相伝あるあいた、
あんとする所実正也、
仍為後きけいのあと状、
如件、

東方預所（花押）
正平十三年戊十一月十日

五〇 くすうは田島讓状（2—3—6）
ゆつりわたす田島の事

合 田一反こうの
島小ハとうたいふのうしろ

右件之田島者、くすうはかせん(先祖)そさうてん(相伝)
の田島なり、しかるをくすうは(子)こなき
ミにて候あいた、いをはらの(惣太)そうた
らうをやうしとして、けうやうせらるへ
きために、この田島をゆつりわたすと(三)
ろ、さい地めいはくなり、このゆつりしやうの
うゑハ、めい・はつこ・しんるい・きやうたいとかうして、
この田島ニわつらいをいたすといふとも、こ
の状をほくとして、さらに御もちいあるましく候、
仍為後日さたのために、ゆつり状、如件、
貞和五年(三)うし(三)の二月五日
ゆつりわたす、ミすのいをはらのそう太郎
あさなくすうは（略押）

五一 保呂の九郎大夫讓状（2—3—7）

「いぬ女かゆつり状」
永ゆつりわたす田島事
合 一反大はすのいけやまの作
島二反あけのうら作
右件の田島ハ保呂の九郎大□の
先祖相伝地なるあいた、いぬ女に
ゆつりわたす事実正也、もしい□
れのかたよりいらんさまたけいたさハ、
ふけうのことあるへし、依ゆつり
状、如件、

弘和三年八月廿二日（花押）

保呂の九郎大夫

五二 行氏打渡状 (2-3-8)

久木小山との普に三人
桂亦上事ワ、
ホろ・内河間(保田)たに
十二打(渡)ワたし申候、
いかなる事候とも、
子々尊(孫)々(造)ママても、(かへか)
申マしく候、行氏(花押)
弘和三年八月廿八日

五三 細川正氏宛行状 (2-3-9)

阿波国立江庄之内北方
地頭職事、為兵糧料所
宛行者也、早任先例
之旨、可令知行之状、
如件、

康暦式年六月七日 阿波守正氏 (花押)

小山八郎左衛門尉殿

五四 もりあけの左衛門次郎田地売券 (2-3-10)

永代(備裏書)うりわ(一)たす田(二)の事
合銭三貫五百文米一石 田のつほ(公事)ハかけ田一反
くうし三十歩也
右件の田ハ、もりあけのさゑも(左衛門)ん次郎殿之
せんそ(先祖)そ(相伝)うてんの田といへとも、ふけの

さへも(左衛門殿)んと(永)のニ(永)なかくうりわ(渡)たす(永)処実也、

但かのたに所当二斗五升、この内一斗ハ領家、
一斗五升ハ大藏也、若いかなる御徳政候とも、
御沙汰ニ不可及候、又子孫(親)したしき物(出来)いてき候て、
此地ニ(違乱)いらん(妨)さま(先)たけ申候とも、この状をさき
として御沙汰あり、御もち(用)いあるましく候、仍
為沙汰後日永代うりけん(売券)の状、如件、

康応二年庚午二月九日

うりぬ(売主)しもりあけのさゑも(左衛門)ん次郎(略押)
ふけのさへも(左衛門殿)んと(永)のニ、なかくうりわ(渡)たす(先)処実也、

五五 為清下人并田畠売券 (3-1-1)

入渡 為清之先祖重代下人等并田畠等事

合下人二人男一人 女一人 字名七郎女
フタク二郎丸カフン 一町五反小

次田畠等 有周参見庄内、キヤマタキ三畝

末代光次田 田大ヲトマリ 田一反ヒヤノ木カキウチ 田小同一井、
田半ヲサキ 田半カウノ田 田百歩ヨコ倉ノマ

進退子孫九 畠一反クス本 已上田畠四反百歩周参見分

次田畠等有安宅庄内ハマタ一反久木ノウチ 五反六歩

二郎子十イ 田一反スカフ 田半イコ木ノ河ヨリ西東、
畠二反タトワラ ハタ畠一反白石尾前

アイタクヒノタツ 畠小サノカキウチ 畠大ホウ谷口 畠大子ウカハナ、

実済庵 安宅分 已上田畠六反六十歩 但此之外成山成河アリ、随出来

可進退領口之状如件、

長次

已上六反六十歩メ上下ノアイタ

右件両庄田畠等者、為清之先祖重代私領也 并上件
下人等

而為清不二侶於無極病惱為来苦痛無恨之間、指

不便由申無親故 況弟子息所仁庄司四郎殿不便(類)シテ

養育干病せラル、カ故ニ養育ヲ以奉公、上件田島下人等恨永代入流畢、後々末代ヲ經トモ他人之煩妨不可有、仍為後日沙汰注文書入流畢之状如件、

天富元年^{〔編〕}癸巳九月十二日 為清(花押)

○五五く六四号(二〇通)は一卷に仕立てられている。本史料には線引があるが省略した。

五六 代官美濃下文(3-1-2)

下 紀伊国三箇村「」

領宗重給島老町内事

右件給島五段与河木口、為

有長判官代庶子配分、雖

為知行、依有罪科、被召上

処、重俊領妻女饒一所被

宛行実也、沙汰人宜以承知、故下、

文永九年十一月廿三日

御代官美濃(花押)

五七 代官信重名田得分注文(3-1-3)

「よ子はこのひろよし御ふん」

注進正安元年十一月廿一日中村殿御名田「」

とくふんの注文

合 生馬庄之御ねんく

弘安御はいふん御名田定得田

代せに五くワん二百ものうち

くわん百ものそく

八たんふんまい三石二斗

人夫ようとうに一

くわん百ものそく

のこる定せに四くわん百もん

同御名島御ふんニ三百もん
先御はいふん四たんの御ふんニ
い上七くわんの内
定せに五くわん九百もんにて候、

正安元年十一月廿一日 御代官信重 在判

五八 為光和与状(3-1-4)

神田式段 本屋敷壹段小

公文免内給免四段

雜免五段 以上、

右重々雖有子細、以析中和与之義、少輔公寛増ニ

限永代避与畢、於向後、云職、云免田、相互ニ全

不可有違乱妨者也、仍為後日亀鏡、和与之状、如件、

嘉元四年三月廿七日 為光(花押)

五九 僧慶祐公文職宛文(3-1-5)

公文職事、ふちうの事

あるによりて、めしあらためらるゝと

ろに、しきりになげき申上、きやうこう

ふちうあるへからさるよし、たいしやうを

申あいた、もとのことくもんしき

たるへきよし、たいふの上座御房御ふ

たるへきよし、たいふの上座御房御ふ

きやう候ところ也、よてあてふミ
のしやう、如件、

正和五年五月十五日 僧慶祐(花押)
さ衛門太郎殿

六〇 小山経幸処分状(3-1-6)

宛行 処分事 兵庫助分
合

はまた 式段 屋敷壹段三百歩

安宅しをの、 帳ニハ半二付
前田 壹段 堂敷畠 壹段

このほかの畠荒野ともハ、各よりあふて、
あたきのもこれのもとう分ニわくへ
し、いさ、かもあひたか多に

いらんあるへからす、おほいのすけか
ゆつ状に申をきたるむねにまかせて、
ハからハれ候へく候、仍処分帳如件、

正和五年二月廿日 経幸(花押)

六一 安宅俊正相博状(3-1-7)

永代替申畠之事、安居之竹之

和田大明神之前式段、白糸之御

具足御ねハ七十五貫二仕候、天下一道
之とくせい行候共、違乱申間敷候、為

後日之さいめも書進候上者、紺屋之川

戸下者送ケ瀬之渡迄候、道立石

後ハ大明神之尾崎より弓つへ五

□つへよりさいめ也、為後日之状、如件、

安宅彦次郎

得地三年霜月十五日 俊正(花押)

小山岩見守殿

御宿所

○漉き返し紙を使用カ。徳治三年は十月に延慶に改元。

六二 ひろつな讓状(3-1-8)

なかくゆつりわたす、きのくにいくまかうの
ちとうしきの事

よ一太郎た、つなかと

右ちとうしきハ、ひろつなかさうてんの
ちなり、せんれいにまかせて、ちきやう
すへし、さらにたのさまたけあるへか

らす、のちのためにしひつかきにて
ゆつりわたすところなり、なかくしん
たいりやうちすへきしやう、くたんのことし

とくち元年六月二日 ひろつな(花押)

○嘉元四年は十二月に徳治に改元。

六三 新田経家請文案(3-1-9)

阿波国海賊出入所々、被下「」

関東御事書并六波羅殿御口

書等案文謹拝見仕候畢、口被仰

下之旨、随見聞、可触申候、於領内

勝浦新庄小松島浦船者、定文唐

候畢、此条若偽申候者、

日本国中大小明神御罰、可罷

蒙之状、如件、

元亨四年四月廿七日

預所肥後守経家 請文

小山右見寺殿

六四 久木末重讓状 (3-1-10)

(前欠)

をとわかとの口よ口とゆえとも、をとわか

との一こもちてのちわ、くまいぬとのにゆつ

りわたすところしんしやうなり、

いかなる人又るいしんもいろうへからす、

ましていとこはつこいろうへからす、

よんてのちのためにゆつりしやう、

くたんのことし、

元徳四年十一月六日 サル年

すゑしけ入道 (花押)

○元徳四年は四月に正慶に改元。

六五 源六起請文 (牛玉宝印) (3-2-1)

起請

南無日本第一熊野

三十六所権現 弓箭八幡

大菩薩 日春大明神、

住吉大明神、取分当社

大明神も御照覧候へ、乍恐

小山殿様へ聊も別儀之子細

候者、可蒙御罰候者也、為後日

起請如件、

昔享祿四年卯十二月三日 源六

小山殿人々御中

まいる

○六五く八〇号 (一六通) は一巻に仕立てられている。

六六 川口又四郎島地売券 (3-2-2)

長地のふみ 河口又四郎 享祿五小山殿へ売状

うり申事

あか水の

右、件はたけ、永代一貫文ニうり

申事しちなり、長うり申

うゑハ、しそんニおき候ても、いらん

あるましく候、

為後日状如件、

享祿五年たつ二月吉日

又四郎 (略押)

小山殿

六七 中村道たく売券案 (3-2-3)

〔編裏書〕久木さこ屋敷かい主藤右衛門売主中村道たく

永地文書之事

依用々有ニ永うり申、

久木之さこ屋敷四升蒔

代三くわん文はんれう百文

にうり申候、於此上ニ天下一同

之御とくせい行候共、いらん

さまたけ申間敷候、又ハ

うミ河に成り候共、いろ

こい不可有候、しやうもんハ為後日

状、如律、

うり主中村道たく

乙亥 時天文八年霜月廿四日

かい主藤衛門殿 まいる

六八 小山俊次・藤右衛門相博状〔3―2―4〕

依用々有永替申家敷

之事、右在所此方者和田之

左近家敷、下者向出原之

新五郎家敷にて候、以後

両方菟角被仰間敷候、為

後日状如件、

かのへ かへ主小山俊次（花押）
天文九年六月廿四日

子 かへ主藤右衛門口

六九 新四郎田地売券案〔3―2―5〕

依用々有 永代うり申候

田之事

上ノ右在所ハ、

谷口田三升まき

二くわん二百文

半料共にうり申候事しち也、

天下一道之とくせい行候共、

いらん申間敷候状、如件、

壬寅 于時天文十一年二月吉日

うり主新四郎

かい主又七殿

（以下紙背）

長 新四郎 三升まき

かい取申候地所之事莒長く 二くわん

長 宗兵へ殿 四升まき

二百文しふこう上わたたり 一くわん

長 是も宗兵へ殿

二百文 三升まき 一くわん

長 三升まき

いけのくほ 一くわん百文 かめ松

長 六二斗

はりの田二升まき 北四郎

せい 是も長

向出原ことも口二升まき 藤左衛門尉

是も長

いけのくほ二升まき さるかはゝ

谷口田 売主新四郎

七〇 上野江介・中村三郎五郎畠地売券〈3-2-6〉

かへ申候ハ、三升

まきつゝ、

まてにて候

なをく取合被申候者、

寺山彦左衛門尉殿

同道候人ハ小谷孫左衛門殿

下くほハ川ニなり申候、それハ

のけ申候、もしより候ハ、

これハ此方之ふんなり、

又かミニ一升まきハ^(時)

かへ不申候、これもより次第ニ

此方之ふんなり、まへハ小の在所、

永代かへ申候畠之事、

安居岩本三升^{まき}す、

畠と申候おき也、三升

まき也、於以後となたも

いらん^(違乱)申間敷候状如

件、さ候間、両方相

文書同日に仕候

乙

于時永禄二年六月廿日

未

上野江介(花押)

す、畠之主中村三郎五郎(花押)

岩本畠主小山

七一 向出原ほうろく田畠売券案〈3-2-7〉

「永地之文書□□□のかへ」^(編裏書)

用□かし □□

かへすく彼地在所ハ、むかいてはら^(向出原)

のいけのまへ二升四合まきにて候^(時)

依有用々永代うり申候^(要用)

事実也、取申候代ハ夏

八斗半りやうにまめ六升、

於此上ハ天下一道之とく^(同)

せい行候共、違乱さまたけ^(政)

申間敷候間、為後日状、如^(妨)

件、

うりぬし^(売主)

きのへ 向出原ほうろく

于時天正二年二月吉日

かい主小山式部大夫殿^(氏次)

参

七二 小山某畠地買券案〈3-2-8〉

「本物の文書こへかしり」^(編裏書)

くれく四年けに定候間、

四年此方作候てにハ御うけ

可有候、重々事かき如此ニ仕候、
依有用々、本物もとしニ

かい申候、右畠在所ハこへかしり

三升蒔、代ハ夏七斗、大豆六升

渡申候、年きりハ四年つくり候て

御うけ可有候、しせん^(自然)四年けを

五年・六年多御こかし候共、彼

代物少もわひ事と承間敷候、

為後日彼文書仕候、右如件、

き^(託)のへ かい主小山
于時天正二年二月吉日

いぬ年

うり主山わき孫次郎殿

七三 越前守田地売券〈3—2—9〉

〔編表書〕
〔向平のくひ中たん〕

用々有ニよんで永代^(売)うり申事

実成、右在所ハむかい^(向平)いたいらのく

ひなかたん二升まき^(毒)うり申候、

天下一道のとくせい行候共、

いらん^(違乱)申間敷候状、如件、

件物二石七斗四升ニうり申候事、
乙

天正三年五月吉日

いのとし

うり主越前守 (略押)

かい主
小山式部大夫殿
参

七四 安宅光定起請文 (牛玉宝印) 〈3—2—10〉

起請文之事

小山・温井・周参見・安宅四人之御衆

別儀人於有ハ、

梵天帝釈・四大天王、惣ハ日本

国中陸拾别余州之大小神祇、伊豆

宮根之権現、别当所之鎮守并八

幡大菩薩神罰明罰、於相違者可

蒙御罰者也、仍 起請文如件、

安宅民部大輔

于時天正五曆^(牛)丁 七月八日 光定 (花押)

小山式部大輔殿

御宿所

七五 向出原孫三郎田地売券 〈3—2—11〉

〔編表書〕
〔本物向出原かけ木の本〕

依用々有うり申候、本物もとしニ

うり申候、在所ハむかい^(向)出原かけ

木のもと二升まき^(毒)、麦

八斗ニうり申候事実なり、

本物もとり候ハ、御かへし候て

可給候、為委細如此候
うり主向出原

孫三郎(略押)

天正七年一月吉日

かい主小山殿
参

七六 向出原藤右衛門田地売券(3-2-12)

〔編纂書〕
〔備書〕
〔本〕
依用々有、ほん物ニ料足

一くわんニうり申候、在所ど

うかせのわたりあかり

のうら、畠しろ四升まき

にて候、米ならば五斗、せに

にて候ハ、一くわんニてうり申候、

天か一とうの御とくせいにて

も申ふん御さなく候、其分

可被成御心得候、

ミつのへ

天正十年九月吉日

むま 藤右衛門(花押)

むかい出原

小山殿

参

七七 向出原池のま(3-2-13)

〔編纂書〕
〔備書〕
〔向〕
向出原池のまへ

依用々有、永代うり申候事

実成、在所ハ向出原いけの

まへ五升まき、はんりやう

ともニ四石ニうり申候、天下一

道のとくせい行申候とも、

いらんさまたけ申間敷候

状、為後日如件、

うり主向出原

みつのへ 孫十郎(花押)

天正十年十二月吉日

むま年

かい主

小山式部大夫殿

参

七八 修理之助田地売券(3-2-14)

〔編纂書〕
〔本物文書〕

御具足かい申候時はその田

五升まき別けかつ候て

たて申候、五升まき五年

けニ仕候、うけせん米一石ニ

仕候間、本せん参候ハ、御かへし

候て可給候、時に

ミつのと

天正十一年六月吉日

未 うり主しゆり之助(略押)

小山式部大夫殿

参

七九 八郎左衛門田地売券(3-2-15)

むかいなかそ二升ハ、うしニかへ申候、

うけせんむきならハ八斗、米ニテ
候ハ、四斗ニ可仕候間、其分御心得
ため迄候、五年けニ仕候、

ミつのとひつし年十月吉日

同かミ四升ハ、三年ほと御つくらせ
候て、御あらけ候て可給候、

としハ天正月十一年

十月吉日

みつのとひつし

八郎左衛門 (略押)

といへ

参

八〇 向平孫十郎田地売券 (3-2-16)

〔端裏書〕「向平ことも口くほり」〔本〕「ほん物なり」

〔要用〕依用々有、本物もとしニうり申候、

〔在〕さい所ハむかいたいらこと口

のくほり二升まき、五年

けニうり申候所にてうけ

可申候間、其分可被成御心得候、

御はさんの所ハ、しゆりとの・

とうないとのにて候、

ミつのと

天正十一年十一月吉日

ひつし

むかいたいら

孫十郎 (略押)

小山殿へ参

○端裏の「ほん物なり」は本文と異筆か。端裏書「向平ことも口くほり」は本文と同筆か。

八一 長修理亮宗信書状写 (3-3-3)

尚々此方相応之

御用万一之時者、示

給可致奉公候、御方

覚悟候、連々

慶文へ申候、

定而可有御申候、

如何様不凶

遂参上可令

申呉候、遅々

縦無意此事候

目出度

候事、自然之

時者、併可

蒙御扶持

当年者未申承候、

御祝儀珍重候、仍去年

長々於城中御辛勞

難尽紙上候、然処不辺

無事之御慶、先以可然候、

左候間、拙者共可罷退

之由候条、袋川辺ニ一

説請御扶持候、其折節

者、彼在所へ被懸御意候ッ

外聞畏存候、湯川殿

御越之時刻、此方へ罷帰候、

先可御心安候、臆而可申

入候ヲ菟角致遅延候、

恐多候、恐々謹言、

上包ニ長修理亮トアリ

如月廿六日 宗信

小山三郎五郎殿

御宿所

右本紙此度拙者讓請致

所持罷有候、於以後ニ上々様ヨリ

御尋之儀も有之候ハ、拙者ハ

勿論、孫々ニ至迄も早々持参

可仕候、以上、

日高郡小松原村

同苗孫六(印)

享保三年 久富(花押)

戌八月日

熊野三ヶ

小山宇左衛門殿

○善妙寺文書2号と同文であるが、差出・宛所・年月日が異なる。近世文

書(未掲載)二通とあわせ、三通で一巻に仕立てられている。継目印あ

り。

八二 扇子之大事 (4 | 80) (12 | 41) (4 | 81)

(4 | 80)

二二 扇子之大事 俊次

△庵・白帝・生ヒヤク・フン・娑婆訶

〰 祈禱之時三返

〰 五間開ナリ

【扇子の図】

○不動明王 無量光仏

○(日) 無辺光仏

○今明今鬼勝 無破光仏

無樹光仏

炎王光仏

○摩利支天 清浄光仏

歡喜光仏

○今明今鬼勝 秋動光仏

破静光仏

○(月) 無勝光仏

無勝光仏

○愛染明王 超日光仏

乃至光仏

〰 調伏之時三返拈也

△ウン・シン・トロ・マチイ・ソワカ

〰三間開ナリ

△此扇子ト・申者・十二光仏ハ表十二

因縁ヲ、亦表ス十二月陰陽ヲ、

之事ハ、畫出相伝之事在リ

口伝芒

△淨身真言曰

△唵・キリ／＼・ケン・タ・ケンキ・ソワカ

三返

△両方之・掛ケ肩ニ、次ニ十二神ノ呪

△合掌之印以而云ク、

△唵・ク・ヒ・ラ・ソワカ・三返

十二方ニ可礼、敵相此ノ扇子

五間開而、敵ヲ招時真言ニ云、

△唵・諦蛇・靈蜜・多・娑婆訶

三返

二度ヒ招ク芒、其ノ後疊テ入テ引

合ニ時之真言ニ云、

△唵・白帝・娑多・娑婆訶

三返

唱納烈者、此ノ扇子表ス薬師之

十二神ヲ、亦云、扇子ノ骨ノ長ハ一尺

二寸ナリ、亦五明ト者五間明ナル事也、

表ス地水火風空張ニ、亦表ス木

(12 | 41)

火土金水陽ヲ、亦現形ヲ処也、

亦六間不明カ事ハ、現ハル、六根内形ヲ

姿タ也リ、亦有口伝、能々可秘

□□□之骨廿五之童子□

〱 〱〱

(4 | 81)

亦廿五條ヲ表ス袈裟ヲ、亦三衣

福田表ス、亦此ノ扇子ヲ置持時ニ

心ニ欲念ス、時ニ或ハ不動ノ利劍トス、或ハ

拈時ノ数珠繩共芒リ、亦拈ス

文殊利劍共拈ス地藏ノ

錫杖共一切ノ悪魔降

伏劍ノ相ヲ招ケ芒、惣而

此ノ扇子ハ諸仏諸神之内

形崇敬ス義芒リ、能々可秘

々々

伝授如件

釈氏永明派自国岑和尚

伝授、源之小山俊次焉畢

皆天文拾一白寅寅林鐘吉日之

書

○現状別々となつてはいるが、内容が近いと思われるため、あわせて一点とした。なお、朱書・返り点などは省略した。

八三 為清下人并田畠売券(4-82)

イレワタス (入 渡) タメキヨカセムソチウタイノケニムラナラ(重 代) 「

タハタケラノコト (田 畠 等) (事)

アワセテ (下 人) (二 人) ラムナ一人アサナシチラウラム (女 子 名) (衣 部 九)

ケニムニ、ム ナヲトコ一人 フタコニラウマロ (衣 部 九)

ツキニ (衣 部) タハタケラ (田 畠 等) スサミノシヤウニアリ (田 參 見 庄) (田 一 反) ヲトマリ大 タイタムヒヤノキカキウチ (田 一 反) 夕小ナラヒ

タ半 ヲサキ (田) 夕半カウノ夕 (田 百 步) タヒヤクフ (田 百 步) ヨコクラノマエ (食)

ハタケ (田) イタムクスモト (巴 上) イシヤウ (田 畠) シタムヒヤクフ (田 參 見 庄) (田 一 反) ノフム (田 參 見)

ツキニ (衣 部) タハタケラ (田 畠 等) アタキノシヤウノウチニアリ (田 畠 等) (安 宅 庄 内) (田 一 反)

タイタム (田 一 反) スカフ (田 參 見 庄) タハムイコキノカワヨリニシヒカシ (田 參 見 庄) (田 一 反) (白 石 尾)

タハケニタム (田 參 見 庄) タトハラ (田 畠) ハタハタケイタム (田 畠) シライハヲノマエ (田 畠) (安 宅) (分)

アタキノフム (田 畠) ハタケ小サノカキウチ (田 畠) ハタケ大ホウタニノクチ (田 畠) (分)

ハタケ大子ウカハナ (田 畠)

イシヤウ (巴 上) タハタケロクタム六十歩 (田 畠) (六 反) (六 反) コノホカヤマナリ (外) (山 成)

カワナリアリ、イテ (河 成) (上) (出)

キタラムニシタカイ (来) (来)

テ、シムタイリヤウスヘキ (通 退 類 家) (来)

シヤウ如件、 (状)

□キリヤウシヤウノテムハクハラハタメキヨカセムソチウタイノシリヤウナリ、 (庄 庄) (西 庄) (田 畠 等) (為 清) (先 祖) (重 代) (私 領) (不 便) ナラヒニケニムラ (上) (件) シカルニタメキヨフラムノヤマウミニキタテクツウ (苦 痛) カキリナキアイタ、サシテフヒムトマウスシムルイキヤウテイナキトコロニ、 (庄 司) (四 郎 殿) (不 便) (申) (親 類) (兄 弟) (越) シヤウシノシラウトノフヒムトセラレテヤウイクシテ、カムヒヤウセラル、ユヘニ、 (義 尊) (華 公) (上) (件) (田 畠) (下 人 等) (永 代) (限) ヤウイクノホウコウヲモテ、カミクタムノテムハクケニムラエイタイヲカキテ、イレ

ナカシヲハヌ、コ、マツタイヲフトモ、タニムノワツラヒサマタケアルヘカラス、ヨテコニチ (渡) (舉) (後 々 未 代) (後 祖) (他 人) (沙 汰) (注 文) (書) (入) (流) (舉) (一 町 カ) (給 力) (一 反) サタノタメ、チウモムニカキイレナカシヲハヌ、シヤウクタムノコトシ、 (五 反 力) (給 力) (一 反) (高) テムフククワム子ム九月十二日 (天 福 元 年) タメキヨアリハム (為 清) (在 判)

八四 久末重預職讓状(4-84)

ゆつりわたすあつかりしよくの事 (讓) (渡) (一 町 カ) (免) (五 反 力) うちやうのめんこたんのくわうやそう又 (給 力) (一 反) こたんのきういたんハくほのはたけ (五 反 力) (給 力) (一 反) なり、これハしよく二つく、これハすゑしけ (入 道) (相 伝) (職) (季 重) にうとうのさうてんのしよくたりとい (入 道) (相 伝) (職)

ゑども、ふたつニなり候ちよまつニゑいた (限) (讓) (渡) (在 地) (明 代) いをかきてゆつりわたすところさいちめい (白) (但) (兄 弟) はくなり、たし又しんるいきやうていま (孫 子) (白) こ・たりというとも、さらニたのさまたけ (建 武) (他) (妨)

あるへからす、もしきをまうさん人ニをき (脱) (申) (一 門) (寄 合) (罪 科) (行) てハいちもんよりあいてさいくわにをこな (考) (考) うへ□なり、よてこ日さたのた□ニもんせう (文 証 力) (文 証 力) のしやうくたんのことし、 (建 武) (如)

けんふ二年九月十一日 (建 武) すゑしけ入道 (花押) (季 重)

八五 修理助知行宛行状(4-86)

阿波国佐任為料所 (備 前 省) 可被知行之由、依仰執達 (一) 如件、

興国二年六月十一日 修理助(花押) 周佐見公文殿

八六 周參見慶春判物（4—87）

〔編裏書〕
「すゝみ」 周參見

就御教者之儀、弥々

末世迄為申合見路津

進置候、然者吉見入相候、

此段者、可被明置候并二

浜方儀者、一円吉見分

二て候間、為御心得申事候、

然共屋敷之事者、見路津

領二て候間、其段二ハ御用

可被仰付候、為後日状如件、

周參見左衛門大輔

天文廿二年癸丑式月吉日 慶春（花押）

小山弥八郎殿參

八七 周參見氏直書状（折紙）（4—88）

〔折紙端卷〕
「周佐見」

皆々別而向後者

安宅へ行、入魂

肝要候、万御分別二

過間敷候哉、

其外閣筆候、

御次而候者、

式右衛門へ御言伝

申度候、

態令啓候、仍而平井川

之儀、連々御存分以降

其子細兩度安宅へ

申候処ニ、彼在所之儀者

せうのくミニ而者なく、一向

各別之義候間、御返事ニ

不及候由候つる、其趣則

申入候つる哉、在所御存分

たとゐ各別之事候共、

新被蒙御扶持二度由、

候間、今度安玄御

越候事候間、在所へ御

心中之趣辺々申処ニ

我等堅申事候、殊ニ小方

様躰き、わけられ候

儀者、則可被參遣之由

候、先以肝要存仕事

時宜為可申分ニ左馬亮

進入候、如此髓ニ打渡

取候而進之候、自今以後

之儀者、別而安宅へ御入

魂專一候哉、猶重而可

申入候、恐々謹言、

周佐見

弘治四年

卯月廿三日 氏直（花押）

小山弥八郎殿

御宿所

○弘治四年は二月に永祿に改元。

八八 安宅春定書状（折紙）（4—89）

尚々（周參）見殿御越候ハ、

定而はやし可被成候間、

見物ニ可參候、御しらせ可

被下候、以上、

一筆致啓上候、然者一昨日

者罷越辺々御馳走

忝奉存候、次ニ初山

仕度存、拙者領分

田ノ井山・安居山鹿

跡ふミ見せ候へ共、

一円無御座候由申付

貴様御領地なるたき

有田小谷山ニ鹿沢

山ニ有之由、安居生木

申候、定而貴様御留置

可被成候へ共、我等ニ一山

可被懸御意候、大坂へ

之遣後ニ仕度存候、

内々御約束申候通、

是時大坂へ罷上り

可申候間、御同道申度候、

則御報ニ定日可被仰下候、

猶此者口上ニ可申上候、
恐惶謹言、

安宅左近丞

正月十一日 春定（花押）

小山式部（氏次）大夫様

人々御中

八九 朝来猪右衛門書状（折紙）（4—90）

尚々、銀子もたせ

給候てかたしけ

なく存候、則

かき物伏候て御使へ

渡申候、以上、

御折紙被下候、承

奉存候、仍先度ハ

参御若（為之）成御座候ニ

色々御馳走之段

両山忝存候、次ニ御無

心之儀、申入候処ニ

銀子式拾三匁五分

もたせ被下候、忝存候、

則かき物伏候て

進上申候、我等手前

事、かき申付参

色々御返之段過分

之至無申計候、

将亦喜大夫ニ御言伝

之由、可申聞候へとも

下川まで用之儀候て

参旨、罷帰候ハ、御意通

可申聞、何様参

万々御礼可申上候、

恐惶謹言、

朝来ノ

二月廿一日 猪右衛門 (印)

小山式部大夫様

参御返報

九〇 安宅重俊書状 (折紙) (4-91)

〔折紙端裏〕
〔安宅〕

尚々御留守

何事も御さなく

候間、可御心安候、以上、

口筆令啓候、

仍其表雜説

之旨承、氣遣

申候処ニ、臆而

御無事之由、

千万之珍重ニ

存候、則左近

能有事ニ候間、

万端御入魂御

尤候、次ニかりした

御しにわせよく

御下向義、千万

めてたく存事候、

恐々謹言、

安玄蕃

壬三月十五日 重俊 (花押)

〔小山氏次〕
小式部允

御宿所

九一 某書状 (4-92)

〔端裏書①〕
「くといらん」

〔端裏書②〕
「外式通有り」

卯ノ獵月廿七日

■ ■

此御まもりハ、先たつて

いく上にもしハリため

なかの事故、むしつ(無実)のなん(難)に

あわぬよふ専一と(度々)かいなその

ならぬよし武うんを(由)い(運)のるとて

もしはり存候、これ次第もし

すワらくハみす習御かけ

はた身ハはなしなくねかい候

又々申したき事、山々

候得共、ふてをとり候へば

かゝる事、何やかやおもひ出し

くるしさまさり候へく候、何候ハ、
申しけり、くれく(も脱カ)此御返事の

御ねかい事候ハ、これも申合ハ
御めん、やはり庄兵衛内々にて御たのみわ
よく候、くれくも御返事
え候へ、いくなかハリ候、

(追而書① 文書端)

□りかのへ出候、くるしく

存候、卯□□□□□

御ゆくすえ聞度、けきなほし候
そのるすより、よふく(良クカ)しためりし者也、
(た脱カ)

(追而書② 文書下部)

此返事

庄兵衛とのの御

山々さたニあわふ

など御申給候らん〇

今所御かまひなく候

とふてならぬ

よる身なれハ

いかよふニ候てなりとも

くわしき御存念か

同度存候

くれく(も脱カ)御返事

被下候、

ねかいく御事申候、

九二 小山氏次書状(折紙)〈4—93〉

返々我等もむし

けに候てめいわく(迷惑)申候、

少ハよく候鳥御

御内儀へも

おまつへも御心得候て

可有候、

心安可

有候、

態申入候、仍其地

何事も無御入候哉、

承度存候、扱々留守

山さと御きもいり

御大儀無申計候、

年を取申候て、何

ともめいわく(迷惑)此事候、

何様来年御帰陣

可申候条、懸御目御

礼可申候、さてく

其地よなミ能候

由承候間、年貢(誰)か

いふん(分)無御油断御

取尤候、八(ツ)り成に

取可申候、其御心得

可被成候、殊ニ家中へ

あつけ候下地あ

つかり主つかはふん(手脱カ)

の年貢ハ御取尤候、

しんかいくたのミ申候、

申までもなく候得共、

といの留守のはんと

無御油断可被仰候、是

又まかせ申候、次ニ家中ニ

にわ鳥のを羽之御ね

かせ候て御あつめたのミ

申候、猶重而恐々

謹言、こうらい(高麗)

八月十六日 氏次 (花押)

小式部

小次郎(小山氏清)左衛門殿

参人々御中

九三 山本忠隆書状 (4-94)
(編裏背)
「山本」

尚々安宅辺儀も

被仰合、御入魂簡

要候、

態申入候、仍玉置五郎

兵衛尉就雑説、夜前

罷退候、并湯河又七是モ

同前候処、知音之衆意

見仕候間、則引返候も

先以可心安候、就中

熊野衆此間少々被

出候由候、彼勢遅々申候

間、春不相勤候由、其間候

爰元之儀珍敷事

聞候者、自是重而可

申候、万端期後音候、

恐々謹言、

九月九日 忠隆 (花押)

小山三郎(後次)五郎殿

御宿所

九四 山本土統 (忠統カ) 書状 (折紙)
(折紙端裏)
「山本兵部」

就此方御同心之儀

湯河殿へ被仰事ニテ

此時別而於無御等閑

者、生馬・堅田之内

誉田方之儀可申

合候、委曲御同名次郎左衛門尉

山本兵部大輔

九月十七日 土統 (忠カ) (花押)

小山三郎(後次)五郎殿

御宿所

九五 山本忠隆書状（4—96）

〔編裏書〕
〔山本〕

其後者不申通候、

尤雖可申入候、彼是取

乱罷過候、非殊意候、

仍自上以御奉書被

仰候、目出存候、弥御

忠節肝要候、以使

者可申候へ共、自安宅

方可被申入候、随而熊

野辺之儀、近日者

不相聞候、珍敷子細

聞申候者可承候、恐々

謹言、

十月十一日 忠隆（花押）

小山三郎五郎殿

御宿所

九六 山本忠隆書状（4—97）

〔編裏書〕
〔山本中務少輔〕

なおく新宮・那智

之儀者、安宅辺へ

委可聞申候、定而

其方へ可被申

越候哉、

如仰其後者久不

申通候処、御懇示給候、

祝着之至候、仍熊野

出張之儀、今之分候者

可有如何候哉、委

事聞候者、可申入候、

誠細々以書状可申候

へ共、無異儀候儀、不

能其儀候、爰許御

用之事候者可承候、恐々

謹言、

十月四日 忠隆（花押）

小山三郎五郎殿

御返報

九七 安居玉珍書状（折紙）（4—98）

なをく彼そや

おちつき候て

本聞祝着

申候かならず罷

のほり御礼可申候、

態以書状申入候

仍うけんかうそうや

の儀ニつひて、たゝいま

伐りわりと候て、被仰

事候、尤よきなく候、

然者雑ほうしの時と

候ても、又只今我等と候ても

あひかわらず候間、

まへへんのかたき□^{〔E〕}

させられ候へと御わひ事

申候へハさやう御心得□^{〔おと〕}

被成候よしうけ

給候、無是非存候

尤さうく罷登

御礼可申候へ共、以筆

申入候、何も長助

我等馳せのほり御礼可

申候、目出度、恐惶謹言、

安居

神無月廿七日 玉珍

小山^{〔後次〕}豊前守「様」

参御報

九八 山本忠隆書状〈4-99〉

〔編裏書〕
「山本」

「□者為□

」入候依無異

儀「

□「

疎「

今度者田井之儀

「」是非候、然者安宅

方被仰合候由承候、

於我等祝着申候、然処

備後方孫四郎其外

歴々被討捕之由、自

安宅注進候、尤肝要候、

如此之儀、早々可申候処

菟角仕候而致延引候

毎事重而可申承

候条、令前略候、恐々

謹言、

霜月十日 忠隆（花押）

小山^{〔後次〕}三郎五郎殿

御宿所

九九 安宅重俊書状〈4-100〉

〔編裏書〕
「小山式部様人々御中 安玄蕃」

尚々頼存候、

態令啓達候、仍而其表御無為ニ

御入候哉、当地別条無之罷有候、

将亦田野井山・安居山ニ細々鹿狩

仕候へ共、一円無御座候、就其御領地

三ヶ川山ニ鹿可有之旨、安居村

生木申候、御無心申計ニ候へ共、我等ニ

一山御とらせ可被下候、委儀者

主馬之丞口上ニ可申候、恐々謹言、

十二月二日 重俊(花押)

〇二七号(2-1-5号)と同文。

一〇〇 安宅重俊書状(折紙)(4-101)

尚々御存分尤候、

溝樋(掛カ)かす之儀(音カ)□、

弥太郎殿被存

下候、以上、

御壹札到来披見申候、

就中、樋之義、委細

蒙仰候、尤無余儀候、

此方之儀も同前候、然共

弥太郎殿にかゝ敷

被申付候ニより、不及了

簡候間御方へも左様ニ

被申候哉、はやゝ御ミ

申され候はんや□ニ

被申付、さきゝへ

人參□□油断

有間敷候、とかく申

つけられ候上ハ、ぬけ

かたく候間、以可有候、

余成御事ニ候者、左近

此方御かこい可□候へ共

被申事候間、不及菟

角候、恐々謹言、

安玄蕃

十二月廿九日 重俊(花押)

小石州様(小山定次)

参御返報

一〇一 山一分ト山野之覚(4-103)

「端裏書」
「覚書」

山一分ト山野之覚

一柳せの山さこかたつらかミ上ハかはをかきり

川まで

一しおつ大岩之かミ下さこ口のはた

一前ひせ小ひせのおかきりかミお谷まで上ハ

井手かきり下ハたにまで

一〇二 銀子之事(4-104)

銀子之事

屏風

合拾七匁壹分 からかミの分のこり

一四匁五分 はまかたきぬ

一壹匁五(厘)り 三(厘)たり

ねりちん

右惣合式拾壹匁分五(厘)り也、

正月五日 小山式部大夫(氏次)(花押)

庄屋

助十郎参

尚々此かねかとノ介可有御渡候

角候、恐々謹言、

〔〔家書〕〕周左 山中務 安玄
湯兵部 安楽川 五人ノ状也

一〇三 左近書状〔4―105〕
〔〔編裏書〕〕久木へ 参 左近

〔〔安居〕〔草野〕〕あこさうや之儀付而頼度御存分

承候間連々あこへ申聞候、何と申候而

未相延申候、然者安宅五人之沙汰之

方へ様躰申聞候、けんほうニ我等談合候て

あこへ意見可申之由、さた人申事候間、

拙者之事もさた人ニ相任先々油断申候

年内之事ハ不置延候而可有候、年

あけ候ハ、早々あこへ可被付候覚悟候、

われら事ハかわり非疎略候、五人之

さた人拙者同前ニ相さはき可被分候、

か様之子細別而可申候、何かと打紛

候て無音申如在之様ニ罷成候、延候へ共

先々子細被申事候、

久木へ 参 〔〔安宅春証書〕〕左近

一〇四 周参見・安宅・小山氏等城米預状〔4―106〕
高麗〔熊川〕こもかい東之島崎ニ預ケ置

城米之事

一八拾石

周参見分

一七拾式石六斗 安宅分

一卅式石式斗 三ヶ小山分

一四拾四石五斗 高川原分

一四拾石 小山分

一百三石七斗 玉置分

已上合三百六拾三石也

八月廿九日 周参見判

安宅判

三ヶ小山判

高河原帯刀判

小山助丞判 〔〔藤重〕〕

玉置外記判

藤堂佐渡殿 〔〔高池〕〕

参

一〇五 米・豆・雑穀等貸借日記〔5―2〕

〔〔宇津木〕〕うつきの分

米二升五郎ひやうへ 〔〔兵衛〕〕

あわ五升与五郎 〔〔粟〕〕

まめ六升新三郎 〔〔豆〕〕

天瀬の中分

〔〔錢〕〕せに百文孫三郎

〔〔庄〕〔彦〕〕せに百文しや川ひこ五郎

〔〔麦〕〕せに百文助大郎しや川

同むき二升 助大郎

米五升しや川神二郎

同七升五合神二郎

(以下紙背)

一(淡郷カ)しふかうの上半のくほ四升(時)まき
あ(頭)つかり申候しろくわん(貫)ふん渡申候、

太郎兵へ殿

一(淡郷カ)しふわうこう屋三百文かい申候

まこさへもん

一(向出原)むかいてはらことも口六百文ニ

取かへ申候 とうさへもん殿

かし(貸)申候米一米四升かめ松

一斗本藤左衛門方ニ 六升本

五郎さへもん同

一米五升古屋殿

さ(雑穀)こく二斗古屋殿同

さこく

一一斗二升せゑもん殿

麦

一二斗宮さく殿

一〇六 米斗代書上帳 へ5―3

米六斗 本りなし候 新助殿

かゝり一斗二升

いのとし

米四升 善二郎

米二升 大夫殿

米二升(雑穀) 助兵へ

二斗二升五合(雑穀) 助兵へ

米六升 請申候 五升「本助衛門

さこく 一斗八升 請申候 三升さこく 八郎五郎殿

さこく 一斗 孫左衛門尉 米二升 長二郎

さこく 一斗 助六殿 三升口口 同人 麦二升 同人

さこく 一斗 助六殿 三升口口 同人 米五升 とうさへもん殿 米三升 源五郎殿

又さこく 一斗 同人 四升同人

米五升 又衛門尉 又宮さく 米二升

米二斗 三郎二郎 米一斗五升 しゃ川源四郎殿

米一斗三升 孫五郎 しゃ川

麦一斗二升 ぼろ(保呂) いくま(生馬)

米一斗 いくま左衛門殿 せに二百文 同 一百文 左衛門 又三郎

(以下紙背)

米一斗 ぼろ(保呂)の新二郎殿

八升たつはら五郎さへもん殿

米一斗おうかたの孫三郎

ぼろの一斗米さい五郎

米七升しや川二郎三郎

しや川
もミ五升ひこ五郎

むき二升同

米五升ひこ五郎

しや川

こむき二升弥太郎

むき三升しや川孫三郎

そはたね二升五郎左衛門尉

はんちやう

一〇七 高大夫旦那売券 (5-101)

〔編裏書〕 やまとこく

「しやのうりけん

わうしのかう大夫

「代うりわたし申たんなの事

先達大和国

「件たんなハ、ようくあるにより候て

「壹貫文ニ小山とのへなかくうりわた

し申処実正也、此上ハ後日ニいかなる子孫と

申とかく申子細あるましく候、但此たんなハ

おきなど申わう口のふんまい口かたたうのふん

にて「 為後日沙汰うりけんの状如件、

応永三十四年 十二月十九日

うり「 「みすのわうしの住人高大夫 (略押)

一〇八 直心讓状 (5-102)

〔編裏書〕 「しゆりせんぞちきしんゆつり状三ヶ川の事

此本紙十二月廿六日八郎兵へニ渡ス、外二十二通箱入、廿五日二回

直心 ひと二郎殿ニゆづり状の事

合所々に

一あづかりが家のまゑ壹段の内しも

一かうろくぼニ四升まき

一したくぼニてらやまはたけ

一どうおんづくり四升まき

一助大夫づくり 五升まき

一三郎殿の家のまゑ六升まき

一大夫三郎やしきミちよりしも二升まき

一にしばたけ八升まき 五郎左エ門づくりなり

一ちやゑんの木のもとうゑした大へり

一大きくぼ地ぬしのまゑだんじやうづくり

一かミの兵衛太郎づくり四升まき

一いづわらの庄大夫づくり二升まい

一向平ごけ口のあんのした三郎大夫づくり

一中嶋のいの谷やしき二升まき

一どうおん地二升まき田

一松原ぎわニ三升まきふなり

一かミの五郎太郎づくりしやうぶの内ぶなり

一かミの五郎太郎づくりしやうぶの内ぶなり

一うしろの山ちそう三升まき、かうこ田

どうおん田と二セまち、又うゑのかうこ田

壹ツばかりをそゑ候

一三ヶ川地のかげ二升まき おなじく

野山三山のこらす四つつじまで

なり

一久木とう所のくじせにとうをゆづり

渡すなり

一安居のミぞ口八郎大夫つくり七升まき

右くだんの田畑ケを、ちやくし彦二郎殿ニ

ゆづり渡す所実也、一さいのぶつじん

三ぼうも御せうらんあれ、しんそなく

ゆづる所也、仍而ごにちのためのせうもん状、

如件、

ぶんめい^(文明)五年十一月吉日

直心^(直心)(花押)

ちやくし彦二郎殿へゆづる

○神宮寺小山家文書八号と同文。

一〇九 熊野権現御宝殿棟札写 (5-104)

私先祖信濃国村上従四位下刑部少輔源清

重承久三年勅命を請、属^(官)宮軍台戦仕

処、宮軍妻敗軍致、清重一族七拾三人

浮南海ニ当国大嶋浦ニ着船仕、夫より古座奥

玉山ニ年来住居仕御座候、元元仁元年ニ寺社

定立仕、其後西川之里次第開住居仕、一族被^(官)

宮之者、近郷ニ住居被致候ものも有之、山林等

迄少々宛分ケ遣し御座候、宮義ハ右之後、応

永元年甲戌九月造宮仕候、且又元龜元年

社壇焼失仕、其節迄之棟札等焼失仕、私方ニ其

節之控所持仕御座候、然ル処、右同年霜月

造宮仕、其時之棟札御座候、

古ノ熊野権現ヲ奉勸請

右氏神棟札

奉造宮当社六社大権現 御宝殿^{殊者}

願主西川庄司源繁清^(村上)判書

外知之棟札之義ハ前段之義ニ付私方ニ控

御座候、

一一〇 鳥山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署書状写

および小山慶□書状写(折紙) (5-105)

「二」
「二四ノ内」

注進之趣、令披「

元之儀、今日可為御本

意候、其国事、別ニ

馳走由、尤神妙、弥被

存其旨、忠節肝要

之由、被仰出候通、相

意得可申候、恐々謹言、

九月十九日

盛賢
長清

小山三郎五郎殿^(後次)

「二」
「二四ノ内」

来月廿二日可有御進発

上者此時忠節肝要

之由候、依其動新「

可被宛行候通「

出候ワて「

「

小山三「

「二三ノ内

部四ノ内「

六月廿二日 慶「

小山八郎左衛門殿

「四ノ内」

□度被差下上使処、

所々知行等光春押領

度々雖被成御届候、

不被去渡候、無是非次第候

近日国之儀以御思案

如先々可被仰出候、然

上者、平守之事、肝

要被思召候、堅固之

覚悟、被任御下知、

其働可為神妙之由、

可申旨候、恐々謹言、

七月十一日 盛賢

「」
小山八郎左衛門殿

○三点の文書が一紙に記される。七月十一日付け文書は二六号〈2-1-1-4号〉と同文。

一一一 道者書上〈5-106〉

(前欠)

一 いてわのくに(出羽国) もかみのせうのりつし(最上)

弟子一ゑん(門)

さきのふのいつものりつし

一 あふしう たむらの□□□ わかさ殿(奥州)

とうたゝミとの しゝう殿 かゝとの

いわせのちふとの弟子ニすけとの

一 しもつけのくに(下野国) うつのミヤのせうのりつし(宇都宮)

一ゑん(門)

一 あふみのくに(近江国) もりくい たちまのあしやりの(阿闍梨)

弟子一ゑん

おなしき かけいはうのあと一ゑん弟子

きやうのとの

こんさうのはうのあと一ゑん

たつ大ゆふ(夫)

一 ひとつのくにみしまのたつ大ゆふ弟子ニ(伊豆国)

せうのりつし

一 みま□□の ミやうさんのとうりんはう(さか)

一一二 広延・忠信連署書状〈8-25〉

〔編裏書〕
広延

忠信

尚々於此上者、併憑存迄ニても
御意見所仰候、

態以書状申入候、仍就此方進退之儀

連々申入候処、御懸安宅四郎三郎役依無

御等閑御内儀蒙仰候、尤以畏存候、條々

御憤尤存候、及只今菟角申事難

御同座、憚存候へ共、每篇之時宜者、不及

菟角候、此已後之事者、善惑頼存迄にて候、

為向後之以請紙申入候、我等家中牢人

共湯河殿頼申、此時可相動由候、言語

道断候、雖然從最前之覚悟にて候間、此方

者も菟角候共、憑候者事者善惑腹を

可仕候由候間、貴所様奉憑五方之事者

不及申熊野辺迄も調候て達本意度

存候、從憑候者可申入候へ共、先々從兩人

申入候、就中大炊助〔安宅美後〕役御事、湯河殿

堅被仰合候由、被仰候へ共、貴所御座之儀

候間、悉皆御意見頼存迄にて候、恐

惶謹言、

卯月七日

広延 (花押)
忠信 (花押)

小山八郎〔春次〕左衛門尉殿

御宿所

一一三 湯河春頼書状 (8—26)

〔編裏書〕
「春頼」

(切封墨引)

尚々世見無事越候者

国之いゆ也、万可申頼

候歟、於爰元相応之

御用者、可承候、万端

重而可申候、

如仰其後久不申頼候、御床

敷存候、尤細々可申入候処、

遠路之儀候間、無其儀候、仍

近日私津辺へ可有御

越由候、此方ゆくとミ

と申共、定而可有御入魂候、

於安宅辺可然様ニ被仰談

候者、可為本望候、何様以面

可申入候之条、令前略候、恐々

謹言、

六月三日 春頼 (花押)

小山三郎〔後次〕五郎殿

御返報

一一四 湯河光春書状 (8—27)

〔編裏書〕
「ゆかわ 光春」

(切封墨引)

先日者同名弥三郎進置候て

委曲申入候処、御覚悟候、拙躰具

承候、本望候、其以後も兩度御

同名衆へ申入候キ、何も御等閑有間

敷候由承候、祝着候、就其御同心之

儀候者、生馬誉田方之儀進

置度心中にて、山兵太へ意見

申候処、光春可被任置候由候間、

彼在所御取合可申、於此上者

御馳走之儀頼存候、然時者未

代共ニ諸事可申合候心底候、

委細之段、内四左御同名孫五

郎殿入魂申候間、重而可被申入候

間、不能一言候、恐々謹言、

八月十六日 光春 (花押)

小山三郎五郎殿^(後次)

御宿所

一一五 長範書状 (8-28)

態以申入候、其後者不

申通候、非本意候、仍

為音信至同聞候、

猶委細之通彼方

可達候間、不能重知候、

恐々謹言、

八月廿八日 長範 (花押)

小山殿

参御宿所

一一六 可春書状 (8-29)

^(端裏書)
可春

(切封墨引)

尚々熊野之儀相調候、少々書状

共応御用之由被申候、彼曖之儀者、

調間敷子細候、御分別如何候て

以御同次さ御言付申上度候、申迄

なく候へ共

御祝越申候、

御一所ニ付被仰入候御事

可然候哉、印南とも

何事もなく候、御心安

あるへく候、

就^(端裏書)光春申事之儀、先度同名

弥三郎被進置心底之儀申処

委曲承存候、尤此余儀候、其後

度々御同名孫五郎殿御兄弟

入魂被申候キ、彼知行之儀、余方

被申事候つれ共、御方之儀肝要候儀候

由、先存知たる事候、山兵太之儀

堅申合如此候、尤彼方一札とも取候て

可進候分候つれ共、其方御心中

□も拙者不事、然者兵太被官被下
かた奥迄二有事者、御心得被成

御意見可申調候由被申事候

此段者御心安あるへく候、次一ノ瀬之儀

一味之儀者、熊野衆跡心中

申度候由被申事候、更々難調

子細哉、御扱之子細をも御内才へ

入魂被申候、我等事ハ御殿者一分

事候ハ於心中者疎略不存候

相応之儀者向後被致奉公候、

恐々謹言、

九月二日 可春(花押)

小山三郎五郎殿御宿所

一一七 湯河春頼書状(8-30)

今度以書状「」之処

預り取御書候、本望之至□

仍生馬誉田方儀、委細

以口上承候、光春任御

意見渡進之候、此度

御馳走可為專一候、猶

委細段、楠山次郎兵衛尉方

可被申候、恐々謹言、

九月十七日 春頼(花押)

小山三郎五郎殿

御宿所

一一八 湯河光春書状(折紙)(8-31)

態以折紙申候、

仍連々申候処、御

同心之由候間、先以

しうちやく二候、其方

之儀、方々御と、のへ

たのミ入候、爰元之

儀者可御心安候、三

山之儀申合候、猶

委細者御同名

孫五郎方可被申候、

恐々謹言、

九月十九日 湯河 光春(花押)

小山しゆり殿

進之候

一一九 湯河光春書状(折紙)(8-32)

「光春」

今度以御渡海

御合力祝着候、然上

雖少所、先御本知

吉田三十貫分

御名代勘解由左衛門尉

殿渡申候、其口御知

行安与^等被仰合

御動肝要候、猶玉民

可被申候、恐々謹言、

湯河宮内少輔

十二月十二日 光春（花押）

小山式部^{後次}大夫殿

御宿所

一一〇 杉若十郎左衛門書状（折紙）〈8—33〉

右馬兵衛家之儀ニ付候て

善兵衛を以御ことわり

申入候処ニ我等ニ被懸

御意候由誠以畏存候、

最前出入之儀ニ付候て

被仰越候条、随分

馳走申候間、向後

御用之儀候者、何時成共

可仰越候、如何様与

風參候て捧御礼

可申上候、恐惶謹言、

杉若十郎左衛門

十二月十三日 高治（花押）

三ヶ

小山定次
小石州様

人々御中

一一一 加藤左大夫書状（折紙）〈8—34〉

尚々くらあふ^被みの儀

拙者ニ所望給候ハ、可忝候

いやと被存候ハ、少之間

御かし^貸可被出候、是非

く頼入候、此とのニ

御わたし^渡可有候、以上、

一 書申入候、仍先度ハ

富田ニ居申候時分、為

名迫治部左衛門御懇

殊珍しき^鮎あゆ

すし^{壽司}給候、忝

存候事、

一 貴殿所ニ^{梨地}なしぢの

くらあふ^{梨地}有是

よし、内々承候、

拙者所望申、度々

乍去給候事

いやと被存候ハ、

御かし可被成候、よき

くら持不申候間、

扱々入候、貴殿^晴たし

なみの物無理ニもらい

申儀ハいやニて候間

少も^求とめ申候間内

御かし給候ハ、可忝候、

御か^替へちん者此者ニ

わたし可有候処、
待入存候、恐々謹言、

加藤左大夫（印）

十二月十四日 正（花押）

八郎右衛門殿
（小山氏義）

人々御中

一一三 某置文写（9—72）

（前欠）

こゑてハ中のあかくら河は
（東）
ひかしはこいけのはな、東ハ
（歌）（眼）
うねかきり、此旨おのくこゝろ
（徳）
ゑへし、久木の住人とい
（土居）
の大夫、同なこふ大夫物
住書也、

正和二年

二月吉日

○打紙を施した楮紙を使用。久木小山家文書二二四号の原文書断簡カ。

一一三 安宅直重書状（折紙）（9—73）

御意見口者則

平河方にて小山方へ

示置候ちやう内にてハ

なく候へ共、かたく承

事候者如此候、拙者

存分にて小山方へ可

被啓候、恐々謹言、

「弘治四年」 安宅

卯月廿二日 直重（花押）

周参見殿

御返報

（異筆）「安宅」

（折紙端裏・異筆）「古書状有り」

○紙背に戦国期の同家文書に関するメモあり。弘治四年は二月に永禄に改元。

一二四 安居・久木境界定文写

〔紀州牟婁郡口熊野三ヶ庄住小山氏由緒伝来書札集〕（11—1）のうち

（安居） あこと久木さかい之事

東ハウのすのなかの尾、西ハくひのおくかきり
（限）

こもりは枕さかかきり、西ハひるのそこの

たきをかきり、又とん田のさかひ、西ハかたし石
（前）

北ハしら蔵こゑてハたていし、うしとらハ

かくれ岩こへてハ寺柱并きれたうこゑてハ

屋敷のた木のかしら、ひかしハありきり

道よりかみハひさ木ふん、ひかしハしひ木
（久）

屋はをかきり、こゑてハ中のあかくら

河はひかしハこいけのはな、東ハウねかきり

此旨おのくこゝろゑへし、久木の住人

といの大夫、同なこふ大夫物住書也、^{〔主書〕}

正和二年二月吉日

〇一二二号（9―72号）の写し。

一二五 広延・忠信連署書状写〔累祖証文鑑〕（11―5）のうち

尚々此以後之義、善悪小山殿

頼存迄にて候、為向後誓紙を以申入候、

△我等家中牢人共、湯河殿を頼

此時可相動由、言語道断、貴所

様奉頼五方之事ハ不及申候、熊野

辺迄も調候間、遂本意度候、

大炊助殿御事、湯川殿堅被仰合候

由ニ候得共、貴所御座之義ニ候間、

悉皆御異見頼存候、恐々謹言、

卯月七日 湯川広延

本紙損失 忠信

七小山八郎左衛門尉殿

一之瀬山本家広綱・忠綱 ^{〔廣延・忠隆 忠信・忠統〕} 有

一二六 久木大明神主職宛行状写

〔小山家伝来文書写〕（11―24）のうち

宛行 久木大明神主職事

合免畠伍段 依次所

右以人任相伝之理就本補之例、所宛行如此、而

当村百姓吉弘彼伍反内式段申子細不帶指支証

之上、先日沙汰之時訴訟之趣、不分明歟間、被定起請

文之後、吉弘令沐浴清潔臨起請文前之日恒牛一疋

令頓死云々、是即其失揭焉之条、勿論之由、依次申之吉弘

無指陳答之上者、且任先雜掌有円法眼之例、且就

被定置之間、所被宛行依次也、庄民宜承知敢勿遺失、故下、

正応四年七月廿八日 両御代官 隆康代（略押影）

依真代（略押影）

一二七 小谷左衛門五郎屋敷下地売券（12―1）

^{〔編纂書〕} 永地文書

永代売申屋敷下地之事

合一斗蒔

右件之下地者、依用要

有代四貫文ニ売申候所実也、

万一天下一同之徳政行候共、

於子孫兎角違乱妨申間

敷候、為後日証文状如件、

うりぬし

文亀四年甲子三月日 小谷左衛門五郎（略押）

かいぬし 小山殿

〇文亀四年は二月に永正に改元。

一二八 某書状（12―2）

殊に百せうさるまつすこしもてんし ^{〔田地カ〕}

か、へ申さす者、われくつかい申候、此 ^{〔我〕}

くれにハひまやり申候て、我等百せう二

しつけ申候事に候、すこしも

ちかいあるましく候、以上、

源大夫二百せうニくミ候て候、

五月五日 □ (花押)

さ□つ参

けい七

一二九 (遊佐カ) 国助書状 (12-3)

〔編纂者〕 □□□のもくろく

就石垣事、御注進之趣、

令披露候了、其時節者

依御入国延引候、今度之

儀出陣之故、早速落居候、

特被官等被疵候、尤神妙

之由自私能々可申旨候、

於已後弥御忠節目出候、恐々

謹言、

十二月六日 国助 (花押)

龍神孫太郎殿

御返報

一三〇 田島道者売券 (12-4)

〔編纂者〕 無用之反故也 不及見候

限永代売渡田島道者之事

合田伍反半内 三反小 フケノマエ

大 ケンケノソ谷

半 中ノツホ

一反 寺田此内小ハカリハ

内クシアシ(公事足)

一反半 木ノセニ四百十文

一マクサ田マハリ 一マハリニ九升五合宛

六

小カクシ二番 大五十歩六番 小カクシ八番

一ホウシ六人 ウルウニハ一人マシ候

一ウシロチ 大 サイトノクホ 川成

一佃分 中二反九斗八升代 一反ヤシキ 一反□□□ 小シヤウカク

一地子畠二反半内 麦一斗二升代 二反 寺山 半カキ「」

一佃畠分一反 高坊 斗代 麦三斗 大豆三斗三升

(後欠)

一三一 おうのの六郎左衛門売券 (12-5)

(前欠)

あかりしよミかこうの

ゆのきのたん(懈怠)小くいのき

ういしよけたい(懈怠)なくむけ

申候、此ちにおいて(違乱)いらん

あるましく候、こ(後日)にちし(証)よう

もん(文)のため(筆)に、一ふて申おき

うりぬ(主)し おう(主)の、六郎さへもん

かいぬ(主)し 小山殿 (花押)

(以下紙背)

ひつしのとし

八月廿三日

一三二 島山義深感状〈A1-1-1〉

於平城合戦、家人被疵云々、
尤神妙也、弥抽戦功者、
可有忠賞之状、依仰、執達
如件、

延文五年五月七日 尾張守 (花押)

久木八郎殿

一三三 島山義深宛行状〈A1-1-2〉

(切封墨引)

参御方致合戦云々、然上者
富田庄内自河東地頭・領家・
沙汰人等之跡、行料所者也、弥有
戦功者、重可有忠賞之状、依仰、執
達如件、

延文五年六月一日 尾張守 (花押)

久木八郎殿

○11-32号に近世の写しあり。

一三四 島山義夏 (義就) 書状〈A1-1-3〉

(切封墨引)

去十日、切目出陣之
由注進候、弥被致忠
節候者、可令悦喜候、

委細愛洲民部少輔
可申候、謹言、

十一月廿日 義夏 (花押)

小山八郎殿^(長次)

一三五 島山義就感状〈A1-1-4〉

(切封墨引)

去月廿二日木堂
敵責落、殊被官
蒙疵之由候、尤神
妙候、各成勇之様
可申候、謹言、

三月五日 義就 (花押)

少山八郎殿^(長次)

一三六 島山下山 (尚順) 感状〈A1-1-5〉

就蛇喰之敵没落
其口之儀、成意懸
頸^式討捕到来候、

尤神妙候、弥彼牢
人等成敗之儀、併可
為忠節候、猶

野辺可申候、謹言、

七月十四日 卜山 (花押)

小山弥八殿

一三七 島山尚慶(尚順) 書状(A1-1-6)

安宅南要害敵取懸

及難儀候由、注進到来候、

早速致合力可抽忠節事

肝要候、此刻於無沙汰者、

連々申事不可有其曲候、

併粉骨憑入候、委細遊佐

勘解由左衛門尉・猶長少将可

申候、謹言、

七月廿四日 尚慶(花押)

小山弥八殿

一三八 島山尚慶(尚順) 書状(A1-1-7)

今度奥事、をの^(各々)く

ふりよのはたらき^(不慮)

言語道断次第候、此

きさみ安宅大炊助^(実後)

申合、其方時宜けん^(堅)

こにあひふまゑちう^(固)

せつ候ハ、可為神妙候、

委細長少将可申候、

謹言、

十二月二日 尚慶(花押)

小山修理亮殿^(氏繁カ)

小山弥八殿

一三九 島山植長感状(A1-1-8)

(切封墨引)

至大野進発候之処、

音信祝着候、殊五方令

一味、可抽忠節由神妙候、

弥馳走肝要候、猶委細

玉置与三郎・同兵部丞

可申候、謹言、

九月廿三日 植長(花押)

小山三郎五郎殿^(後次)

一四〇 (神保カ) 長則書状(A1-1-9)

(切封墨引)

去十九日被攻落

竜口城刻、御粉骨

由注進到来候間、

披露仕候処、被成

御書候、目出候、猶

巨細野辺掃部允^(慶景)

可申候、恐々謹言、

二月十日 長則(花押)

小山八郎殿^(長次カ)

進之候

一四一 (神保力) 長則書狀 (A1-1-10)

(切封墨引)

十月廿五日於衣笠

合戰之時、御粉骨候由

注進到来候間、則

致披露候処、被成

御書候、弥可然候様御

忠略可為肝要候、委細

猶野辺掃部允(職票)可申候、

恐々謹言、

十一月廿八日 長則 (花押)

小山八郎殿(長次之)

進之候

一四二 神保長誠書狀 (A1-1-11)

(切封墨引)

就当国三栖御敵出張候儀、

去年十一月廿五日衣笠・秋津

口合戰以来、去閏正月十日

目吉良城、同十一日被攻落

衣笠・知法寺兩城、并十九日

於龍口合戰御軍向之趣、

野辺掃部允(職票)申下候、雖

不始之儀候、御忠勤誠不可有

比類候、仍 御屋形様へ

致注進候、定可有御感候哉、

弥可然様被仰合、被堅固(圖)

相踏候者、可為肝要候、併

憑存候、委細尚野辺可申候、

恐々謹言、

六月十二日 長誠 (花押)

小山八郎殿(長次之)

進之候

一四三 遊佐順房書狀 (A1-1-12)

為湯河少弼御

退治被寄御馬候、

此刻被抽忠節者、

可為御祝着之由、

被成 御書候、於

御望之儀者、可申達候

条、御粉骨肝要候、

委細兩人可被申候、

恐々謹言、

五月三日 順房 (花押)

小山弥八殿

進之候

一四四 丹下盛賢書狀 (A1-1-13)

官途之儀、被成其

御心得候由、被仰出候、
委細同名弥十郎
可申旨候、恐々謹言、

三月十二日 盛賢（花押）

小山式部大夫殿

○西向小山家文書一九号に写しあり。

一四五 畠山植長奉行入丹下盛賢・遊佐長清連署書状（A1-1-14）

一瀬江諸勢取懸候処、

合力、其動被思召神妙候、

弥山（本之）和方被申合堅固

覚悟可為肝要候、仍安宅

大炊助・有馬武略（附之）之義、旁

以被成 御書候、同対俊次

御書可有頂戴候、然上者別而

大炊助入魂此時属御本

意候様、馳走粉骨由、相心

得可申候、委細者泰地修理亮

可申旨候、恐々謹言、

六月八日 盛賢（花押）

長清（花押）

小山三郎（後次）五郎殿

○西向小山家文書二〇号と関連。

一四六 畠山植長奉行入丹下盛賢・遊佐長清連署書状（A1-1-15）

（切封墨引）

雖当城去々年已來被相

拘候、無懸期事候条、近日被催

諸勢可被遂一戦候、然者其

国衆被申合、不移時日被

馳参候、別而可為神妙候、人々

知行等可被充行候段并御手

遣候事、杉坊可被申候、御一大事

此時候、各忠節簡要候、為御使

被差下玉置兵部丞候、具可

申分之旨、被仰出候、恐々謹言、

八月十一日 盛賢（花押）

長清（花押）

小山三郎（後次）五郎殿

一四七 畠山植長奉行入丹下盛賢・遊佐長清連署書状（A1-1-16）

御状委細披見申候、仍安宅

大炊助依申事、御書

不能御請候哉如何、無御

心元候、前々不相届儀、

更上之非御不足候、此度

馳走別而被思召憑候

上者、涯分被加御意見、嚴

重御申可為肝要候、彼

方難斗不及直書候、

併御入魂専一候、恐々
謹言、

八月十四日 盛賢（花押）

長清（花押）

小山三郎五郎殿

御返報

一四八 シラタユウ下地売券（A1-2）

「タムノセニワ月ヘチニ
（反カ）（銭）（別）

「文ヘチニ七ツ、リフム
（別）（利分）

「ケタイナクワキマ
（解意）（弁カ）

「イヘシヲムシチニワフル
（弁カ）

下ノタイノタライチフ

「タイハエイタイヲカキ
（水代）（服）

「候トラレマイラセ候ヘシ、
（後日）（沙汰）

「チコニチサタノタメニセ
（文）（状）（如件）

「モムシヤウクタムノコト、
（文）（状）（如件）

元亨三年十二月二日

シラタユウ（略押）
（四郎大夫カ）

一四九 小山はいとう畠地売券（A1-3）

「之所件之はたけ事
（畠）

「之有麦三斗ニふしうニ
（売）

「計分うり申候実正也、
（売）

「ハ中しま下はたけ
（畠）

「升まき五郎ひやうへかかと
（畠）

「升まき合六升まき

「所を八年儀あき候者、御
（連カ）

「有へし、右定所後日状
（箱件カ）

「

みつのと の うりぬし

寛正元年 小山はいとう（花押）
卯 かい主山わき殿（略押）

一五〇 市鹿野民部・久木小山下地相博状（A1-4）

「
（裏書）（うつか）

「
（塩田カ）

「
（字津木）

「
（葎）

「
（温井）

「
（買戻）

「
（逆乱）

「
（水）

「
（水）

「
（水）

「
（水）

「
（水）

「
（市鹿野）（民部）

「
（市鹿野）（民部）

「
（市鹿野）（民部）

一五一 長慶天皇口宣案（宿紙）（F1）

「
（藤大納言）

天授五年八月九日 宣旨

右兵衛尉〔兼方〕兼光〔小山〕

宜任左衛門少尉

藏人頭左近衛權中将源忠雄奉

一五二 頼秀・沙弥良信田畠・下人等処分状〔F2〕

永讓渡千熊処分田畠〔

〔一〕二反内六十歩 同所 卅歩 竹井 一反半之内常口六十歩 一反半

以上 五反九十歩 常口口口

畠分

□反セトタノシリ 二反常口一反三百卅歩

五郎カ屋敷 小竹井

以上 二反小

一下人等

フチ二郎 同子息虎女 福王ムスメノ千世女

右件処分者、面々仁配分宛行候了、然上若ハ号嫡子トていつれのはらからの分にも違乱妨申候ハん子共ハ良信房不教〔孝〕の子たるへし、時の上に申上候違乱のともから〔兼〕の分をハくいもとして処分帳を守らん子共も知行すへき者也、仍為後日証文讓状如件、

永仁三年正月廿一日 頼秀 (花押)

沙弥良信 (花押)

上ノ江之介殿

〔兼吉〕永仁三 頼秀・沙弥良信

江之介ハ入道也〔

一五三 称光天皇口宣案〔X11〕

上卿 中院中納言

応永廿年二月六日 宣旨

源行近〔小山〕

宜任右京亮

藏人頭右大弁藤原家俊奉

一五四 執權北条高時軍勢催促状写〔Z1〕

楠正成和州・河州両国押領、天下諸勢

御下知責之處、御一族平参之由相聞候畢、

早々其国御発陳可有旨、両使可申者也、

元亨三年四月 相模守

小山一族中

○本文書は検討を要する。

一五五 後醍醐天皇繪旨写〔Z2〕

佐々木信胤備後国於小豆島ニ揚義兵云々、早

南山一族相催可被合力也、天下御大事此時

也者、天機如是、仍執達如件、

延元二年五月六日 左少将忠雄奉

小山一族中

塩崎一族中

○本文書は検討を要する。

小山一族中

一五六 脇屋義助書状写〈Z3〉

御方参合戦可仕旨注進、尤神妙也、於有戦功忠賞可寄者也、

延元二年五月

義助判

小山一族中

一五七 錦小路惠源書状写〈Z4〉

從四条殿下知之趣、謹而奉畏注進尤神妙也、忠賞者軍功可寄者也、

八月

錦小路惠源

熊野那智・新宮

社司中

小山一族中

一五八 後醍醐天皇綸旨写〈Z5〉

和州宇田郡楠後詰神妙、天機尤甚云々、興国三年二月 左中将雅忠奉

小山一族中

○本文書は検討を要する。

一五九 某書状写〈Z6〉

大和国中江敵共乱入之処、和田・楠合力神妙、叡感不斜、

興国三年八月

判

一六〇 小山経幸軍忠状写〈Z7〉

謹而注進、今月八日田辺口合戦敵乘勝処、当家一族等捨身命相働、速々追崩候畢、

中就同名三郎五郎切疵五ヶ所、同四郎左右衛門射疵一ヶ所、同弥三郎切疵壹ヶ所、同重左衛門射疵二ヶ所、

同兵部允打死、潮崎逸角・山本是齋入道打死、

其外被官三拾六人打死、此旨執奏可被為候、已上、

正平廿一年三月十三日

小山石見守

経幸

御奉行所

一六一 豊臣秀吉下知状写〈Z8〉

高麗御陳御ニ付用意事

一 馬壹疋 是ハ名越名護迄引也

一 甲壹はね 卯金とつはひ

一 大さし物八人 内しない三本鑓五本さや金の唐金

一 小さし物八人 内四人鉄砲四人

一 人数之儀者、不及触ニ、自身用意嗜次第、

右御下知如件、

六月十日

藤堂佐渡守高虎

小山式部大夫殿氏次

一六二 遊佐順房書状写〈Z9〉

右之趣ニ而、同日一通、委細長少将可申候、恐々謹言、

順房

小山弥八殿

○「牟婁郡古文書」には見られないが、『紀伊統風土記』に収録される。一三七号と関連するカ。

参考一 教子明神社棟札写（5—107）
うら

地下氏子山西次郎兵衛 同又七 助兵衛 藤左衛門 助左衛門 六郎右衛門 又右衛門 善四郎 猪三郎
三左衛門 四郎大夫 為太夫 与次郎 孫六 孫太夫
于時永祿九丙寅年
奉造置副麒麟神前之為氏子御祈禱也 御本願主 俊次 八月中旬吉日 誌之

鳥居本願俊次 同祝者修理助

棟祝惣分より

棟上十一月廿日鳥居者

天文拾年 丑 十二月十九日 惣氏子 白敬

○7—3号にも同じ写しあり。

参考二 教子明神社棟札写（5—108）

大輔俊次

小山式部大夫俊次（花押） 同修理亮 同山脇弥太郎 森谷四郎 掃部助 四郎左衛門

和泉守 佐土守 三河守 八郎左衛門 新左衛門 勘解由左衛門 右意趣者為国土安穩庄内豊饒也

天文十一年 卯 十一月 大工保呂次郎右衛門

奉再興教子大明神棟上札聖主在社中迦陵頻伽聲哀愍衆生者我等今敬礼

善兵衛 吾郎兵衛 平左衛門 四郎三郎 善右衛門 平右衛門 弥七郎 時別当政所四郎左衛門
同神子古屋玉石御前

弥八郎彦兵衛孫八 四郎兵衛 八郎四郎 紀次郎 彦六源三郎 利右衛門 藤次郎 吉次郎 利介 記三郎

西 吉右衛門 中村源右兵衛 同右京助 記四郎 八郎五郎 藤三郎 彦六宗六助六才次郎 又五郎 弥八郎 源吉 三助 四郎三郎
彦二郎 四郎三郎 源四郎 法六

右者梵字前

○7—3号にも同じ写しあり。

2 神宮寺小山家文書

一 畠山義夏(義就)書状(A-1)

去十日、切目出陣之由、注進候、弥被致忠節候者、可令悦喜候、委細愛洲民部少輔可申候、謹言、

十一月廿日

義夏(花押)

小山隼人殿

○神宮寺小山家文書一〜六号は一卷に仕立てられている。

二 畠山種長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状(折紙)(A-2)

野辺掃部允慶景、依不思儀之覚悟、国念劇出来、所々合戦、湯河・玉置動被思召無比類御許容^(湯河)処、国人知行其外光春押領、種々雖被成御届、不被致承引、剩広庄押而可罷入候由言語道断、然者御敵造意候歟、所詮非可被捨国候条、慶景并令同心仁鉢被召置御恩地、被仰付上者、如先々各可

被申合、若背御下知輩

在之者、永代被放御被官、

至知行者忠次第可被仰

付、然時者忠節可為肝

要候、於時宜者神保式部丞・

保田五郎右衛門尉被仰舍之由、

可申上候、恐々謹言、

八月廿日

盛賢^(丹下)(花押)

長清^(遊佐)(花押)

小山八郎左衛門尉殿

三 畠山家奉行安見宗房・走井盛秀連署書状(折紙)(A-3)

今度湯河方家中

不慮出来、不及是非次第候、所詮被対申

御屋形様、直光覚悟

連々不相届子細在之、

剩玉置并愛洲・林国

儀、如先々可被応御意之

由懇望之条、被成其御

意得、被差下御上使向

御人数上者、各被存其

旨、別而御忠節肝要之

通、可申由候、恐々謹言、

八月十六日

宗房^(安見)(花押)

盛秀^(走井)(花押)

小山民部大輔殿

御宿所

四 桑山平七書状（A-4）

尚々御報

遅候て、背本意申候、

爰元御用之儀

不寄何時、可被

仰付候、以上、

追而各様へ、山城殿（山中長俊）

より御状被遣候、

御と、け可被成候由候、

以上、

御状拜見仕候、

忝候、早々御報

可被申処、

太閤様被成御煩（豊臣秀吉）

付て、遅々申候、

御報得候者、進入申候、

御材木之御目録ハ、

未御披露無之候、

跡より御報可被

申由ニ候、御材

木山出候事、

寒天之時分

御辛勞奉察拜候、

爰元御用之御儀

御座候者、可被仰

越候、御殿御

作事ニ詰候て、御城ニ

木宗宜（木村宗右衛門）も有之御事、

此地御越之節、以

貴面可申上候、

恐々謹言、

桑山平七

卜（花押）

十一月廿七日
小山式部（氏次）□

五 粟生之直書状（A-5）

「物数六十（七カ）□」

斗之事候間、

御心得頼入存候、

於爰元御用等候ハ、

可被仰越候、

以上、

態一「（筆令任）」候、

仍天満久目甚

右衛門ニ申付、於

其元材木共

買置申候処ニ、

貴殿御手前ニ

御留被成候由候、

長盛（増田）作事ニ

入申材木「（ニマカ）」

」

御座候間、御心得を以被成御上候て可被下候、頼入存候、長盛折紙可進候へ共、よろしからざる事候間、我等より申入候へと被申付候間、如此候、恐惶謹言、

粟生蔵丞

九月二日 之直(花押)

小山式様

人々御中

六 畠山植長感状(A-6)

三郡之儀、光春可有馳走之由候、被相談属本意候者、可為祝着候、委細者丹下備後入道・曾我治部可申候、恐々謹言、

八月十日 植長(花押)

五方衆中

七 空地知状(B-1)

三ヶ庄安居村空地分として及沙汰事

四ヶ度也、年貢色々の御公事物今于二不沙汰候、当年正和式年以先度如此

これといんは公ひやうを沙汰する人なき

に仍て、公ひやうのわつかとあるうゑハ、安居村

の預職ニおいてハ、久木の末重先所と申

によんで、彼職ニふし候いぬ、付先例ニ雜掌

のさいそくにしたかんで、御公事たいかん無きん

しすへき者也、仍下智状、如件、

正和二年十一月廿七日 空地(花押)

八 直心讓状(B-2)(C-4)

「彦二郎殿に讓状」

直心 彦二郎殿にゆつり状の事

合所々に

一あつちかいゑのまへ一段のうちしも半の分ゆつる

一かうろくほに四升まき 一したくほにてらやまはたけ

ちやくしふんにまし

一とうをんつくり四升まき 一すけ大夫つくり四升まき

一三郎殿のいゑのまゑ六升まい 一大夫三郎二升まき

一にしはたけ八升まき 五郎さへもんつくりなり

一ちやゑんの木のもとうゑした大へかはたけなり

一をふくほちにしのまゑたんしやう作四升まき也

一かミの兵へ太郎作四升まき 一いつはらのしやう大夫つくり二升ま

一むかいたいらにこけくちのあんのした三郎大夫作二升まき

一なかしまのいのたにやしき二升まき 一とうをんち二升まき田

一まつはらきわに三升まきふなり 一かミの五郎太郎つくりしやうふのうちふなり

一 うしろの山ちそう三升まき、かうこたとうをんとと二せまち
 又うゑのかうこ二一はかりをそへ候

一 ミかかふちのかけ二升まき をなしくの山深山不殘四辻迄なり
(三箇)
(久木)
 一 ひさげとうしよのくしせに等をゆつり渡なり

一 ■■■■ あこのミそくち八郎大夫つくり七升まき
(田高)
(嶺子)
 右件たはたけを、ちやくしひこ

二郎殿にゆつりわたす処(渡)しち也、一さいの(切)

ふつしん(私神)三ほうも御しやうらんあれ、しんそなく(親疎)

ゆつるところなり、仍こにちのためのしやうもん(後日)

ところの大神小神ををろし奉候、きやうたいとうし之いらん候(違乱)ましく

状、如件、

于時文明五年十一月吉日 直心(花押)

ちやくしひこ二郎殿ゆつる

○久木小山家文書一〇八号(5-102号)と同文。

九 安宅重俊書状(B-3)

尚々□□谷「」

せ□(二カ)を入、道にてうちをたち可

申候、貴所も御きもいり之事

たのミ申候、已上、

一 筆申入候、然者三ヶ川山二

鹿たくさん二有之由承候二付、

式部殿へ案内申候へハ、狩申やうを

被仰越候、則明朝狩可申候間、

今晚貴所二御(宿)やと可申覚候、

為其飛札を以申越候、恐々
 謹言、

十二月四日 重俊(花押)

○神宮寺小山家文書九・一〇号は一卷に仕立てられている。

一〇 安宅重俊書状(B-4)

尚々鹿山被下候者、道にてうちをたち

川原谷よりこ谷よりせこ(勢子)を入、朝山二可仕候間、

貴殿二一宿かり可申候、

態申入候、然者其元御無事二被入候や、

此方相替儀も無之罷有候、次に

三ヶ河山二而鹿狩仕度存候、承候へハ、

式部殿御留山二被成候由承候へ共、拙者(小山氏次)

領分田ノ井山・安居山ニ鹿一円無之候間、

御無心之儀ニ御座候へ共、一山可被下候、

式部殿へも以書状ヲ申達候、貴殿よりも

被加御一言之可被下候、恐々謹言、

十一月廿三日 重俊(花押)

「小山和泉殿参 安宅玄蕃」

一一 畠山種長書状(X-1)

野辺掃部允、依企不思議

覚悟、国念劇言語道断之次第、

湯河・玉置許容之処、光春(湯河)

所々押領、然時者別儀各不敏、

且非分国儀候、掃部允并令同心
輩赦免之上者、申合別而

忠節可為神妙候、委細遊佐
左衛門大夫・丹下備後守可申也、
謹言、

八月廿日 植長（花押）

小山八郎左衛門尉殿

一二 畠山植長感状（折紙）〈X2〉

今度保呂城江敵取

懸候之処、雖及一戰、

彼城落居無念次第候、

殊同名数多討死

不便、粉骨無比類候、

弥忠節肝要候、

謹言、

七月廿八日 植長（花押）

小山式部大夫殿

○神宮寺小山家文書一九号と同じカ。

一三 畠山植長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状写〈Z1〉

今度於弘撰寺等責口働、殊二名字被官

被疵由、野辺掃部允注進、尤被思召神妙候

由可申旨、被仰出候、恐々謹言、

六月八日 盛賢 判

長清 判

小山八郎左衛門尉殿

一四 畠山植長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状写〈Z2〉

国之儀付、別而被成御書上者、此時馳走

忠節肝要之由、相意得可申旨候、恐々謹言、

八月廿五日 盛賢

長清

小山八郎左衛門尉殿

一五 畠山植長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状写〈Z3〉

今度者、別而忠節神妙之至候、就

其望之儀、近日上使可被指下候、其

時可被仰出之由可申旨候、恐々謹言、

十二月廿二日 盛賢

長清

小山三郎五郎殿

一六 畠山植長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状写〈Z4〉

牟呂郡之内誉田分事、被仰付上者、

全知行別而忠節可為肝要由候也、

恐々謹言、

永正十八 三月十七日 盛賢判

長清判

小山三郎五郎殿

一七 畠山植長奉行丹下盛賢・遊佐長清連署書状写〈Z5〉

御書御請并注進之趣令披露候、弥馳走神妙

之由候、仍安宅大炊助(実後)前未申事哉、随分入魂肝要
之由候、四郎三郎御請到来、懸御目候、随而龍口
被討取候、尤專一無比類儀候、無越度様各可被仰
談候、委細山本方へ被仰出、早々大炊助計宜被
申候、追々言上被伝思召候由可申候、恐々
謹言、

八月十三日

盛賢
長清

小山三郎(後次)五郎殿

一八 長宗信書状写〈Z6〉

尚々此方相応之御用万一之時者、
示給可致奉公候、御方御事自然之
時ハ并可蒙御扶持覚悟候、連々
慶文へ申候、
定而可有御申候、
如何様不凶
遂参上可令
申談候、連々
信無恙此事候、
目出度、
当年者未申承候、
御祝儀珍重候、仍去年
長々於城中御辛勞
難尽紙上候、然処不慮
無事之御慶先以可然候、
左候間拙者共可被罷退之

由候条、袋川辺ニ一説請
御扶持候、其折節者彼
在所へ被懸御意候、外聞畏
存候、湯川殿御越之時刻
此方へ被帰候者可御心安候、
廳而可申入候ヲ兎角致遅延候、
恐多候、恐々謹言、

如月廿六日

宗信判

小山三郎(後次)五郎殿

○久木小名家文書八一号、善妙寺文書二号の写しカ。

一九 畠山植長感状写〈Z7〉

今度保呂城へ敵取懸之処、雖及一戦、
彼城落居無念次第候、殊同名数多
討死不便、粉骨無比類候、弥忠節
肝要候、
七月六日 植長判
小山式部(後次)大夫殿
○神宮寺小名家文書一二号と同じ文書カ。
二〇 丹下盛賢書状写〈Z8〉
今度者以名代御礼肝要、此時別而於
忠節候上者、可被仰付一所之由可申旨候、
恐々謹言、
三月廿一日 盛賢

小山式部大夫殿^(後次)

二一 長光書状写〈Z9〉

今度爰元江下国之処馳走祝著候、猶
上洛、広之代官半分可申付候、弥忠節肝
要候、謹言、

天文廿三 八月卅日

長光判

小山長八郎殿^(孫次)

○久木小山家文書三号、善妙寺文書一号の写しカ。

二三 某書状写〈Z10〉

右之趣、田殿代官可申付候、為兄弟
さはくへき者也、

月 日 同断

小山善十郎殿^(清次)

○久木小山家文書二号、善妙寺文書三号の同じ写しカ。